

# 用地調査等業務共通仕様書

令和6年10月1日以降適用

秋田県農林水産部

# 目 次

用地調査等業務共通仕様書	．．．．．	P 1	～	P 62
別記1 成果物一覧表	．．．．．	P 63	～	P 68
別記2 用地実測図原図及び用地平面図表示記号	．．．．．	P 69	～	P 72
別記3 事業認定申請図書等作成要領	．．．．．	P 73	～	P 78
別記4 土地評価業務要領	．．．．．	P 79	～	P 82
別記5 保安林解除等申請図書作成要領	．．．．．	P 83	～	P 98
用地調査等業務関係様式一覧表	．．．．．	P 99	～	P 102
様式第1号～様式第116号	．．．．．	P 103	～	P 301

# 用地調査等業務共通仕様書

## 第1章 総則

### (趣旨等)

**第1条** この用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、秋田県農林水産部の所掌する農業農村整備事業の用に供する土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を請負に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この共通仕様書により難しいとき又はこの共通仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。

### (用語の定義)

**第2条** この共通仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

一 「発注者」とは、契約担当者（秋田県財務規則（昭和39年2月25日秋田県規則第4号）第2条に規定する者）をいう。

二 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

三 「調査職員」とは、契約書及び共通仕様書等に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。

四 「総括調査員」とは、統括調査業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。

また、共通仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者等に対する報告等を行うとともに、主任調査員及び調査員の指揮監督並びに用地調査等業務のとりまとめを行う者をいう。

五 「主任調査員」とは、主任調査業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理、業務の進捗状況の確認、共通仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理及び関連業務との調整（重要なものを除く。）の処理を行う者をいう。

また、共通仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

六 「調査員」とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、共通仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く。）を行う者をいう。

また、共通仕様書等の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任

- 調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
- 七 「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 八 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 九 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 十 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
- 十一 「契約書」とは、「建設コンサルタント業務等委託契約書」をいう。
- 十二 「共通仕様書等」とは、共通仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 十三 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。
- 十四 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 十五 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 十六 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 十七 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものとする。
- 十八 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 十九 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 二十 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 二十一 「協議」とは、書面により契約書及び共通仕様書等の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 二十二 「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに土地改良補償要綱・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。
- 二十三 「検査」とは、契約書及び共通仕様書等に基づき、検査員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。
- 二十四 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 二十五 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。
- 二十六 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。
- 二十七 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有す

る者をいう。

二十八 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。

二十九 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。

三十 「土地改良補償要綱」とは、土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱（昭和38年3月23日）付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）をいう。

三十一 「運用方針」とは、土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針（昭和46年1月11日付け45農地D第994号（設）農林省農地局長通知）をいう。

三十二 「成果物の点検・調製確認」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、土地改良補償要綱・運用方針への適合性、補償の妥当性等について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。

### （基本的処理方針）

**第3条** 受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この共通仕様書、土地改良補償要綱、運用方針等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

2 受注者は、公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、水枯渇等、工事騒音、日陰及びテレビジョン電波受信障害による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合には、この共通仕様書、中央用地対策連絡協議会（以下「中央用対」という。）が定める地盤変動影響調査算定要領（案）（以下「地盤変動影響調査算定要領」という。）その他の事業損失に関する事務処理要領等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならない。

### （調査職員）

**第4条** 調査職員は、契約書第8条第2項に規定した指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合で調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、調査職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

### （管理技術者）

**第5条** 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 管理技術者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）で

なければならない。

3 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項であるが、契約書第9条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び調査職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

4 管理技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に管理技術者の資格・氏名の記載及び押印を行うものとする。

5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

6 管理技術者は、原則として変更できない。

ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

#### （照査技術者）

**第6条** 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第4項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。

3 照査技術者は、発注者が「管理技術者」と同等の知識及び能力を有する者と認めた者でなければならない。

4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。

6 照査技術者は、原則として変更できない。

ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

#### （業務従事者及び担当技術者）

**第7条** 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に担当技術者通知書（様式第112号）により発注者に通知しなければならない。

なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には、構成員ごとに8名までとする。

3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

**(再委託)**

**第8条** 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、調査・補償額算定等の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

2 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、資料の収集、単純な集計その他特記仕様書に定める事項とする。

3 受注者は、前2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として請負代金額の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。

ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたときはこの限りではない。

5 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理を行い用地調査等業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者である場合は、秋田県の指名停止期間中であってはならない。

**(用地調査等業務の区分)**

**第9条** この共通仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条の規定に基づく国土交通省公共測量作業規程（秋田県公共測量作業規程）により行うものとし、この共通仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。

二 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第14章 地盤変動影響調査等を実施するする場合を除く。）。

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	以下のいずれかに該当する建物 ・ 土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・ 主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平屋建又は2階建の

	建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で、主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物
木造特殊建物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはコンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（軽量鉄骨造）により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物（石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法（重量鉄骨造）、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物）

（注）建築設備及び建物附随工作物（テラス、ベランダ等建物と一体として施工され、建物の効用に寄与しているもの）は、建物の調査に含めて行うものとし、この場合の「建築設備」とは、建物と一体となって、建物の効用を全うするために設けられている、又は、建物の構造と密接不可分な関係にあるおおむね次に掲げるものをいう。

- （1）電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受変電設備を除く。）、太陽光発電設備（建材型）等
- （2）通信・情報設備（電話設備、電気時計・放送設備、インターホン設備、警備設備、表示設備、テレビジョン共同受信設備等）
- （3）ガス設備
- （4）給・排水設備、衛生設備
- （5）空調（冷暖房・換気）設備
- （6）消火設備（火災報知器、スプリンクラー等）
- （7）排煙設備
- （8）汚物処理設備
- （9）煙突
- （10）運搬設備（昇降機、エスカレーター等。ただし工場、倉庫等の搬送設備を除く。）
- （11）避雷針

ただし、借家人等の建物所有者と異なる者の所有であり、かつ、容易に取り外しが行えるような場合は、この限りでない。

三 工作物は、表 2 により機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。

表 2 工作物区分

区 分	判 断 基 準
機械設備	<p>原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等をいい、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含む。</p>
生産設備	<p>当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備で次に例示するもの等をいう。ただし、建物として取扱うことが相当と認められるものを除く。</p> <p>A 製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池(場)(ポンプ配水設備を含む。)、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育又は調教施設等</p> <p>B 営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設(上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。)、自動車練習場のコース、遊園地(公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。)、釣り堀、貯木場等</p> <p>C 製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池(調整池及び沈澱池を含む。)、駐車場、運動場等の厚生施設等</p> <p>D 上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼料用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等</p>
附帯工作物	<p>表 1 の建物(注に掲げる設備、工作物を含む。)及び表 2 の他の区分に属するもの以外のすべてのものをいい、主として次に例示するものをいう。 門、圍障、コンクリート叩き、アスファルト舗装通路、敷石、敷地内排水設備、給・排水設備、ガス設備、物干台(柱)、池等</p>
庭 園	<p>立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景觀が形成されているものをいう。</p>
墳 墓	<p>墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいい、これに附随する工作物及び立竹木を含む。</p>

四 立竹木は、表3により庭木等、用材林、薪炭林、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）及びその他の立木に区分する。

表3 立竹木区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区別が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分岐したもので、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>③玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものを用いる。</p> <p>④生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものを用いる。</p> <p>⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</p> <p>① 日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>F ツル性類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。</p> <p>G その他 鑑賞等を目的に植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。</p>
用 材 林	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材

	の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	<p>A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① 園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>② 散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>
竹林	孟宗竹、真竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

## 第2章 用地調査等業務の基本的処理方法

### 第1節 用地調査等業務の実施手続

#### (施行上の義務及び心得)

**第10条** 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、関連する関係諸法令及び条例等のほか、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公庁への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。  
また、実施に当たっては、権利者等に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者等から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

#### (業務の着手)

**第11条** 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（休日等を除く。）以内に用地調査等業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が用地調査等業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

#### (書類提出)

**第12条** 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。

ただし、請負代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。

ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

- 3 受注者は、契約時又は変更時において請負代金の額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、契約・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、契約時は契約締結後15日（休日等を除く。）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く。）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く。）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、作業計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとし、受注者が設計共同体である場合は、構成員ごとに8名までとする。）。

- 4 受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される補償コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登

録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

5 前2項において、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。

なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く。）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

6 前3項において、受注者は本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

### （打合せ等）

**第13条** 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第116号）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2 用地調査等業務着手時及び共通仕様書等で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3 管理技術者は、共通仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。

なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

### （現地踏査）

**第14条** 受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

### （作業計画の策定）

**第15条** 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、共通仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、調査職員に提出しなければならない。

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第30条、第31条、第32条及び第34条に関する事項も含めるものとする。

- 一 業務概要
- 二 実施方針
- 三 業務工程
- 四 業務組織計画

- 五 打合せ計画
  - 六 成果物の品質を確保するための計画
  - 七 成果物の内容、部数
  - 八 使用する主な図書及び基準
  - 九 連絡体制（緊急時を含む。）
  - 十 使用する主な機器
  - 十一 共通仕様書等において照査技術者による照査が定められている場合は、照査技術者及び照査計画
  - 十二 その他
- 3 受注者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

#### （調査職員の指示等）

- 第16条** 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせたうえで、調査職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの共通仕様書、特記仕様書又は調査職員の指示について疑義が生じたときは、調査職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。
- 3 調査職員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示書（様式第113号）（以下「指示書」という。）により行うものとする。
- 4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第114号）により行うものとする。
- 5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第115号）により行うものとする。

#### （貸与品等）

- 第17条** 受注者は、用地調査等業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。
- 2 登記事項証明書等の貸与等を受ける必要があるときは、別途調査職員と協議するものとする。
- 3 貸与品等の品名及び数量は特記仕様書によるものとし、貸与品等の引渡しは、貸与品等引渡通知書（様式第1号）により行うものとする。
- 4 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品等受領書（様式第2号）を調査職員に提出するものとする。
- 5 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品等を返納するとともに貸与品等精算書（様式第3号）及び貸与品等返納書（様式第4号）を調査職員に提出するものとする。

#### （立入り及び立会い）

- 第18条** 受注者は、用地調査等業務のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

- 2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、調査職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 受注者は、用地調査等業務を行うため土地、建物等の立ち入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。  
ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

#### **(障害物の伐除)**

- 第19条** 受注者は、用地調査等業務を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 調査職員からの指示により障害物の伐除を行ったときは、障害物伐除報告書（様式第5号）を調査職員に提出するものとする。

#### **(身分証明書の携帯)**

- 第20条** 受注者は、用地調査等業務の着手に当たり、あらかじめ管理技術者ほか用地調査等業務に従事する者（以下「管理技術者等」という。）の身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受けるものとし、用地調査等業務の実施に当たっては、これを常に携帯させなければならない。
- 2 管理技術者等は、権利者等から請求があつたときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。
  - 3 受注者は、用地調査等業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

#### **(算定資料)**

- 第21条** 受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する補償額等の算定又は工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が指示する補償金算定標準書に基づき行うものとする。
- ただし、当該補償金算定標準書に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議のうえ市場調査により求めるものとする。

#### **(調査職員への進捗状況の報告)**

- 第22条** 受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- 2 受注者は、調査職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。
  - 3 受注者は、前項の進捗状況の報告に管理技術者を立ち合わせるものとする。

#### **(成果物の一部提出等)**

- 第23条** 受注者は、用地調査等業務の実施期間中であっても、調査職員が成果物の一部の提出を求

めたときは、これに応ずるものとする。

- 2 調査職員は、前項で提出した成果物の一部について、その報告を求めることができる。  
受注者は、当該報告に管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。
- 3 受注者は、用地調査等業務のうち成果物の点検・調製確認を実施するものとされたものについては、調査職員の指示により第24条に定める成果物の提出に先立って仮提出をしなければならない。

#### (成果物)

**第24条** 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。

- 一 用地調査等業務の区分及び内容ごとに整理し、編集する。
- 二 表紙には、契約件名、年度（又は履行期限の年月）、発注者及び受注者の名称を記載する。
- 三 目次及びページを付す。
- 2 本共通仕様書に様式の定めがないものは、調査職員の指示による。
- 3 提出する成果物は別記1成果物一覧表に掲げる成果物等で特記仕様書に掲げる成果物とし、部数は、1部とする。
- 4 受注者は、成果物の作成に当たり使用した調査表等の原簿を契約書第50条に定める契約不適合責任期間保管し、調査職員が提出を求めたときは、これらを提出するものとする。

#### (検査)

**第25条** 受注者は、調査職員が用地調査等業務の完了検査を行うときは、管理技術者及び調査職員の求めに応じて照査技術者を立ち合わせるものとする。

- 2 受注者は、検査のために必要な資料の提出その他の処置について、調査職員の指示に速やかに従うものとする。

#### (修補)

**第26条** 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。

- 2 調査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 調査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は調査職員の指示に従うものとする。
- 4 調査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

#### (条件変更等)

**第27条** 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

- 1 調査職員が、受注者に対して契約書第18条、第19条及び第21条の規定に基づく共通仕様書等の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

### （成果物の点検・調製確認対象業務の対応）

**第28条** 受注者は、第23条第3項で仮提出した成果物の内容等について、調査職員から質問又は問い合わせ等があったときは、必要な資料等を示し、これに答えるものとする。

2 受注者は、仮提出した成果物の内容等について、調査職員から再検討又は修補の指示があったときは、速やかに、これに応ずるものとする。

3 受注者は、前項の修補の指示項目以外の項目についても、これに類する項目があると認めるときは、これを修補するものとする。

### （守秘義務）

**第29条** 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、当該業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

一 受注者は、当該業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

二 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第15条に示す作業計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密としなければならない。

三 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

四 当該業務で取り扱う情報は、アクセス制限及びパスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。

また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。

五 受注者は、当該業務完了時に、発注者から貸与された情報その他知り得た情報を発注者へ返却若しくは消去又は破棄を確実にしなければならない。

六 受注者は、当該業務の実施過程で知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

### （個人情報の取扱い）

**第30条** 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### （安全等の確保）

**第31条** 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように管理技術者等に

安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
  - 一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
  - 二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。
- 8 受注者は、屋外で行う用地調査等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

#### **（行政情報流出防止対策の強化）**

- 第32条** 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとり、第15条で示す作業計画書に流出防止策を記載するものとする。
- 2 受注者は、用地調査等業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

#### **（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置）**

- 第33条** 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
- なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
  - 3 前2項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。
  - 4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

#### **（保険加入の義務）**

- 第34条** 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

## 第2節 数量等の処理

### (用地測量の面積計算及び計算数値の取扱い)

**第35条** 用地測量の面積計算は、原則として、座標法によるものとする。

2 用地測量に係る計算数値の取扱いは、計算の表示単位と桁数について、以下のとおりとする。  
なお、端数は切捨てとする。

- ① 長さ m単位 小数点以下3けた
- ② 面積 m<sup>2</sup>単位 小数点以下6けた

### (建物等の計測)

**第36条** 建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。

ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。

- 2 建物及び工作物の面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。
- 3 建物等の構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等の計測は、原則として、ミリメートルを単位とする。
- 4 立竹木の計測単位は、次の各号によるものとする。
  - 一 幹周、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
  - 二 樹高、幹高、葉張、葉長点高及び玉周は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

ただし、庭木等のうち株物、玉物、生垣及び特殊樹については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。
  - 三 地被類、芝類、ツル性類及び竹林が植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）までとする。

### (図面等に表示する数値及び面積計算)

**第37条** 建物等の調査図面に表示する数値は、前条の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

- 2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第4位まで算出し、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）までの数値を求めるものとする。
- 3 建物の延べ床面積は、前項で算出した各階別的小数点以下第2位までの数値を合計した数値とするものとする。
- 4 1棟の建物が2以上の用途に使用されているときは、用途別の面積を前2項の定めるところにより算出するものとする。

### (計算数値の取扱い)

**第38条** 建物等の補償額算定に必要となる構造材、仕上げ材等の数量算出の単位は、通常使用されている例によるものとする。

ただし、算出する数量が少量であり、通常使用している単位で表示することが困難な場合は、別

途の単位を使用することができるものとする。

2 構造材、仕上げ材等の数量計算は、原則として、それぞれの単位を基準として次の方法により行うものとする。

一 数量計算の集計は、補償額算定調書に計上する項目ごとに行う。

二 前項の使用単位で直接算出できるものは、その種目ごとの計算過程において、小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで求める。

三 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。

この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

#### （補償額算定調書に計上する数値）

**第39条** 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第36条による計測値を基に算出した数値とする。

一 建物の延べ床面積は、第37条第3項で算出した数値とする。

二 構造材、仕上げ材その他の数量は、前条第2項第2号及び第3号で算出したものを小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）で計上する。

#### （補償額の端数処理）

**第40条** 建物等の補償額の算定を行う場合の端数処理は、原則として、次の各号に掲げる場合を除き、1円未満切り捨てとする。

一 補償単価及び資材単価等は、次による。

イ 100円未満のとき 1円未満切り捨て

ロ 100円以上10,000円未満のとき 10円未満切り捨て

ハ 10,000円以上のとき 100円未満切り捨て

二 共通仮設費及び諸経費にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

## 第3章 権利調査

### 第1節 調査

#### (権利調査)

**第41条** 権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聴き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

#### (地図の転写)

**第42条** 地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

この場合において、土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所で換地処分が行われる計画があるものについては、調査職員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。

- 一 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。
  - 二 転写した地図には、方位、縮尺、市町村名、大字名、字名（隣接字名を含む。）及び地番を記載する。
  - 三 転写した地図には、管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名を記入する。
- 2 地積測量図等の転写は、調査区域内の土地について、管轄登記所に地積測量図等が存する場合に、これを転写又は複写する方法により行うものとする。

#### (土地の登記記録の調査)

**第43条** 土地の登記記録の調査は、前条で作成した地図から調査職員が指示する範囲の土地に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- 二 地目及び地積
- 三 登記名義人の氏名等及び住所等
- 四 共有土地については、共有者の持分
- 五 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 六 仮登記等があるときは、その内容
- 七 その他必要と認める事項

#### (建物の登記記録の調査)

**第44条** 建物の登記記録の調査は、第42条で作成した地図から調査職員が指示する範囲に存する建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

- 一 建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに登記原因及びその日付け

- 二 登記名義人の氏名等及び住所等
- 三 共有建物については、共有者の持分
- 四 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- 五 仮登記等があるときは、その内容
- 六 その他必要と認める事項

#### **(権利者の確認調査)**

**第45条** 権利者の確認調査は、前2条に規定する調査が完了した後、実地調査及び次の各号に定める書類等により行うものとする。

- 一 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
  - 二 商業登記簿、法人登記簿等
- 2 権利者が法人以外であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 権利者の氏名、住所及び生年月日
  - 二 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした相続系統図を作成する。
  - 三 権利者が未成年者等であるときは、その法定代理人等の氏名及び住所
  - 四 権利者が不在者であるときは、その財産管理人の氏名及び住所
- 3 権利者が法人であるときの調査事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 法人の名称及び主たる事務所の所在地
  - 二 法人を代表する者の氏名及び住所
  - 三 法人が破産法（平成16年法律第75号）による破産宣告を受けているとき等の場合にあっては、破産管財人等の氏名及び住所
- 4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等からの聴き取りを基に調査を行うものとする。

#### **(墓地管理者等の調査)**

**第46条** 墓地管理者等の調査は、中央用対が定める（改葬の補償及び祭し料調査算定要領（案）（以下「改葬及び祭し料要領」という。））により行うものとする。

この場合において、改葬及び祭し料調査算定要領第1条及び第7条中「基準細則第19」とあるのは「運用方針第20」と、第1条中「基準細則第20」とあるのは「運用方針第21」と読み替えるものとする。

#### **(土地利用履歴等の調査)**

**第47条** 土地利用履歴等の調査は、取得又は使用の対象となる土地に係る土壌汚染状況調査の実施の可否を判定するため、中央用対が定める土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領（以下「土地利用履歴等調査要領」という。）により行うものとする。

### **第2節 調査書等の作成**

### (転写連続地図の作成)

**第48条** 転写した地図は、各葉を複写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

- 一 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線
- 二 第43条第3号で調査した登記名義人の氏名等
- 三 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

### (調査書の作成)

**第49条** 第43条から第45条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表（様式第7-1号）、土地調査表（様式第7-2号）、建物の登記記録調査表（様式第8-1号、第8-2号）、戸籍簿等調査表（様式第9号）及び相続関係説明図（様式第10号）に所定の事項を記載するものとする。

- 2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。
- 3 墓地管理者等の調査表は、第46条の調査結果を基に改葬及び祭料要領により作成するものとする。
- 2 土地利用履歴等の調査表は、第47条の調査結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

## 第4章 用地測量

### 第1節 境界確認

#### （公共用地境界の打合せ）

**第50条** 調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条に規定する国土交通省所管国有財産が存するとき、又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

#### （資料の作成及び立会い）

**第51条** 前条の打合せの結果を調査職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものとする。

3 前条の打合せの結果、第48条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによつて、公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。

この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第55条第2項に準じた同意を取りつけるものとする。

#### （境界確定後の図書の作成）

**第52条** 前条の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

#### （立会い準備）

**第53条** 調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第43条から第46条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、調査職員と立会い日時、具体の作業手順等について協議し、その指示によつて権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

#### （境界立会いの画地及び範囲）

**第54条** 調査区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行うものとする。

一 1筆を範囲とする画地

二 1筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地

三 1筆の土地であっても、その一部が異なつた現況地目となっている場合は現況の地目ごとの画地、この場合の現況地目は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日民二第456号法務省民事局長通達）第68条及び第69条に定める地目の区分によるものとする。

四 一面地にあって、土地に付属するあぜ、溝、その他にこれらに類するものが存するときは、一面地に含むものとする。

ただし、一部ががけ地等で通常の用途に供することができないと認められるときは、その部分を区分した画地とする。

五 調査区域内の土地の隣接土地等のうち調査職員が必要があると指示した画地

### (境界立会い)

**第55条** 前条の境界立会いの範囲について、調査職員の指示により、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。

二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。

この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。

三 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋌(頭部径15mm)等容易に移動できない標識を設置するものとする。

四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。

ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書(様式第13号)に確認のための署名押印を求めるものとする。

3 第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し調査職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

一 関連する権利者全員の同意が得られないもの

二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの

三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき

## 第2節 境界測量

### (用地測量の基準点)

**第56条** 用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途調査職員が指示する基準点測量の成果(基準点網図、測点座標値等)を基に検測して使用するものとする。

2 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには調査職員と協議するものとする。

3 第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について調査職員と協議し、その指示を受けるものとする。

**(境界測量)**

**第57条** 各境界点の測量を行うときは、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。

ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づき行うことができるものとする。

2 前項の観測は、測量地域の地形及び地物の状況等を考慮し、次のとおり行うものとする。

一 トータルステーション等を用いる観測は、次表を標準とする。

区 分	方 法	較差の許容範囲
水平角観測	0.5対回	——
鉛直角観測	0.5対回	——
距離測定	2回測定	5 mm

二 キネマティック法、RTK法又はネットワーク型RTK法による場合は、干渉測位方式により2セット行うものとし、使用衛星数及び較差の許容範囲等は次表を標準とする。

使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲		備 考
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	△N △E	20mm	△N：水平面の南北方向のセット間較差 △E：水平面の東西方向のセット間格差ただし、平面直角座標値で比較することができる。
適 要	①GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とすること。 ③GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。				

三 ネットワーク型

RTK法による観測は、間接観測法又は単点観測法を用いる。

四 単点観測法による場合は、作業地域を囲む既知点において観測し、必要に応じて整合を図るものとする。

ただし、整合の方法は次のとおりとする。

(1) 整合の基礎となる既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置するものとする。

- (2) 前号の既知点数は、3点以上を標準とする。
- (3) 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。
- ① 座標補正は、平面直角座標で行うことを標準とする。
  - ② 座標補正に用いる既知点数は、3点以上を標準とする。
  - ③ 座標補正の補正手法は適切な方法を採用するものとする。
- (4) 高さの整合処理は、標高補正として次により行うものとする。
- ① 標高補正は、標高を用いることを標準とする。
  - ② 標高補正に用いる既知点数は、3点以上を標準とする。
  - ③ 標高補正の補正手法は適切な方法を採用するものとする。
- (5) 座標補正の点検は、座標補正を行った点と作業地域に隣接する点との距離を、座標補正前後で求め、その較差により行うものとする。
- なお、較差の許容範囲は、次表を標準とする。

点検距離	許容範囲
500m 以上	点検距離の 1 /10,000
500m 以内	50mm

五 第二号において1セット目の観測終了後、再初期化を行い2セット目の観測を行う。

なお、境界点の座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。

- 3 前項の結果に基づき、境界点の座標値、境界点間の距離及び方向角を計算により求めるものとする。
- 4 座標値等の計算における結果の表示単位等は、次表を標準とする。

なお、計算を計算機により行う場合は、次表に規定する位以上の計算精度を確保し、座標値及び方向角は次表に規定する位の次の位において四捨五入とし、距離及び面積は、次表に規定する位の次の位以下を切り捨てるものとする。

区 分	方 向 角	距 離	座 標 値	面 積
単 位	秒	m	m	m <sup>2</sup>
位	1	0.001	0.001	0.000001

- 5 第1項の観測を行うに当たり、用地実測図等の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。
- 6 各境界点等は、連番を付するものとする。
- 7 ネットワーク型RTK法による場合は、既知点となった電子基準点の名称等を記録する。

### (補助基準点の設置)

**第58条** 境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、4級基準点以上の基準点から設置することができるものとする。

この場合の精度は、4級基準点に準ずるものとする。

2 補助基準点は、基準点から辺長100m以内、節点は1点以内の開放多角測量により標杭を設置するものとする。

なお、観測の区分等は、次表を標準とするものとする。

区 分	方 法	較差の許容範囲	
		倍角差	観測差
水平角観測	2対回 (0° , 90° )	60''	40''
鉛直角観測	1対回	60''	
距離測定	2回測定	5 mm	

### (用地境界仮杭の設置)

**第59条** 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。

一 原則として、関連する権利者の立会いのうえ行う。

二 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋌（頭部径15mm）等のものとする。

三 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。

2 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し調査職員に報告しなければならない。

ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭を設置するものとする。

この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させたくて用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

### (境界点間測量)

**第60条** 境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をトータルステーション等を用いて測定し、精度を確認するものとする。

2 境界点間測量は、隣接する境界点間又は境界点と用地境界点（用地境界杭を設置した点）との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値と測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、次表を標準とするものとする。

区分	距離		備考
	20m未満	20m以上	
平地	10mm	$S / 2,000$	Sは点間距離の計算値
山地	20mm	$S / 1,000$	

### 第3節 面積計算の範囲

#### (面積計算の範囲)

**第61条** 面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- 一 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積
- 二 画地が用地取得線の内外に存するときは、用地取得の対象となる土地及び用地取得の対象となる土地以外の土地（残地）の面積
- 三 土地の面積は、一筆ごとに次の方法により求めるものとする。

イ 一筆の土地に異なる現況地目があるときは、一筆の土地の総面積を求めたうえ、評価価格の高い地目の土地から順次差し引いて面積を求めるものとし、同一の地目の土地に異なる権利者があるときは、その権利者ごとにそれぞれの面積を求めるものとする。

ロ 一筆の土地が取得等の区域線にまたがるため分筆を必要とする場合においては、取得等の区域と区域外に区分してそれぞれ面積を求めるものとする。

この場合において、当該土地に異なる地目又は権利者がある場合は前記イを準用するものとする。

- 四 前各号によらない場合については、調査職員の指示による。

2 面積計算結果は、座標面積計算表に記入するとともに、第49条に定める土地調査表の現況調査欄に取得用地の地目及び面積を記入するものとする。

この場合において記入する地目は、第54条第3号に定める地目ごとに区分して記入し、面積は10分の1を単位とする。

### 第4節 用地実測図等の作成

#### (用地実測図原図の作成)

**第62条** 受注者は、用地実測図等の作成に当たっては、次の各号の方法により行うものとする。

- 一 用地実測図原図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項及び調査職員が指示する事項を記入する。

なお、表示記号については、別記2用地実測図原図及び用地平面図表示記号により表示するもの

とする。

- (1) 基準点及び境界点（官民、所有権、借地、地上権等境界点）の点名及び境界線
- (2) 面積計算表
- (3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等氏名
- (4) 境界辺長
- (5) 隣接地の地番及び境界の方向線
- (6) 借地境界
- (7) 用地取得線
- (8) 図面の名称、配置、方位、座標線、縮尺又は地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の氏名
- (9) 区市町村名及び大字・字名並びに境界線
- (10) 中心杭、幅杭点及び用地境界点の位置
- (11) 現況地目
- (12) 道路名及び水路名
- (13) 建物及び工作物
- (14) 画地及び残地の面積
- (15) その他

二 用地実測図原図の縮尺は、原則として縮尺500分の1（土地が市街地地域にあっては、調査職員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とする。

三 用地実測図原図は、左を起点側、右を終点側とし、数葉にわたるときは、一筆の土地が2葉にまたがらないこととし、右上に番号を付すとともに、当該図面がどの位置に存するかを示す表示図を記載するものとする。

四 精度管理の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。

#### （用地平面図等の作成）

**第63条** 受注者は、用地実測図原図をポリエスチルフィルムに黒トレース（ただし、取得等の予定線は朱色とする。）し、用地実測図原図各葉について連続させた用地平面図を作成するものとする。

ただし、補助基準点、境界辺長、計測距離及び座標値は表示しないものとする。

2 受注者は、前項に準じて黒トレースし、補助基準点、境界点、幅杭点等の番号及び座標値を表示した境界点番号図を作成するものとする。

### 第5節 関係官公庁への手続き等

#### （関係官公庁への手続き等）

**第63条の2** 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。

また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。

2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議する

ものとする。

- 3 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。

また、国土交通省公共測量作業規程（秋田県公共測量作業規程）第15条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

## 第5章 土地評価

### (土地評価)

**第64条** 土地評価とは、取得等する土地（残地等に関する損失の補償を行う場合の当該残地を含む。）の更地としての正常な取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める「不動産の鑑定評価」は含まないものとする。

### (土地評価の基準)

**第65条** 土地評価は、調査職員から特に指示された場合を除き別記4土地評価業務要領に定めるところに基づき実施するものとする。

### (現地踏査及び資料作成)

**第66条** 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要となる次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

#### 一 同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

- (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、標準地及び用途的地域の名称
- (2) 鉄道駅、バス停留所等の交通施設
- (3) 学校、官公署等の公共施設、病院等の医療施設、銀行、スーパーマーケット等の商業施設
- (4) 幹線道路の種別及び幅員
- (5) 都市計画の内容、建築物の面積・高さ等に関する基準
- (6) 行政区域、大字及び字の境界
- (7) 取引事例地
- (8) 地価公示法（昭和44年法律第49号）第6条により公示された標準地（以下「公示地」という。）又は国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）第9条第5項により周知された基準地（以下「基準地」という。）

#### 二 取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。

- (1) 土地の所在、地番及び住居表示
- (2) 土地の登記記録に記録されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況
- (3) 周辺地域の状況
- (4) 土地に物件がある場合は、その種別、構造、数量等
- (5) 売主及び買主の氏名等及び住所等並びに取引の目的及び事情（取引に当たって特段の事情がある場合はその内容を含む。）
- (6) 取引年月日、取引価格等
- (7) 取引事例地の画地条件（間口、奥行、前面道路との接面状況等）及び図面（100分の1～5

00分の1程度)

### 三 収益事例調査表及び造成事例調査表

収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理のうえ作成する。

### 四 用途的地域の判定及び同一状況地域の区分の理由を明らかにした書面

### 五 地域要因及び個別的要因の格差認定基準表

格差認定基準表とは、土地価格比準表を適用するに当たり、土地価格比準表の定める要因中の細項目に係る格差率適用の判断を行うに当たり基準となるものをいう。

### 六 公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

## (標準地の選定及び標準地調査書の作成)

**第67条** 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第2号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

## (標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

**第68条** 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第65条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、調査職員が指示する図面に記載するものとする。

## (残地等に関する損失の補償額の算定)

**第69条** 残地又は残借地に関する損失の補償額は、土地改良補償要綱第50条及び運用方針第36に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

この場合において、当該土地が、建物等の敷地であって自家自用(借家人が居住する建物を含む。)又は借地権の対象となっている場合で、残地が合理的な移転先とならないと認められる場合並びに、残地を従前の利用目的に供することが著しく困難であると認められる場合には、調査職員と協議してその指示を受けるものとする。

## 第6章 建物等の調査

### 第1節 調査

#### (建物等の調査)

**第70条** 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

#### (建物等の配置等)

**第71条** 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一面の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、調査職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

#### (法令適合性の調査)

**第72条** 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき土地改良補償要綱第26条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。

この場合において、調査対象法令については調査職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

#### (木造建物)

**第73条** 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては、建物移転料算定要領（案）（以下「建物要領」という。）別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うものとする。

この場合において、建物要領第1条及び別記曳家移転料算定要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と、「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。

2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

3 前2項の実施に当たっては、運用方針第15条別表第11に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補

修等の有無を調査するものとする。

#### (木造特殊建物)

**第74条** 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

#### (非木造建物)

**第75条** 非木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添二 非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

#### (機械設備)

**第76条** 機械設備の調査は、中央用対が定める機械設備調査算定要領（案）（以下「機械設備要領」という。))により行うものとする。

この場合において、機械設備要領第1条中「基準細則」とあるのは、「運用方針」と読み替えるものとする。

#### (生産設備)

**第77条** 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、現況測量等を行う。
- 二 種類（使用目的）
- 三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

#### (附帯工作物)

**第78条** 附帯工作物の調査は、中央用対が定める附帯工作物調査算定要領（案）により行うものとする。

この場合において、附帯工作物要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。

#### (庭園)

**第79条** 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。

配置の調査は、現況測量等により行うものとする。

ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。

二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等

三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等

四 施工方法、意匠、管理状況

五 その他補償額の算定に必要と認められる事項

六 庭園の概要が把握できる写真の撮影

### (墳墓)

**第80条** 墳墓の調査は、改葬及び祭料要領により行うものとする。

### (立竹木)

**第81条** 立竹木の調査は、中央用対が定める立竹木調査算定要領（案）（以下「立竹木要領」という。）により行うものとする。

この場合において、立竹木要領第1条中「基準細則第5及び第22」とあるのは「運用方針第5及び第23」と、第8条中「細則第22条第2項」とあるのは「運用方針第23条第2項」と読み替えるものとする。

2 立木の測定方法（庭木等及び用材林（苗木）を除く。）は、第1項によるほか次の各号によるものとする。

一 立木の胸高直径の測定は、輪尺又は直径巻尺により行う。輪尺を用いる場合は、山側一方差し（平地林においては、任意方向一方差し。）とする。ただし、胸高直径の断面が不整形で最小径と最大径の差が特に著しいと認められるものについては、山側より直角二方向（平地林においては任意直角二方向差し。）を測定し、それぞれ括約して求める。

二 胸高直径以下で分岐し、幹枝の区分の困難な分岐木の胸高直径は、各樹幹をそれぞれ独立の立木とみなして測定する。

三 立木の根回りの測定は、巻尺により地際を測定する。

3 用材林（苗木）の調査方法は、第1項によるほか次の各号によるものとする。

一 胸高直径の調査に換えて、根元回りを調査する。

二 苗床のものについては、㎡当たりの植栽本数を調査する。

三 苗圃のものについては、植栽距離を調査する。

## 第2節 調査書等の作成

### (建物等の配置図の作成)

**第82条** 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

一 建物等の所有者（同族法人及び親子を含む。）を単位として作成する。

二 縮尺は、原則として、次の区分による。

(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100分の1又は200分の1

(2) 庭園、墳墓、庭木等

50分の1又は100分の1

三 用紙は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A列3番を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、日本産業規格A列2番によることができる（以下この節において同じ。）。

四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。

方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。

ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七 図面中に次の事項を記入する。

(1) 敷地面積

(2) 用途地域

(3) 建ぺい率

(4) 容積率

(5) 建築年月

(6) 構造概要・建築工法

(7) 建築面積

(8) 建物延べ床面積

### （法令に基づく施設改善）

**第83条** 法令に基づく施設改善の調査書は、第72条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合していない（このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。）と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

一 法令名及び条項

二 改善内容

### （木造建物）

**第84条** 木造建物の図面及び調査書は、第73条の調査結果を基に作成するものとする。

2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。

3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

#### （木造特殊建物）

**第85条** 木造特殊建物の図面及び調査書は、第74条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
- 五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
- 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）

3 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものとする。

- 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
- 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

#### （非木造建物）

**第86条** 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第75条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第75条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

#### （機械設備）

**第87条** 機械設備の図面及び調査書は、第76条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

#### （生産設備）

**第88条** 生産設備の図面及び調査書は、第77条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要なとなる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

#### （附帯工作物）

**第89条** 附帯工作物の調査表及び図面は、第78条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

#### (庭園)

**第90条** 庭園の調査書は、第79条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

#### (墳墓)

**第91条** 墳墓の図面及び調査書は、第80条の調査結果を基に改葬及び祭し料要領により作成するものとする。

#### (立竹木)

**第92条** 立竹木の図面及び調査書は、第81条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。

### 第3節 算定

#### (移転先の検討)

**第93条** 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1項（4）アからエまでの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。

なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。

一 移転想定配置図（縮尺100分の1～500分の1程度）

二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料（検討概要書）

2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物（以下「照応建物」という。）の推定建築費は、策定した建物計画案に基づき、概算額により積算するものとする。

また、概算額の積算に必要となる、平面図、立面図等はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。

なお、調査職員から、照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第82条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

#### (法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

**第94条** 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損

失額の算定は、第72条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。

#### (木造建物)

**第95条** 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第84条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかによるものとする。

2 木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

#### (木造特殊建物)

**第96条** 木造特殊建物の補償額を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第85条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算にあたっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 木造特殊建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

#### (非木造建物)

**第97条** 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第86条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 非木造建物の補償額の算定は、調査職員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。

#### (照応建物の詳細設計)

**第98条** 第93条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第93条第1項の検討を行った場合は、調査職員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第93条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

一 照応建物についての計画概要表（様式第59-1号、第59-2号）

二 面積比較表（様式第59-4号）

**(機械設備)**

**第99条** 機械設備の補償額の算定は、第87条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

**(生産設備)**

**第100条** 生産設備の補償額の算定は、第88条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

**(附帯工作物)**

**第101条** 附帯工作物の補償額の算定は、第89条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

**(庭園)**

**第102条** 庭園の補償額の算定は、第90条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

**(墳墓)**

**第103条** 墳墓の補償額の算定は、第91条で作成した資料を基に改葬及び祭し料要領により行うものとする。

**(立竹木)**

**第104条** 立竹木の補償額の算定は、第92条で作成した資料を基に立竹木要領により行うものとする。

## 第7章 営業その他の調査

### 第1節 調査

#### (営業その他の調査)

**第105条** 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

#### (営業に関する調査)

**第106条** 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、中央用対が定める営業補償調査算定要領（案）（「営業要領」という。）により行うものとする。

この場合において、営業要領第1条中「基準細則」とあるのは、「運用方針」と読み替えるものとする。

#### (居住者等に関する調査)

**第107条** 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）
  - 二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）
  - 三 住居の占有面積及び使用の状況
  - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
  - 五 その他必要と認められる事項
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。
- 3 前2項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、中央用対が定める仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（案）（以下「仮住居要領」という。）、家賃減収補償調査算定要領（案）（以下「家賃減収要領」という。）又は借家人補償調査算定要領（案）（以下「借家人要領」という。）により行うものとする。

#### (動産に関する調査)

**第108条** 動産に関する調査は、中央用対が定める動産移転料調査算定要領（案）（以下「動産要領」という。）により行うものとする。

この場合において、動産要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。

### 第2節 調査書の作成

#### (調査書の作成)

**第109条** 営業に関する調査書は、第106条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。

る。

- 2 居住者等に関する調査書は、第107条の調査結果を基に居住者調査表（様式第76号、第77号）により作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。
- 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。

### 第3節 算定

#### （補償額の算定）

- 第110条** 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。
- 2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。
  - 3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。  
この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。
  - 4 移転雑費の算定は、中央用対が定める移転雑費算定要領（案）により行うものとする。

## 第8章 消費税等調査

### (消費税等に関する調査等)

**第111条** 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。

ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

### (調査)

**第112条** 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

なお、次に掲げる資料のうち「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等の一つの資料により判定が可能であるときは、それ以外の資料を調査する必要はないものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
  - 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」
  - 三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」
  - 四 消費税簡易課税制度選択届出書
  - 五 消費税簡易課税制度選択不適用届出書
  - 六 消費税課税事業者選択届出書
  - 七 消費税課税事業者選択不適用届出書
  - 八 消費税課税事業者届出書
  - 九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
  - 十 法人設立届出書
  - 十一 個人事業の開廃業等届出書
  - 十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書
  - 十三 消費税課税事業者届出書（特定期間用）
  - 十四 特定期間の給与等支払額に係る書類（支払明細書（控）、源泉徴収簿等）
  - 十五 特定新規設立法人に該当する旨の届出書
  - 十六 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書
  - 十七 適格請求書発行事業者登録に係る通知書
  - 十八 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書
  - 十九 その他の資料
- 2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

### **（補償の要否の判定等）**

**第 1 1 3 条** 消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判断フロー（「土地改良事業用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成26年4月1日付け25農振第2418号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）別添－5参考）により、補償の要否を判断（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第85号）を用いて、作成するものとする。

この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

## 第9章 予備調査

### 第1節 調査

#### (予備調査)

**第114条** 予備調査とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転計画案の作成並びに移転が想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または土地改良補償要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査を行うことをいう。

#### (企業内容等の調査)

**第115条** 予備調査に係る大規模工場等の企業内容等の調査は、移転計画案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造、（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転計画案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

#### (敷地使用実態の調査)

**第116条** 予備調査に係る大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
  - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

- 五 前条第6号の製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係
- 六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項
- 七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

#### （建物調査）

**第117条** 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第73条から第75条までに準ずる方法により行うものとする。

この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、調査職員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるように行うものとする。

#### （機械設備等調査）

**第118条** 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、第115条及び第116条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等について、第99条から第101条までに準ずる方法により行うものとする。

この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

- 2 前項の関連移転の検討の対象とする機械設備等を定めるに当たっては、調査職員の指示を受けるものとする。
- 3 写真の撮影は、機械設備等の概要を把握できるように行うものとする。

## 第2節 調査書等の作成

#### （企業概要書）

**第119条** 企業内容等の調査書は、第115条の調査結果を基に企業概要書（様式第90号）を用いて、作成するものとする。

#### （配置図）

**第120条** 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第116条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備、生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）

- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

#### **（建物、機械設備等の図面作成）**

**第121条** 予備調査に係る大規模工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

#### **（移転計画案の作成）**

**第122条** 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第115条から第118条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。

この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1項（4）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）の変更計画
  - 二 建物（残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。）、機械設備等の移転計画
  - 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
  - 四 建物、機械設備等の移転工程表
  - 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
  - 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第91号）
  - 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第92号）
- 2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。
- 一 照応建物についての計画概要表（様式第59-1号、第59-2号）
  - 二 面積比較表（様式第59-4号）
  - 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第59-3号）

### **第3節 算定**

#### **（補償概算額の算定）**

**第123条** 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、第119条から前条までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

## 第10章 移転工法案の検討

### 第1節 調査

#### (移転工法案の検討)

**第124条** 移転工法案の検討とは、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6章建物等の調査及び第7章営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、土地改良補償要綱第26条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討することをいう。

#### (企業内容等の調査)

**第125条** 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

ただし、第119条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 所在地、名称及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係
- 四 財務状況
- 五 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 六 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）
- 七 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

#### (敷地使用実態の調査)

**第126条** 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。

ただし、第116条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
  - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
  - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査
  - (3) 原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量
  - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

五 次のいずれかにおける建物等の配置との関係

(1) 前条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)

(2) 第115条第6号の製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)

(3) 営業要領第2条第1項第1号ロ(2)の移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目

六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

## 第2節 調査書等の作成

### (企業概要書)

**第127条** 企業内容等の調査書は、第125条の調査結果を基に企業概要書(様式第90号)を用いて、作成するものとする。

### (配置図)

**第127条の2** 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、第126条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備及び附帯工作物、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置(又は配置)

二 製品等の製造、加工又は販売等の工程

三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1とする。

### (移転工法案の作成)

**第128条** 大規模工場等の移転工法案は、第71条から第79条まで、第81条、第125条及び第126条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。

この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1項(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画

二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画

三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要

四 建物、機械設備等の移転工程表

五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)

六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第91号)

七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第92号)

2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。

なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第59-1号、第59-2号）
- 二 面積比較表（様式第59-4号）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第59-3号）

#### （補償額の比較）

**第129条** 前条の移転工法案を作成したときは、運用方針第15第1項（4）エに定める補償額の比較を行うものとする。

2 前項の検討に当たり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から教示を得るものとする。

## 第 1 1 章 再算定業務

### (再算定業務)

**第 1 3 0 条** 再算定業務とは、建物等の補償額について再度算定する（再調査して算定する場合を含む。）ことをいう。

### (再算定の方法)

**第 1 3 1 条** 建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 補償額の算定項目、算定方法等に係る土地改良補償要綱、運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき補償額を算定する。  
この場合における移転工法は、調査職員の指示による。

## 第 1 2 章 補償説明

### (補償説明)

**第 1 3 2 条** 補償説明とは、土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。

### (概況ヒアリング等)

**第 1 3 3 条** 受注者は、補償説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

### (説明資料の作成等)

**第 1 3 4 条** 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討
- 二 権利者等ごとの補償説明に係る事項の整理
- 三 権利者等に対する説明用資料の作成

### (権利者等に対する説明)

**第 1 3 5 条** 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。

一 権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。  
ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。

二 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償説明の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

### (記録簿の作成)

**第 1 3 6 条** 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第97号）に記載するものとする。

### (説明後の措置)

**第 1 3 7 条** 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報

告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者等に係る補償説明のすべてについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、又は当該事業計画、補償説明若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

## 第13章 事業認定申請図書等の作成

### (事業認定申請図書等の作成)

**第138条** 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

### (事業認定申請図書の作成)

**第139条** 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

- 一 相談用資料作成  
起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの
- 二 申請図書作成  
起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの

### (事業計画の説明)

**第140条** 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について調査職員等から説明を受けるものとする。

### (現地踏査)

**第141条** 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

### (起業地の範囲の検討)

**第142条** 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。  
2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、調査職員と協議するものとする。

### (事業認定申請図書の作成方法)

**第143条** 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記3事業認定申請図書等作成要領により作成するものとする。

### **(相談用資料の作成方法)**

**第144条** 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。

この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

- 一 事業認定申請書(案)
- 二 事業計画書
- 三 関連事業に関する協議書(案)
- 四 法第4条地の調査及び管理者の意見書(案)
- 五 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書(案)
- 六 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書(案)
- 七 その他必要な書面等

### **(相談用資料の添付図面の作成方法)**

**第145条** 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の添付図面の作成は、第143条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。

この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。

- 一 起業地表示図
- 二 法第4条地表示図
- 三 関連事業表示図
- 四 法第4条地管理者意見照会添付図
- 五 起業地計画図等
- 六 法令制限地表示図
- 七 許認可等土地表示図
- 八 参考資料として必要な図面
- 九 その他必要と認められる図面

### **(申請図書の作成)**

**第146条** 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書(案)の作成は、調査職員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。

### **(裁決申請図書の作成)**

**第147条** 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

### **(裁決申請図書の作成方法)**

**第148条** 裁決申請図書の作成は、法第40条に定める書類(図面の作成を除く)の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、別記3事業認定申請図書等作成要領により作成するものと

する。

- 一 裁決申請書（案）
- 二 事業計画書
- 三 法第40条第1項第2号関係書類
- 四 法施行規則第17条第2号イに定める書面
- 五 法施行規則第17条第3号に定める書面
- 六 法第36条に定める土地調書（案）
- 七 起業地の位置を表示する図面
- 八 起業地及び事業計画を表示する図面
- 九 土地調書に添付する実測平面図
- 十 その他必要と認められる書面及び図面

#### **（明渡裁決申立図書の作成）**

**第149条** 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

#### **（明渡裁決申立図書の作成方法）**

**第150条** 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、調査職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

- 一 明渡裁決申立書（案）
- 二 法第47条の3第1項第1号関係書類
- 三 法施行規則第17条の6第1号に定める書面
- 四 法施行規則第17条の6第2号に定める書面
- 五 法第36条に定める物件調書（案）
- 六 物件調書に添付する図面
- 七 その他必要と認められる書面及び図面

## 第14章 地盤変動影響調査等

### 第1節 調査

#### (地盤変動影響調査)

**第151条** 地盤変動影響調査とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。

#### (調査)

**第152条** 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

この場合において、地盤変動要領第1条中「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和61年7月1日付け中央用対第4号）と、第27条中「公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）第37条」とあるのは「土地改良補償要綱第35条（移転雑費）」と読み替えるものとする。

2 前項により難しい場合は、調査職員の指示により必要な調査を行うものとする。

#### (調査)

**第153条** 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選定・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては、往復観測するものとする。

- (1) 観測手簿
- (2) 計算簿
- (3) 点の記
- (4) その他必要と認められる書面及び図面

2 前項により難しい場合は、監督職員の指示により必要な調査を行うものとする。

#### (費用負担の要否の検討)

**第154条** 損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに調査職員に報告するものとする。

## 第2節 算定

### （費用負担額の算定）

**第155条** 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 前項により難しい場合は、調査職員の指示する方法により費用負担額の算定を行うものとする。

## 第3節 費用負担の説明

### （費用負担の説明）

**第156条** 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

### （概況ヒアリング等）

**第157条** 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から当該事業の計画概要、当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

[注] 前2節と併せて発注する場合は、「第156条削除」とする。

### （説明資料の作成等）

**第158条** 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、調査職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

- 一 説明対象建物等及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの費用負担の内容等の確認
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

[注] 前2節と併せて発注する場合は、下線部分を適用しない。

### （権利者に対する説明）

**第159条** 権利者に対する説明は、調査職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 権利者との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。  
ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ調査職員にその方法等について確認すること。
- 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得

ておくこと。

- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

#### **（記録簿の作成）**

**第160条** 受注者は、権利者と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第97号）に記載するものとする。

#### **（説明後の措置）**

**第161条** 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、調査職員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

## 第 15 章 写真台帳の作成

### (写真台帳の作成)

- 第 162 条** 受注者は、第 6 章、第 7 章、第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。
- 一 第 6 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
  - 二 第 6 章及び第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
  - 三 第 7 章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。
  - 四 第 7 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼働状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
  - 五 第 9 章、第 10 章及び第 14 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
  - 六 第 14 章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
  - 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載をするものとする。

## 第 1 6 章 土地調書等の作成

### (土地調書等の作成)

**第 1 6 3 条** 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第 110 号）及び物件調書（様式第 111 号）を作成するものとする。

## 第 17 章 保安林解除等申請図書の作成

### (保安林解除等申請図書の作成)

**第 164 条** 保安林解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。

2 保安林解除申請図書作成とは、森林法（昭和26年法律第249号）第27条及び森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）第17条に規定する保安林解除の手續きに要する関係書面を作成することをいう。

3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第2416号）第7条及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年6月23日農林省令第40号）第14条に規定する国有林野の使用申請手續に要する関係書面を作成することをいう。

### (事業計画の説明)

**第 165 条** 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

### (現地踏査)

**第 166 条** 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現地の踏査を行うものとする。

### (保安林解除等申請図書の作成方法)

**第 167 条** 保安林解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第17条並びに国有林野の管理経営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条に定めるところに従うほか、「別記5」保安林解除等申請図書作成要領及び監督職員の指示により行うものとする。



## 別記 1

## 成果物一覧表

1. 成果物の一覧は次のとおりとし、各成果物の提出部数は、土地調書及び物件調書は2部、他は1部とする。  
次表に定めない様式、提出部数の変更を行う場合は、特記仕様書又は調査職員の指示によるものとする。

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第3章 関係	地図の転写		地図写	B5 折	長期保存に耐える用紙
			地図の連続図	〃	
	土地の登記記録の調査	7-1	土地の登記記録調査表	A-4	買収地、隣接地にかかわらずに地番順に記載する。
		7-2	土地調査表	〃	土地の登記事項証明書を必要とする場合は、特記仕様書で指示する。
	建物の登記記録等の調査	8-1	建物の登記記録調査表	A-4	建物の登記記録を転写する。
		8-2	建物の登記記録調査表	〃	建物の登記事項証明書を必要とする場合は、特記仕様書で指示する。
			立木登記簿調査表		登記簿謄本又は抄本を添付する。
	権利者の確認調査		法人登記簿又は商業登記簿		登記簿謄本又は抄本を添付する。
		9	戸籍簿等調査表	A-4	名義人が相続に係る場合は、相続関係説明図及び相続関係を証する戸籍等の謄本又は抄本を全て添付する。
		10	相続関係説明図	〃	
	墓地管理者等の調査	11-1	墓地管理者調査表	A-4	改葬の補償及び祭し料調査算定要領
		11-2	墓地使用（祭し）者調査表	A-4	
		11-3	墓碑類調査表	A-4	
	土地利用履歴等の調査	12-1	土壤汚染に関する土地利用履歴等調査報告書(1)		土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領
		12-2	土壤汚染に関する土地利用履歴等調査報告書(2)		
12-3		法令関係資料調査表			
12-4		現況利用調査表			
12-5		履歴等聞き取り調査表			
第4章 関係	用地測量	13	土地境界立会確認書	A-4	
			観測手簿	〃	墨入れ不要 原簿
			野帳	適宜	墨入れ不要 原簿
			基準点網図	A-全版	
			点の記	A-4	点の数は、特記仕様書で指示する。
			計算書		
			成果簿		
			境界点成果簿	A-4	境界点（座標）には適宜符号を付し略図を記載するものとする。
			用地実測図原図	ポリエステルフィルム A500	本規格により難しい場合は、特記仕様書で指示する。40cm×49.5cm
			用地平面図	ポリエステルシート	三斜線及び距離に関する数字を除いて表示する。測量範囲及び縮尺により適宜裁断する。A-500又はA-300片面マット
			境界点番号図	B5 折	三斜線及び距離に関する数字を除き境界点・幅杭等の番号を表示する。測量範囲及び縮尺により適宜裁断する。
14	境界測量精度管理表	〃			
	電子用地測量成果	CD-R	「測量成果電子納品要領（案）」及び「電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】」による。		

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第5章 関係	土地評価	15	標準地評価格等総括表	A-4	
		16	標準地選定評価調査表	"	
		17~23	地域要因調査表及び算定表	"	
		24~30	個別的な要因調査表及び算定表	"	
		31~37	地域格差率認定基準表	"	
		38-1,2	宅地収益価格調査表及び算定表	A-4	
		39	積算価格調査表及び算定表	"	
		40	造成事例調査表及び算定表	"	
		41-1,2	比準地評価格調査表	"	
		42	残地補償額算定表	"	
		43	土地価格の調整前調整後の比較表	"	
第6章 関係	木造建物調査・積算		建物等配置図	A-2~3	木造建物調査積算要領
		44-1,2	建物平面図屋根伏図等	"	図面：本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。
		45	木造建物調査表	A-4	
		46	木造建物数量計算書〔外壁〕	"	
		47	木造建物数量計算書〔内壁〕	A-4	
		48	木造建物数量計算書〔床、天井〕	"	
		49	木造建物数量計算書〔金属製建具〕	"	
		50	木造建物数量計算書〔木製建具〕	"	
		51	建物調査票〈補正率関係調査表〉	"	
		52	木造建物建築直接工事費計算書	"	
	55	工事工程表	"		
	非木造建物・木造特殊建物調査・積算	57	工事内説明細書総括表	A-4	非木造建物調査積算要領
		58	工事工程表	"	
			数量計算書	"	
		構造計算書	"		
		(建築図面)	A0~A3		
		建物概要			
		平面図			
		断面図			
		杭地業想定設計図			
		根切想定設計図			
		上部く体現状図			
		矩形図			
		立面図			
		写真方向撮影図			
	配置図				
	展開図				
	仕上表				
	面積表				
	建具表				

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考	
第 6 章 関 係	非木造建物・木造特 殊建物調査・積算		その他図面			
			(建築設備図面)	A0~A3		
			○電気設備			
			器具一覧表			
			器具配置図			
			受変電設備図			
			幹線系統図			
			動力設備系統図			
			○給排水衛生設備			
			器具一覧表			
			器具配置図			
			消火設備系統図			
			污水处理設備図			
			その他図面			
			○空調和設備			
			器具一覧表			
			器具配置図			
			その他図面			
			○昇降設備			
			諸元表			
	その他図面					
	○その他設備					
		必要図面				
建物算定	53-1	建物移転料算定表〔再築工法〕	A-4	建物移転料算定要領		
	53-2	建物移転料算定表〔改造工法〕	〃			
	53-3	建物移転料算定表〔復元工法〕	〃			
	53-4	建物移転料算定表〔除却工法〕	〃			
	54	木造建物建築直接工事費計算書〔曳家工法〕	〃			
	54-1	建物移転料算定表〔曳家工法〕	〃			
	56	木造建物解体直接工事費計算書	〃			
	56-1	廃材運搬費・廃材処分費計算表	〃			
	56-2	廃材運搬費及び廃材処分費内訳書	〃			
	56-3	廃材運搬費及び廃材処分費内訳書（工作物）	〃			
照応建物の詳細設計 等	59-1、2	計画概要表	A-4			
	59-3	計画概要比較表	〃			
	59-4	面積比較表	〃			
工作物（生産設備） の調査・積算		平面図、立面図、構造図、断面図その他補償 金額積算上必要とする図書	A0~A3			
工作物（附帯工作 物）の調査・積算	60-1-1	附帯工作物調査表	A-4	附帯工作物調査算定要領		
	60-1-2	附帯工作物補償額算定書	〃			
工作物（機械設備） の調査・積算		平面図、立面図、構造図、断面図その他補償 金額積算上必要とする図書	A-3	機械設備調査算定要領		
	60-2-1	機械設備調査表				

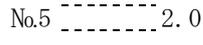
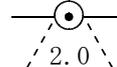
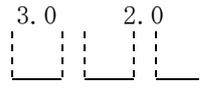
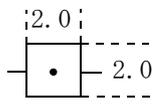
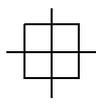
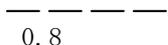
分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第6章 関係	工作物（機械設備） の調査・積算	60-2-2	機械設備調査表		
		60-3	機械設備算定内訳書（総括表）		
		60-4	機械設備算定内訳書（復元工事費又は再築工事費）		
		60-5	機械設備算定内訳書（撤去費）		
		60-6	機械設備直接工事費明細書		
		60-7	機械設備据付工数等計算書		
		60-8	機械設備運搬台数計算書		
		60-9	機械設備見積比較表		
	立竹木の調査・積算	61-1	立竹木調査表	A-4	立竹木調査算定要領
		61-2	立竹木算定表	A-4	
		62	管理程度補正判定表	A-4	
	庭園の調査・積算		庭園調査表		工作物調査表及び立竹木調査表を用いて作成するものとする。
	墳墓等の調査・積算		墓碑類調査表	A-4	改葬の補償及び祭し料調査算定要領
				特殊の形状又は構造を有するものについては見取図を作成する。	
63		改葬補償金算定書	A-4		
第7章 関係	営業の調査・積算	64	営業調査総括表	A-4	営業補償調査算定要領
			事業概況説明書		
			各種調査資料		※各種資料の写し
		65	従業員調査表	A-4	
			売場及び工場配置図		
			設備機械器具調査表		
			生産及び販売実績調査表		
			受注又は顧客動向調査表		
			在庫率及び回転率調査表得意先喪失調査表		
			移転広告費調査表		
			営業の権利調査表		
			固定資産及び流動資産調査表		
		66	仕入先調査表	A-4	
		67-1	営業補償金算定書（営業廃止の補償）	〃	
		67-2	営業補償金算定書（営業休止の補償）	〃	
		67-3	営業補償金算定書（営業規模縮小の補償）	〃	
		67-4	従業員に対する休業手当相当額算定書	〃	
		67-5	得意先喪失補償額算定書（1）製造業	〃	
		67-6	得意先喪失補償額算定書（2）建設業	〃	
		67-7	得意先喪失補償額算定書（3）卸・小売業	〃	
		67-8	得意先喪失補償額算定書（4）飲食・サービス業	〃	
			営業所及び営業概況書		
			営業補償方法認定書		
		68	移転工法別経済比較表	A-4	
		69	認定収益額算定書	〃	
		70	固定的経費内訳表	〃	
		71	固定的経費付属明細表	〃	
72	固定資産等の売却損補償額算定書	〃			
第7	営業の調査・積算	73	費用分解一覧表	〃	

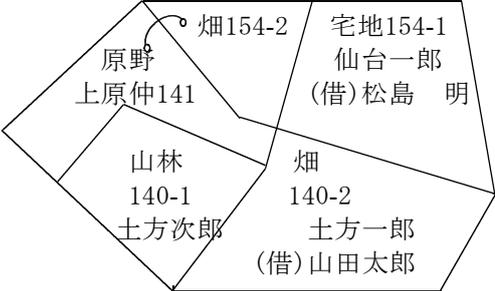
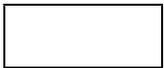
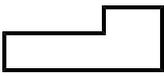
分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
章 関 係		74	移転広告費等算定書	〃	
		75	損益計算書比較表	A-4	
			移転工程表		※工事工程表を参考に作成する
	居住者調査	76	居住者調査表（自家・家主）	A-4	
		77	居住者調査表（借家・借間）	〃	
	動産調査・積算	78	動産調査表	A-4	動産移転料調査算定要領
		79	動産移転料算定書	〃	
	その他通常生ずる損失補償金額積算	80-1	仮住居補償金額算定書	A-4	仮住居等に要する費用に関する調査算定要領
		80-2	仮住居補償金調査算定書	〃	
		80-3	仮倉庫補償金調査算定書	〃	
		80-4	標準家賃単価算出表（月額）	〃	
		81-1	家賃調査表	〃	家賃減収補償調査算定要領
		81-2	家賃減収補償金額算定書	〃	
		82	借家人補償金算定書	〃	借家人補償調査算定要領
83		祭し料算定書	〃	改葬の補償及び祭し料調査算定要領	
84		移転雑費補償金額算定書	A-4	移転雑費算定要領	
84別表1		別表1	〃		
84別表2	別表2	〃			
第 8 章 関 係	消費税等調査	85	消費税等調査表	A-4	
			消費税等調査表（表1-1,1-2）	〃	
		86	申出書	A-4	
		87,89	消費税等相当額算定調書	〃	
		88	営業補償金消費税等相当額算定調書（削除）	〃	
第 9 ・ 1 0 章 関 係	予備調査・移転工法案の検討	90	移転計画案検討概要書（企業概要）	A-4	
		91	移転工法（計画）案検討概要書	〃	
		92	移転工法（計画）各案の比較表	A-4	
		59-1	計画概要表（検討資料）	〃	
		59-2	計画概要表	A-4	
		59-3	計画概要比較表	〃	
		59-4	面積比較表	〃	
第 1 2 章 関 係	補償説明	93	補償金総括表	A-4	
		94	土地所有権の補償に関する内訳表	〃	
		95	土地に関する所有権以外の権利の補償に関する内訳表	〃	
		96	土地に関する権利以外の補償に関する内訳表	〃	
			補償契約書		
			登記承諾書等		請求書を含む
			補償額調書		
		97	補償説明記録簿	A-4	
第 1 3 章 関 係	事業認定申請図書等の作成		事業認定申請書	A-4	
			事業計画書	〃	
			起業地の位置図	B5 折 1/25000	市販地図

分類	業務区分	様式番号	成果物の名称	規格等	備考
第 1 3 章 関 係	事業認定申請図書等の作成		起業地、事業計画及び法第4条に規定する土地を表示する図面	B5 折 1/1000	
			標準横断面図	B5 折 1/1000	
			縦断面図	B5 折 1/1000	
			主要な施設の構造図	B5 折 1/100 1/200	
		98	法4条に規定する土地等に関する調書	A-4	
		99	法令の規定による制限のある土地に関する調書	A-4	
		100	法第4条に規定する土地の管理者の意見書 照会文	〃	
			法第4条に規定する土地の管理者の意見書 回答文	〃	
		101	法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 照会文 法令の規定による制限のある土地に関する行政機関の意見書 回答文	〃	
		102	関連事業を施行する必要があることを証する書面 協議文 関連事業を施行する必要があることを証する書面 回答文	〃	
		103	事業の施行に関して行政機関の許可等があったことを証する書面 照会文 事業の施行に関して行政機関の許可等があったことを証する書面 回答文	〃	
			改修等状況図等	B5 折 1/5000	
		104	用地取得状況表	A-4	
			状況写真	適宜	
			比較ルート調書	A-4	
			比較ルート図面	B5 折	
			交通量、流量等の積算根拠		
			都市計画図	B5 折	
			裁決申請書	A-4	
			明渡裁決申立書	〃	
第 1 4 章 関 係	地盤変動影響調査等		調査区域位置図		地盤変動影響調査算定要領
			調査区域平面図		
		105	建物等調査一覧表		
		106	建物等調査書（平面図、立平面図）		
		107	損傷調査書（事前・事後）		
		108	写真台帳		
		109	建物等の費用負担額算定書		
第 1 5 章 関 係	写真撮影		写真台帳		ネガは市販のネガフィルムに収納し、業務名、調査場所名を表示する。写真のサイズは約8cm×11cmとする。
第 1 6 章 関 係	土地調書等の作成	110	土地調書	A-4	
		111	物件調書	〃	

## 用地実測図原図及び用地平面図表示記号

(数字に単位の表示がないものは、mmとする。)

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線色及び線幅	
中 心 杭		黒 0.2	用地杭と用地杭を朱線で結ぶ。  字名は4.5mm直立等線体で表示すること。  測量に係る土地を取得し、又は使用するに当たり、分筆を要するものであり、かつ、当該土地に左に掲げる境界標がない場合においては、当該境界に代えて当該土地のうち取得し、又は使用する部分にそれ以外の部分との境界に存する適宜の境界点と近傍の恒久的地物（幅杭を含む。）との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。
中心杭番号	No.5 	黒 0.2	
用地杭及び起業地の境界		朱 0.15	
大字の境界		黒 0.35	
字の境界		黒 0.35	
土地の境界		黒 0.15	
土地の境界標 イ 石杭		黒 0.15	
ロ コンクリート杭		黒 0.15	
ハ 合成樹脂杭		黒 0.15	
ニ 不銹鋼杭		黒 0.15	
一筆内の異なる権利の境界		緑 0.10	
一筆内の異なる地目の境界		緑 0.10	
一筆内の異なる占有者の境界		茶 0.15	

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例
	形状及び大きさ	線色及び線幅	
地 番	アラビア数字 左 横 書 字の高さ 2.0 字の間隔 2.0	黒 0.15	
同一所有者記号		黒 0.10	
所有者等の氏名	左 横 書	黒 0.15	
土地に関する権利（担保物件を除く。）が設定されているときは権利の種類及び権利者の氏名	正方形直立等線体 字の大きさ 2.5 字の間隔 1.0 やむをえないときは縦書とする。		
地 目	字の大きさ 2.5 字の間隔 2.5以内	黒 0.15	
三斜線（底辺）		黒 0.10	
”（垂線）		黒 0.10	
流水の方向		青 0.10	
建物、工作物			
木 造		黄 0.15～ 0.35	
非 木 造		黄 0.35	表示は外側真形とする。

区 分	記 号		記号の表示の方法又は図例																												
	形状及び大きさ	線色及び線幅																													
配 電 線 路	 1.5	茶 0.15	柱の位置を表示する。  外枠は支持物の敷地の実測。 内枠は支持物の基礎を表示。																												
送 電 線 路	 1.5	茶 0.15																													
通 信 線 路	 1.5	茶 0.15																													
鉄 道 ・ 軌 道	 1.5	茶 0.15																													
そ の 他	 1.5	茶 0.15																													
井 戸	 2.0	茶 0.15																													
肥 料 槽	 2.0	茶 0.15																													
貯 水 槽	 2.0	茶 0.15																													
水道、下水道、 屋外電力、屋外 機械等の施設	 緑 0.15	緑 0.15																													
業 務 名			<table border="1"> <tr> <td>業 務 名</td> <td colspan="3">○ ○ ○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>箇 所 名</td> <td colspan="3">○ ○ ○ ○</td> </tr> <tr> <td>縮 尺</td> <td>○○○○</td> <td>図面番号</td> <td>○○</td> </tr> <tr> <td>測量年月日</td> <td colspan="3">平成○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="3">○○○○</td> </tr> <tr> <td>調査者</td> <td>計算者</td> <td>検査者</td> <td>照合者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	業 務 名	○ ○ ○ ○ ○ ○			箇 所 名	○ ○ ○ ○			縮 尺	○○○○	図面番号	○○	測量年月日	平成○○年○○月○○日			受注者	○○○○			調査者	計算者	検査者	照合者				
業 務 名	○ ○ ○ ○ ○ ○																														
箇 所 名	○ ○ ○ ○																														
縮 尺	○○○○	図面番号		○○																											
測量年月日	平成○○年○○月○○日																														
受注者	○○○○																														
調査者	計算者	検査者		照合者																											
箇 所 名	縦	6.5cm																													
測 量 年 月 日																															
縮 尺	横	10.0cm																													
受 注 者 等																															



## 事業認定申請図書等作成要領

### 第1章 事業認定申請図書（案）の作成

（事業認定申請書（案）の作成）

第1条 受注者は、事業認定申請書（案）、添付書類目録（案）を作成するものとする。

- 一 事業認定申請書（案）は次に掲げる事項を記載すること。
  - イ 起業者の名称
  - ロ 事業の種類
  - ハ 収用又は使用の別を明らかにした起業地
  - ニ 事業の認定を申請する理由
- 二 前項の申請書（案）には、次号に掲げる書類を添付するものとし、添付書類目録（案）は、事業認定申請書に添付する書類の順序により記載する。
  - イ 事業計画書（案）
  - ロ 起業地及び事業計画を表示する図面
  - ハ 関連事業に関する協議書（案）
  - ニ 法第4条地に関する調書（案）、図面及び当該土地の管理者の意見書（案）
  - ホ 法令制限地に関する行政機関の意見書（案）
  - ヘ 事業施行権限に関する行政機関の意見書（案）

（事業計画書（案）の作成）

第2条 受注者は、次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書（案）を作成するものとする。

- 一 事業計画の概要
- 二 事業の開始及び完成の時期
- 三 事業に要する経費及びその財源
- 四 事業の施行を必要とする公益上の理由
- 五 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並びにこれらを必要とする理由
- 六 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な利用に寄与することになる理由

（位置図作成）

第3条 受注者は、次の各号により起業地の位置を表示する図面を作成するものとする。

- 一 国土地理院発行の縮尺25,000万分の1（ない場合は縮尺50,000万分の1）の地形図を用い、原則として赤色で起業地を着色し、表示すること。
- 二 起業地の起点、終点の所在（字まで）を記載すること。
- 三 主要な河川、道路等の名称を記載すること。

(起業地表示図作成)

第4条 受注者は、次の各号により起業地を表示する図面を作成するものとする。

- 一 地形図(事業計画平面図を併用)には、「収用部分」は薄い黄色、「使用の部分」は薄い緑色、「収用し、又は使用しようとする物件又は収用し、若しくは使用しようとする権利の目的である物件」があるときは、これらの物件が存する土地の部分は薄い赤色で範囲を明確に着色し、起業地内に物件があるときは、その主要なものを図示するものとする。  
縮尺は、1,000分の1を標準とし、100分の1から3,000分の1の範囲内とする。
- 二 前号の図面には県、郡、市、町、村、大字、小字の境界を記入し、かつ、その名称を記入して、起業地がどの字内にあるかということを明確にすること。
- 三 主要な河川、道路等の名所を記載すること。

(法第4条地等の関係機関調査)

第5条 受注者は、関係官公署、事業所等において、事業を施行する土地(以下「起業地」という。)に存する施設等について、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- 一 法第4条に規定する土地(以下「法第4条地」という。)等の区域及び法令条項
  - 二 土地利用について法令の規定による制限がある土地(以下「法令制限地」という。)等の区域及び法令条項
  - 三 事業の施行に関して行政機関の許認可等を必要とする場合、その土地等の区域及び法令条項等
- 2 受注者は、関係機関等から意見の申し出があったときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し、協議するものとする。

(法第4条地の物件精査)

第6条 受注者は、前条の関係機関調査に基づき、すみやかに現地において確認及び調査を行うものとする。

(法第4条地表示図作成)

第7条 受注者は、第5条第1項及び第6条の調査結果に基づき、第4条の起業地表示図に法第4条地の種類別に法第4条第1号に規定する色以外を用いて適宜着色(凡例を添付すること。)して、当該土地を明らかにし、かつ、番号等を付して明確に表示するものとする。

- 2 前項の番号等は、第10条に規定する調書の番号等と整合させるものとする。

(法令制限地表示図作成)

第8条 受注者は、第5条第1項及び第6条の調査結果に基づき、第4条の起業地表示図と同一の図面を使用し、法令制限地の種類別に区域線、引出し線及び補助線等により、当該土地を明らかにし(凡例を添付すること。)、かつ、番号等を付して明確に表示するものとする。

- 2 前項の番号等は、第10条に規定する調書(案)の番号等と整合させるものとする。

(関連事業表示図作成)

第9条 受注者は、関連事業について第4条の起業地表示図に番号等を付して、その範囲を明確に表示するものとする。

- 2 前項の番号等は、第13条に規定する協議書の番号等と整合させるものとする。

(法第4条地等調書(案)作成)

第10条 受注者は、第7条の法第4条地表示図及び第8条の法令制限地表示図に基づき番号等を付して、それぞれ所在、施設、面積等を明らかにした調書(案)(様式第98号、様式第99号)を作成するものとする。

(管理者の意見照会書(案)の作成)

第11条 受注者は、起業地内にある法第4条地について、各管理者ごとに第3条の位置図、第4条の起業地表示図、第7条の法第4条地表示図及び前条の調書を調整し、法第18条第2項第4号の意見照会書(案)(様式第100号)を作成するものとする。

(法令制限地に関する意見照会書(案)の作成)

第12条 受注者は、起業地内にある土地の利用について法令による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関ごとに、第3条の位置図、第4条の起業地表示図、第8条の法令制限地表示図及び第10条の調書(案)を調整し、法第18条第2項第5号の意見照会書(案)(様式第101号)を作成するものとする。

(関連事業に関する協議書(案)の作成)

第13条 受注者は、関連事業について、本来の管理者ごとに第3条の位置図、第9条の関連事業表示図を調整し、法第18条第2項第3号の協議書(案)(様式第102号)を作成するものとする。

(事業施行に関する意見照会書(案)の作成)

第14条 受注者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可又は認可等の処分が必要な場合には、法第18条第2項第6号(様式第103号)の意見照会書(案)を作成するものとする。

(改修等状況図等の作成)

第15条 受注者は、次の各号により改修等状況図等を作成するものとする。

- 一 縮尺5,000分の1から25,000分の1の図面を使用すること。
- 二 申請区間が全体計画の一部であるときは、全体計画についても表示すること。

(用地取得状況表の作成)

第16条 受注者は、申請時点における用地取得状況表(様式第104号)を作成するものとする。

(状況写真等の作成)

第17条 受注者は、起業地の状況、あい路等を撮影し、整理のうえ、撮影方向とともに比較ルート図等に貼付けるものとする。

(その他参考となる資料の作成)

第18条 受注者は、調査職員の指示を受け、事業認定申請書(案)の補足資料、その他参考となる資料の作成を行うものとする。

(作成部数)

第19条 事業認定申請書の作成部数は、原則として土地収用法施行規則第2条に規定する部数に2を加えた部数とする。

2 前項に定める部数以上の申請図書が必要となった場合は、調査職員と協議して必要部数を定めるものとする。

## 第2章 裁決申請図書(案)の作成

(裁決申請図書(案)の作成)

第20条 受注者は、調査職員の指示により、法第40条に規定する裁決申請書(案)を土地収用法施行規則第16条に定められた様式(別記様式第10)に従い作成するものとする。

(事業計画書(案)の作成)

第21条 受注者は、既に、告示があった事業認定の申請書に添付した事業計画書を参考とし、調査職員の指示を受け事業計画書(案)を作成するものとする。

(起業地及び事業計画を表示する図面等の作成)

第22条 受注者は、次の各号による外、調査職員の指示を受け、位置図及び起業地及び事業計画を表示する図面を作成するものとする。

一 位置図

告示された事業認定申請書に添付した位置図と同一の縮尺の図面を用いて作成するものとする。

二 起業地及び事業計画を表示する図面

起業地及び事業計画を表示する図面は、前号と同様とする。

ただし、図面の着色に当たっては、「起業地」の範囲を薄い黄色(「使用の部分」は薄い緑色とする。)で、又、このうち「裁決申請しようとする土地」については、その土地の範囲を薄い赤色で着色する。

(法第40条第1項第2号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第23条 受注者は、法の定めに従って、収用し、又は使用しようとする土地の存する市町村別に、次の各号を記載した書類を作成するものとする。

一 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

二 収用し、又は使用しようとする土地の面積(土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。)

三 土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間

四 土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所

五 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳

六 権利を取得し、又は消滅させる時期

(施行規則第17条第2号イの規定による証明書(案)の作成)

第24条 受注者は、法第40条第2項により不明裁決を申請する場合は、調査職員の指示により、証明書(案)を作成するものとする。

(土地調書(案)の作成)

第25条 受注者は、法第36条に規定する土地調書(案)を土地収用法施行規則第14条に定められた様式(別記様式第8)に従い作成するものとする。

2 受注者は、調査職員の指示を受け、「収用の部分」は薄い赤色で、「使用の部分」は薄い緑色で、実測平面図に着色(凡例を付記すること。)し、土地調書(案)に添付するものとする。

一 縮尺は250分の1とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺100分の1から1,000分の1程度で作成する。

3 土地調書(案)に記載する土地の面積の端数処理は、地目にかかわらず、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位とする。

### 第3章 明渡裁決申立書(案)の作成

(明渡裁決申立書(案)の作成)

第26条 受注者は、調査職員の指示により、法第47条の3に規定する明渡裁決申立書(案)を、土地収用法施行規則第17条の7に定められた様式(別記様式第10の3)を作成するものとする。

(法第47条の3第1項第1号に掲げる事項を記載した書類の作成)

第27条 受注者は、法の定めに従って、市町村別に次の各号を記載した書類を作成するものとする。

一 土地の所在、地番及び地目

二 土地にある物件の種類及び数量(物件が分割されることになる場合においては、その全部の数量を含む。)

三 土地所有者及び関係人の氏名及び住所

四 法第40条第1項第2号ホに掲げるものを除くその他の損失補償の見積り及びその内訳

五 土地もしくは物権の引渡し又は物件の移転期限

(物件調書(案)の作成)

第28条 受注者は、法第36条に規定する物件調書(案)を、土地収用法施行規則第15条に定められた様式(別記様式第9)に従い作成するものとする。

2 受注者は、次の各号によるほか、調査職員の指示を受け、配置図等の図面を作成するものとする。

一 縮尺は100分の1とする。

ただし、やむを得ない場合は、縮尺50分の1から500分の1程度で作成する。

二 物件の番号は、収用し、又は使用しようとする土地にかかわらず、建物、工作物、立竹木等の順番に通し番号を付すこととし、前条第4号に規定する書類と符号させること。

三 建物については、建物平面図(求積した建て面積、延べ面積、耐用年数、その他利用の状況等を付記)等を建物1棟ずつ作成する。

## 第4章 その他参考となる資料の作成

(その他参考となる資料の作成)

第29条 受注者は、次の各号によるほか、調査職員の指示を受け、裁決申請書（案）及び明渡裁決申立書（案）の説明資料として、別冊で作成するものとする。

- 一 申請地の土地登記簿謄本（写）、建物登記簿謄本（写）
- 二 用地交渉の経緯の説明書（未取得地の理由等を明らかにすること。）
- 三 土地所有者及び関係人の住民票（写）（法人の場合は法人登記簿謄本（写））
- 四 登記名義人死亡の場合は、相続関係を説明するのに必要な戸籍関係書類及び相続関係説明図
- 五 損失補償金の見積の方法及び基礎資料
- 六 事業認定告示の官報の写し
- 七 手続開始告示の県報の写し
- 八 収用等の対象地及び周辺の写真

## 土地評価業務要領

### (総 則)

第1条 この要領は、秋田県農林水産部の所掌する農業農村整備事業に必要な土地を取得等するにあたって、取得等する土地の更地としての正常な取引価格の算定を行う業務（以下「土地評価業務」という。）に適用するものとし、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条で定める不動産の鑑定評価は含まないものとする。

### (土地評価業務の内容)

第2条 土地評価業務の内容は、次の各号に定める業務とする。

- 一 地域区分及び標準地選定等業務
- 二 標準地価格の算定業務
- 三 各画地の評価算定業務
- 四 残地補償算定業務
- 五 評価格の調整業務

### (土地評価の基準)

第3条 前条の土地評価業務は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- 一 土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱
- 二 土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針
- 三 土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針 別記1 土地評価事務処理要領
- 四 その他調査職員が指示するもの

### (地域区分及び標準地選定等)

第4条 地域区分及び標準地選定等業務は、前条に掲げる基準（以下「土地評価関係規程」という。）に基づく、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

- 一 用途地域及び同一状況地域の区分の検討
  - 二 同一状況地域に係る標準地の選定
  - 三 取引事例地等土地評価資料の選定
  - 四 その他調査職員が指示すること
- 2 受注者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ調査職員と協議し、調査職員の指示を受けて実施するものとする。
- 3 地域区分及び標準地選定等に係る様式は、様式第16号～様式第37号とする。

(標準地価格の算定)

第5条 受注者は、前条で作成した資料及び第3条に定める土地評価の基準を適用して標準地の価格の算定を行うものとし、算定した標準地価格と不動産鑑定評価格及び地価公示標準地、基準地を基準とした評価格との整合を図るものとする。

2 標準地価格の算定に係る様式は、様式第15号～様式第16号とする。

(添付図面の作成)

第6条 標準地選定評価調査表には、次の各号に作成した図面を添付するものとする。

一 位置図

25,000分の1又は50,000分の1の図面を使用し、取得しようとする地域を赤色で表示する。

二 地域分析図

イ 原則として、5,000分の1又は10,000分の1の縮尺のものを用い、取得区域を明らかにすること。

ロ 用途的地域の区分を明確にし、宅地地域を赤色、宅地見込地を桃色、田地地域を緑色、畑地地域を黄色、林地地域を茶色、その他の地域を適宜の色により着色する。

ハ 標準地は位置を表示したうえ、番号を付すとともに、**標**により、赤色で表示すること。

ニ 事例地等は、位置を表示したうえ、番号を付すとともに、補正後の価格を記入すること。

三 標準地画地図及び事例地画地図

イ 標準地画地図は、間口及び奥行を付記すること。

ロ 事例地画地図は、間口及び奥行を付記すること。

ハ 上記イ、ロの画地図には標準地番号、事例地符号、所在地番、現況地目、付近の街路条件等、縮尺、方位等を掲載すること。

(各画地の評価格算定)

第7条 各画地の評価格算定業務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

一 取得地の個別的要因の調査及び分析

二 取得地の標準地に対する個別的要因格差率による比準価格の算定

三 その他調査職員の指示すること

2 受注者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ調査職員と取得地に係る地域の種別、標準地の個別的要因その他必要な事項について協議し、調査職員の指示を受けて実施するものとする。

3 各画地の評価格算定に係る様式は、様式第41号の1、2とする。

なお、取得地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第4条に定める様式を準用し、標準地選定評価調査表に添付するものとする。

(残地補償額の算定)

第8条 残地補償算定業務は、土地評価関係規程に基づき、次の各号に掲げる業務について行うものとする。

一 残地の個別的要因の調査及び分析

二 残地価格の算定

三 その他調査職員の指示すること

2 受注者は、前項の業務を行うに当たっては、あらかじめ調査職員と残地に係る個別的要因その他必要な事項について協議し、調査職員の指示を受けて実施するものとする。

3 残地補償額算定調査表の作成に係る様式は、様式第42号とする。

なお、残地の評価に必要な個別的要因調査表及び算定表は、第4条に定める様式を準用し、残地補償額算定表に添付するものとする。

(調整価格の算定)

第9条 調整価格とは、土地等の取得等を行うに当たり、起業者の判断により標準地から評価した土地の評価価格を調整した価格をいい、その算定に当たっては、あらかじめ調査職員と協議し、その指示を受けて実施するものとする。

2 調整価格の算定に係る様式は、様式第43号とする。



## 保安林解除申請図書等作成要領

### 第1 申請書類作成の基本的事項

本要領は、森林法（昭和26年法律第249号）第27条の規定により農林水産大臣又は都道府県知事に対して、保安林の解除申請をする場合に必要となる関係書類の作成等の基本的事項を定めるものである。

### 第2 関係書類及びその作成要領

区 分	作 成 要 領
1. 保安林解除申請書 (様式第1号)	<p>(1) 指定の解除の事由については、できる限り具体的に記載する。 (この場合、その内容によっては、「別紙」にすることも可とされている。)</p> <p>(2) 面積については、実測又は見込みの区別を明記するものとし、haを単位とし、少数第4位まで記載する。（*面積は㎡単位まで）</p> <p>(3) 国有林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林については、農林水産大臣あて、飛砂防備保安林、防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安林及び風致保安林については、都道府県知事あてとする。</p> <p>(4) 森林の所在場所の記載は、土地登記簿と一致させる。</p>
2. 位置図	<p>(1) 明示する事項 ①行政区画界、②事業区域界（青色）、③解除申請区域（赤く薄く着色）、④道路等のような継続事業の場合にあっては施行済区域（保安林の場合にあっては解除告示年月日及び番号を併記）、⑤申請区域、⑥計画区域の図示、⑦それぞれの区間の年度延長等を記入し、⑧残土処理を要する場合にあっては、その箇所を明記する。</p> <p>(2) 留意事項 国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用する。</p>
3. 写真	<p>(1) 全景及び近景の写真については、適宜の枚数を添付する。</p> <p>(2) 写真撮影の位置については、現況図を使用し、撮影位置及び撮影方向を図示する。（この場合、その内容によっては、別葉をもって撮影位置図を作成することも可とする。）</p> <p>(3) 事業区域、保安林区域及び解除申請区域を明記する。</p> <p>(4) 大規模な事業計画については、空中写真を添付する。</p> <p>(5) 残土処理を要する箇所についても、写真を添付する。</p>

区 分	作 成 要 領								
4. 事業計画図 及び代替施設 計画図	<p>(1) 明示する事項</p> <p>①地形（等高線入り）、②保安林界（赤色）、③解除申請区域、④土地利用計画（施設の配置及び名称）、⑤法面の位置、形状、小段、⑥切土、盛土の区分、⑦えん堤、擁壁、排水施設の位置、記号又は番号、種類又は規模等の代替施設の配置、⑧縦横断測点又は測線を記入する。</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>① 縮尺は、1/500～1/2,000とする。</p> <p>② 工種別(道路、排水施設等)に色別する。</p> <p>③ 残土の処理箇所についても同様に作成する。</p> <p>④ 事業計画図と代替施設計画図を合併して作成することも可とするが、その場合には、表題を「事業計画図兼代替施設計画図」とする。</p> <p>なお、必要事項の記載ができる場合には、「事業計画図」は、「代替施設計画図」と兼用しても差し支えないが、この場合にも、その表題は「事業計画図兼代替施設計画図」とする。</p>								
5. 事業計画書	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1050 839 1128">記 載 事 項</th> <th data-bbox="839 1050 1391 1128">記 載 留 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1128 839 1240">           1. 転用の目的に係る事業 又は施設の名称         </td> <td data-bbox="839 1128 1391 1240"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1240 839 1487">           2. 当該事業を行い、又は 施設を設置する者の氏名 及び住所         </td> <td data-bbox="839 1240 1391 1487"> <p>法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1487 839 1917">           3. 当該事業等の用に供す るため当該保安林の土地 を選定した理由         </td> <td data-bbox="839 1487 1391 1917"> <p>事業対象地の選定が、次の事由によつて行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。</p> <p>① 自然的条件、地利的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記 載 事 項	記 載 留 意	1. 転用の目的に係る事業 又は施設の名称		2. 当該事業を行い、又は 施設を設置する者の氏名 及び住所	<p>法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）</p>	3. 当該事業等の用に供す るため当該保安林の土地 を選定した理由	<p>事業対象地の選定が、次の事由によつて行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。</p> <p>① 自然的条件、地利的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。）</p>
記 載 事 項	記 載 留 意								
1. 転用の目的に係る事業 又は施設の名称									
2. 当該事業を行い、又は 施設を設置する者の氏名 及び住所	<p>法人及び法人でない団体にあつては名称及び住所（法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地とし、法人でない団体にあつては代表者の住所とする。）</p>								
3. 当該事業等の用に供す るため当該保安林の土地 を選定した理由	<p>事業対象地の選定が、次の事由によつて行われたものであることを、事業の目的又は施設の性質等と関連させて具体的に記載する。</p> <p>① 自然的条件、地利的条件、土地利用の状況等から当該事業用地としての適地をその区域以外には求めることが極めて困難であること。（選定経過について「別紙」で簡明に説明し、関係図面を添付する。）</p>								

区 分	作 成	要 領
	<p>4. 申請面積について必要とする根拠</p> <p>5. 当該事業等を実施する者が、当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況</p> <p>6. 事業等に要する費用の総額等を明確にできる書面等</p>	<p>② 当該事業区域は、極力保安林を避けて選定されたものであり、区域内に保安林が介在する等のために保安林を除外して事業計画をたてることが著しく困難であること。</p> <p>③ 当該区域内の森林等を転用し、当該用途に利用することが、市町村振興計画等地域における公的な各種土地利用計画に適合していること。</p> <p>(1) 法令等により基準が定められている場合は、当該基準に照らして必要最少限度である根拠を記載する。</p> <p>(2) 法令等による基準が定められていない場合は、同種の事業の計画基準又は利用実績等からみて合理的な必要性があり、最少限度であることを具体的に記載する。</p> <p>(1) 事業等に必要土地の「土地を使用する権利」について説明する。(権利は、必ずしも所有権である必要はない。)</p> <p>(2) 「面積」については、実測又は見込み面積を記載する。</p> <p>(1) 資金の全部又は一部が「自己資金」である場合には、銀行の残高証明書等を添付する。</p> <p>(2) 地方公共団体の場合には、議会の議決書の写し、又は収支予算書を添付する。</p> <p>(3) 事業会社等の法人にあっては、執行機関の意思決定を証する書類を添付する。</p> <p>(4) 資金の全部又は一部が借入金等である場合には、これらの貸付機関の証明書(融資証明書等)を添付する。</p>

区 分	作 成 要 領
	<p>(5) 資金の全部又は一部が補助金、助成金等である場合には、交付決定通知書又は交付申請書等の写しを添付する。 上記(1)から(5)までの書類については、別綴とする。</p> <p>7. 事業等に要する経費</p> <p>8. 事業等に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p> <p>(1) 工事を開始する予定の日</p> <p>(2) 工事の工程</p> <p>(3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p> <p>9. その他の参考となるべき事項</p> <p>(1) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合における当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況</p> <p>(2) 転用前後の用途別面積</p> <p>(1) 土砂貯留施設、土止柵工等の防災工事が先行するよう配慮する。</p> <p>(2) 土工事については、できるだけ雨期をさけて行うよう配慮する。</p> <p>(1) 注意事項については、前述5の場合と同じ。</p> <p>(2) 地目ごと小計を設ける。</p> <p>(1) 事業区域内の土地について、用地の現況別に転用後の用途別面積及び構成比率(%)を記載する。</p> <p>(2) 末尾については、記載例に準じて残置森林率及び森林率の算定因子及び計算を記載する。</p>

区 分	作 成 要 領	
	<p>(3) 事業量及び事業の概要</p> <p>(4) 予定施工業者及びその実績</p> <p>(5) 事業者以外の者が申請者である場合は、当該事業者でない者が申請をする事由</p> <p>(6) 利害関係者の意見</p> <p>(7) 工事仕様書</p> <p>(8) 土量計算及び残土（又は不足土）の処理方法</p> <p>① 土量計算の総括表</p> <p>② 積算基礎</p>	<p>なお、15年生以下の若齢林がある場合で緑地がある場合にあつては、これを区分して記載（（ ）で内書きとする。）する。</p> <p>(1) 申請の目的に係る主な施設等の数量、事業費（概算）等を概括して記載する。</p> <p>(2) 申請地が全体計画の一部であるときは、全体計画と申請地との関係並びに過去の実績及び将来の計画等について記載する。</p> <p>(1) 公的機関による事業及び小規模な事業については記載しないものとする。</p> <p>(2) 予定施工業者とその事業経歴等について記載する。</p> <p>ただし、未定の場合にあつては、選定方針等を記載する。</p> <p>当該事業者が申請をしないで、事業者以外の者が申請をする事由を記載する。</p> <p>当該保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長及び解除に直接の利害関係を有する者から同意を得ている旨を記載のうえ、同意書を添付する。</p> <p>工事仕様書を添付し、「別紙No.〇〇のとおり」と記載する。</p> <p>(1) 土量計算書を添付し、「別紙のとおり」と記載する。</p> <p>（事業によっては、省略してよい場合があるので、十分打合せておく必要がある。）</p> <p>(2) 保安林解除面積が1 ha以下であつて、森林法第26条第2項（公益上の事由）によるもの及び土地の形質の変</p>

区 分	作 成 要 領	
6. 代替施設計画書	<p>③ 残土(又は不足土)の処理方法</p>	<p>更行為の態様等が軽微であると認められるものについては、①の土量計算総括表以外の添付を省略することができる。</p> <p>残土が生じる場合については、その処理場所及び方法について、保安上支障がないように行なわれることを具体的に説明のうえ、関係法令の許認可状況等についても記載する。</p>
	記 載 事 項	記 載 留 意
	<p>1. 当該代替施設を実施する者が、当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況</p> <p>2. 代替施設に要する資金の総額及びその調達方法</p> <p>3. 代替施設に要する経費</p> <p>4. 代替施設に関する工事を開始する予定の日並びに当該工事の工程及び当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p> <p>(1) 工事を開始する予定の日</p> <p>(2) 工事の工程</p> <p>(3) 当該工事により設置される施設の種類・規模・構造及び所在</p>	<p>「事業計画書」の記載事項の5に準じて記載する。その土地が事業計画書に記載された土地に含まれる場合には、その旨を記載する。</p> <p>「事業計画書」の記載事項の6に準じて記載する。</p> <p>「事業計画書」の記載事項の8に準じて記載する。</p> <p>代替施設については、設置完了後において「確認」を受けるものであることから、関係図面等と符合させて、明確に記載する。</p>

区 分	作 成	要 領
	<p>5. その他参考となるべき事項</p> <p>(1) 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合において当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況</p> <p>(2) 排水施設計画</p> <p>① 雨水流量算出根拠</p> <p>② 排水施設流量の算出根拠</p>	<p>「事業計画書」の記載事項の9の(1)に準じて記載する。</p> <p>計算式及び計算諸元について記載する。</p> <p>〔記載例〕</p> $Q_1 = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$ <p><math>Q_1</math> = 雨水流出量 (<math>m^3 / sec</math>)  <math>f</math> = 流出係数 (林地=○, ○○、草地=○, ○○、裸地=○, ○○を使用)  <math>r</math> = 設計雨量強度 = 10年確率雨量強度  <math>A</math> = 集水区域面積 (ha) の計算式で算出する。</p> <p>③の取りまとめ表の流出係数は、面積加重平均とした。</p> <p>〔記載例〕</p> $Q_2 = V \cdot A$ <p><math>Q_2</math> 排水流量 (<math>m^3 / sec</math>)、<math>V</math> = 流速 (<math>m / sec</math>)、<math>A</math> = 断面積 (<math>m^2</math>)</p> $V = \frac{1}{n} \times R^{\frac{2}{3}} \times I^{\frac{1}{2}}$ <p>〔<math>V</math> = 流速 (<math>m / sec</math>)、<math>n</math> = 粗度係数、<math>R</math> = 径深、<math>I</math> = 勾配〕 の計算式で算出する。(使用因子は、「③の取りまとめ表」のとおり。)</p> <p>〔留意事項〕</p> <p>① 排水施設の「許容流量」の算出のための流速は、原則としてマンニング公式を使用する。</p>

区 分	作 成 要 領	
	<p>③ 排水施設計画総括表</p> <p>(3) 流末処理の方法</p> <p>(4) 転用に伴う土砂流出の防止計画</p> <p>① 土砂流出量の算出根拠</p> <p>② 土砂流出防止計画の総括</p>	<p>なお、流速は、原則として0.2～6.0/secとし、流速の早いものについては、「落差工」等のウォータークッションを設けて水路勾配を緩やかにし、流速を減ずるような方法又は排水断面を2倍以上にする等の措置を講じる。</p> <p>② 安全率は、1.2倍以上とする。</p> <p>(1) 「工事中」と「工事後」に区分して作成する。</p> <p>(2) ブロック番号は、図面と対応させて付す。</p> <p>(3) この表は、添付資料として、別紙とすることができる。</p> <p>(1) 排水施設の種類、流末の処理方法等について説明する。</p> <p>(2) 接続する河川の管理者との協議資料等も添付して説明する。</p> <p>(3) 流末処理施設等の安全確保のため洗掘防止対策をたてる。</p> <p>(1) 工事中の期間が4か月未満のものは、4か月として計算する。</p> <p>(2) 工事中又は工事後における流出土砂量は、地形、地被状態等を考慮して適切に定める。</p> <p>(3) 大規模な開発行為及び当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、原則として5年間の土砂流出量を見込む。</p> <p>算出に用いた単位当たり土砂流出量及びこれを採用した事由等を記載する。</p> <p>(1) 「土砂流出防止施設計画総括表」に取りまとめる。</p> <p>(2) 「工事中」と「工事後」に分類して作成する。</p> <p>(3) ブロック番号は、図面（排水施設計画図又は集水区域図）と対比させて付す。</p>

区 分	作 成 要 領	
<p>7. 許認可証書の写し等</p> <p>8. その他の添付書類及び図面</p>	<p>(5) 洪水調節計画</p> <p>(6) 残置森林、造成森林及び緑地</p> <p>(7) その他</p>	<p>(4) この表は、添付資料として、別紙とすることができる。</p> <p>(1) 残置森林については、配備の方針（残置する位置、目的及び規模等）を記載する。</p> <p>(2) 造成森林については、その対象地、造成方法（樹種、ha 当たり植栽本数、植栽木の大きさ等）について記載する。</p> <p>(3) 緑地については、造成目的に応じ、その施工内容土砂流出防止のため、必要事項（張り芝、種子吹付、施肥、客土、樹木の植栽等）を記載する。</p> <p>(1) 代替保安林の計画がある場合は、その計画内容（指定の目的、場所、面積等）を記載する。</p> <p>(2) (1)～(6)以外の事項については、特に参考となるべき事項があった場合に記載する。</p>
	<p>明示する事項</p> <p>事業又は施設の設置について、 用地の転用についての許認可等及び事業についての許認可等が必要な場合については、次の書類のいずれかを添付する。</p> <p>なお、「許認可」には、国の機関の通達及び地方公共団体の条例、規則、通達によるものも含む。</p> <p>① 許認可又は行政庁の許認可見込みの意見があったものについては、その許認可書又は行政庁の意見書の写し。</p> <p>② 申請中のものについては、申請書の写し又は許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類。</p> <p>③ 未だ申請をしていないものについては、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類。</p>	

区 分	作 成 要 領
(1) 書 類	<p>(1) 原則として、作成を要する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請に係る保安林の土地登記簿謄本</li> <li>② 土地使用承諾書、売買契約書、公正証書、戸籍謄本、委任状等（申請者と登記名義人が異なる場合）</li> <li>③ 受益者の同意書</li> <li>④ 他の法令による許認可書又は申請の状況を記載した書類</li> <li>⑤ 予算書又は予算議決書の写し等資金の調達方法を証する書類（残高証明書、融資証明書等）</li> <li>⑥ 工事設計書</li> <li>⑦ 工事仕様書</li> <li>⑧ 土量計算書</li> <li>⑨ 土捨場容量計算書</li> <li>⑩ 代替施設安定計算書</li> <li>⑪ 排水施設計画取りまとめ表（排水流量計算書）</li> <li>⑫ 土砂流出防止施設計画取りまとめ表（流出土砂量計算書）</li> <li>⑬ 洪水調節計画計算書</li> <li>⑭ その他</li> </ul> <p>(2) それぞれの関係書類の作成・提出に当たっては、その都度、農林水産大臣又は都道府県知事と協議して行う。</p>
(2) 図 面	<p>(1) 保安林解除図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 明示する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 市町村界、(イ) 大字界、(ウ) 字界、(エ) 地番界、(オ) 地番、(カ) 地目、(キ) 事業区域界（青色）、(ク) 保安林界（赤色）、(ケ) 解除申請区域（赤く薄く着色）、(コ) 解除申請地の隣接地の地番及び地目。</li> </ul> </li> <li>② 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 公図上の道路（赤線）及び水路（青線）は、それぞれ茶色及び水色で薄く着色する。</li> <li>イ 縮尺は、1/500～1/2,000とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 現況図</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 明示する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 地形（1～2mの等高線）、(イ) 行政区界,事業区界(青色)、(ウ) 保安林界(赤色)、(エ) 解除申請区域（赤く薄く着色）、(オ) 他の法令規制区域及びその名称、(カ) 土地利用現況（森林、農地、道路、宅地等）、(キ) 人家・公共施設等、⑧治山施設の位置、種類及び施工年度、(ク) 保安林の傾斜区分（25度未満、25度以上）、(ケ) 添付写真の撮影位置及び方向。</li> </ul> </li> </ul>

区 分	作 成 要 領
	<p>② 留意事項</p> <p>ア スキー場、ゴルフ場、農用地等のような大規模な転用の場合に作成することとし、一般的には省略することができる。</p> <p>イ 縮尺は、1/500～1/2,000とする。</p> <p>ウ 前述の(1)添付写真の撮影位置及び方向を示す場合において、「撮影位置図」として別図に作成しても差し支えない。</p> <p>(3) 面積計算図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア) 保安林界（赤色）、(イ) 解除申請区域（赤く薄く着色）、(ウ) 地番界。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 解除申請区域の縮尺は、1/500～1/1,000とする。</p> <p>イ 面積計算は、原則として、三斜法による。</p> <p>(4) 土量配分計画平面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア) 事業区域界(青色)、(イ) 造成区域界、(ウ) 保安林界（赤色）、(エ) 切土区域（黄色で薄く着色）、(オ) 盛土区域（淡緑色でうすく着色）、(カ) 切土並びに盛土部分の位置形状及び土量、(キ) 土砂の移動方向及び移動土量。</p> <p>② 留意事項</p> <p>縮尺は、1/500～1/1,000とする。</p> <p>(5) 集水区域図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア) 等高線、(イ) 集水区域界、(ウ) 集水区域の番号及び面積、(エ) 水区域内の主要な治山、(オ) 治水、利水の施設。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/2,000～1/5,000とする。</p> <p>イ 流域の説明を要する場合は、1/50,000の地形図を用いる。</p> <p>(6) 防災計画平面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア) 集水区域界(色別)、(イ) 集水区域の番号及び面積、(ウ) 土砂流出防止施設(色別)の位置記号又は番号、(ウ) 種類、規模及び貯砂量、(エ) 保安林界赤色)。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/500～1/2,000とする。</p> <p>イ 集水区域及び施設の記号又は番号は、土砂流出防止施設計画総括表等を対照できるように番号を付す。</p>

区 分	作 成 要 領
	<p>ウ 堰堤等の実測縦横断面図及び貯砂量計算書は、別に添付する。</p> <p>エ 必要に応じ、「工事中」と「工事後」に区分して作成する。</p> <p>(7) 排水計画平面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア) 集水区域界（色別）、(イ) 集水区域の番号及び面積、(ウ) 排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長、水の流れの方向及び放流先の名称、(エ) 保安林界（赤色）、(オ) 排水系統模式図を図面の余白に記載する。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/500～1/2,000とする。</p> <p>イ 集水区域及び排水施設の記号又は番号は、「排水施設計画総括表」と対照できるように番号を付す。</p> <p>ウ 必要に応じ、「工事中」と「工事後」に区分して作成する。</p> <p>(8) 排水流末処理計画図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア) 集水区域界（色別）、(イ) 集水区域の番号及び面積、(ウ) 事業区域、(エ) 下流河川の名称、(オ) 流下能力の検討地点及び縦横断面、(カ) 現況写真（ポール等で大きさを表示したもの）を添付する。</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/1,000～1/5,000とする。</p> <p>イ 排水施設計画総括表と対照できるように表示する。</p> <p>(9) 用地縦断面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア) 測点、区間距離、(イ) 追加距離、(ウ) 地盤高、(エ) 計画高、(オ) 切土高、(カ) 盛土高、(キ) 勾配、(ク) 保安林解除の申請区域(赤色)</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺</p> <p>〔水平〕 1/1,000～1/2,000とする。</p> <p>〔垂直〕 1/200～1/400とする。</p> <p>イ 土石等の採掘にあつては、年度別掘削断面及び採掘量計算表を表示する。</p> <p>(10) 用地横断面図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア) 測点、(イ) 切土又は盛土高、(ウ) 現地盤線、(エ) 計画地盤線及び勾配、(オ) 擁壁及び法面 保護施設、(カ) 保安林解除の申請区域（赤色）</p>

区 分	作 成 要 領
	<p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/100～1/200とする。</p> <p>イ 土石等の掘削に当たっては、年度別掘削断面及び採掘量計算表を表示する。</p> <p>(11) 構造図</p> <p>① 明示する事項</p> <p>①構造各部の仕上がり寸法、②材料の種類及び寸法、③基礎工の材料及び寸法</p> <p>② 留意事項</p> <p>ア 縮尺は、1/20～1/200とする。</p> <p>イ 正面図、平面図、側面図、断面図及び配筋図等で図示する。</p> <p>(12) 土工定規図（標準断面図）</p> <p>① 明示する事項</p> <p>(ア) 地質又は土質毎の切土勾配及び盛土勾配、(イ) 小段の位置、幅及び間隔、(ウ) 擁壁及び法面の保護施設仕上がり寸法(道路)、(エ) 宅地造成の場合にあつては造成地盤の勾配を記載する。</p> <p>② 留意事項</p> <p>縮尺は、1/100～1/200とする。</p>

(留意)

本関係書類及び関係図面については、通常、標準とされているものを掲げたもので、当該業務によって、その作成等を省略することができる場合があるので、発注者側と常に緊密な連絡等を図りながら行うものとする。

③ 「取りまとめ表」

流出係数

地表の状態	優良林地	普通林地	草 地	耕 地	裸 地
流出係数	0.5～0.6	0.6～0.7	0.7～0.8	0.7～0.8	1.0

注) 地形、地質、土壌等の条件を勘案し決定する。

単位時間

流域面積	50ヘクタール以下	100ヘクタール以下	500ヘクタール以下
単位時間	10分	20分	30分

## ◇ 保安林解除手続のフロー ◇

保安林解除の手続は、保安林のもつ公益と私権との調整という重大な事項に関するものであるため、森林法に定められた多くの手続を経なければならない。

保安林解除の手続の発端は、「認定による手続」と「申請による手続」との2様があるが、両手続が異なるのは、解除権者に達するまでの処理過程のみであり、解除権者が保安林解除の適否判断をする場合の基準及びそれ以後は、ほとんど同じである。即ち、解除権者が解除しようとするときは、解除予定の告示、通知によって周知を図り、利害関係者に異議意見の提出の機会を与え、最終決定を官報告示（知事権限の場合は、都道府県告示）によってするというのが大筋である。

なお、ここでは法に定められている一連の手続の概要を述べるが、実際には正規の手続に入る前に林野庁長官通達による「事前相談」の制度があるので、事業者等は事前指導を受けて的確に対応できるような途が開かれている。





## 用地調査等業務関係様式一覧表

様式番号	様式名	データ形式
様式第1号	貸与品等引渡通知書	Word
様式第2号	貸与品等受領書	Word
様式第3号	貸与品等精算書	Word
様式第4号	貸与品等返納書	Word
様式第5号	障害物伐除報告書	Word
様式第6号【欠番】	用地調査等業務日報	
様式第7-1号、第7-2号	土地の登記記録調査表、土地調査表	Word
様式第8-1号、第8-2号	建物の登記記録調査表	Word
様式第9号	戸籍簿等調査表	Word
様式第10号	相続関係説明図	Word
様式第11-1号	墓地管理者調査表	Excel
様式第11-2号	墓地使用（祭し）者調査表	Excel
様式第11-3号	墓碑類調査表	Excel
様式第12-1号、第12-2号、第12-3号、 第12-4号 第12-5号	土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書（1）、土壌汚染に関する土地利用履歴等調査報告書（2）、法令関係資料調査表、現況利用調査表、履歴等聞き取り調査表	Word
様式第13号	土地境界立会確認書	Word
様式第14号	境界測量精度管理表	Excel
様式第15号	標準地評価格等総括表	Word
様式第16号	標準地選定評価調査表	Word
様式第17-1号、第17-2号、第17-3号	住宅地域・地域要因調査表及び算定表	Word
様式第18-1号、第18-2号、第18-3号	商業地域・地域要因調査表及び算定表	Word
様式第19-1号、第19-2号	工業地域・地域要因調査表及び算定表	Word
様式第20-1号、第20-2号	宅地見込地域・地域要因調査表及び算定表	Word
様式第21-1号、第21-2号	林地地域・地域要因調査表及び算定表	Word
様式第22-1号、第22-2号	田地地域・地域要因調査表及び算定表	Word
様式第23-1号、第23-2号	畑地地域・地域要因調査表及び算定表	Word
様式第24-1号、第24-2号	住宅地個別的要因調査表及び算定表	Word
様式第25-1号、第25-2号	商業地個別的要因調査表及び算定表	Word
様式第26-1号、第26-2号	工業地個別的要因調査表及び算定表	Word
様式第27号	宅地見込地個別的要因調査表及び算定表	Word
様式第28-1号、第28-2号	林地個別的要因調査表及び算定表	Word
様式第29-1号、第29-2号	田地個別的要因調査表及び算定表	Word
様式第30-1号、第30-2号	畑地個別的要因調査表及び算定表	Word
様式第31号	住宅地地域格差認定基準表	Word
様式第32号	商業地地域格差認定基準表	Word
様式第33号	工業地地域格差認定基準表	Word
様式第34号	宅地見込地地域格差認定基準表	Word

様式番号	様式名	データ形式
様式第35号	林地地域格差認定基準表	Word
様式第36号	田地地域格差認定基準表	Word
様式第37号	畑地地域格差認定基準表	Word
様式第38-1号、第38-2号	宅地収益価格調査表及び算定表	Word
様式第39号	積算価格調査表及び算定表	Word
様式第40号	造成事例調査表及び算定表	Word
様式第41-1号、第41-2号	比準地評価格差調査表	Excel
様式第42号	残地補償額算定表	Word
様式第43号	土地価格の調整前・調整後の比較表	Word
様式第44-1号、第44-2号	建物平面図、屋根伏図等	Excel
様式第45号	木造建物調査表	Excel
様式第46号	木造建物数量計算書 [外壁]	Excel
様式第47号	木造建物数量計算書 [内壁]	Excel
様式第48号	木造建物数量計算書 [床・天井]	Excel
様式第49号	木造建物数量計算書 [金属製建具]	Excel
様式第50号	木造建物数量計算書 [木製建具]	Excel
様式第51号	建物調査表<補正率関係表調査表>	Word
様式第52号	木造建物建築直接工事費計算書	Excel
様式第53-1号	建物移転料算定表 [再築工法]	Excel
様式第53-2号	建物移転料算定表 [改造工法]	Excel
様式第53-3号	建物移転料算定表 [復元工法]	Excel
様式第53-4号	建物移転料算定表 [除却工法]	Excel
様式第54号	木造建物建築直接工事費計算書 [曳家工法]	Excel
様式第54-1号	建物移転料算定表 [曳家工法]	Excel
様式第55号	工事工程表	Word
様式第56号	木造建物解体直接工事費計算書	Excel
様式第56-1号	廃材運搬費・廃材処分費計算表	Excel
様式第56-2号	廃材運搬費及び廃材処分費内訳表	Excel
様式第56-3号	廃材運搬費及び廃材処分費内訳表 (工作物)	Excel
様式第57号	工事内訳明細書総括表	Word
様式第58号	工事工程表	Word
様式第59-1号、第59-2号、第59-3号、第59-4号	計画概要表 (検討資料)、計画概要表、計画概要比較表、面積比較表	Word
様式第60-1-1号	附帯工作物調査表	Excel
様式第60-1-2号	附帯工作物補償額算定書	Excel
様式第60-2-1号	機械設備調査表	Excel
様式第60-2-2号	機械設備調査表	Excel
様式第60-3号	機械設備算定内訳書 (総括表)	Excel
様式第60-4号	機械設備算定内訳書 (復元工事費又は再築工事費)	Excel

様式番号	様式名	データ形式
様式第60-5号	機械設備算定内訳書（撤去費）	Excel
様式第60-6号	機械設備直接工事費明細書	Excel
様式第60-7号	機械設備据付工数等計算書	Excel
様式第60-8号	機械設備運搬台数計算書	Excel
様式第60-9号	機械設備見積比較表	Excel
様式第61-1号	立竹木調査表	Excel
様式第61-2号	立竹木算定表	Excel
様式第62号	管理程度補正判定表	Excel
様式第63号	改葬補償金算定書	Excel
様式第64号	営業調査総括表	Excel
様式第65号	従業員調査表	Excel
様式第66号	仕入先調査表	Excel
様式第67-1号	営業補償金算定書（営業廃止の補償）	Excel
様式第67-2号	営業補償金算定書（営業休止の補償）	Excel
様式第67-3号	営業補償金算定書（営業規模縮小の補償）	Excel
様式第67-4号	従業員に対する休業手当相当額算定書	Excel
様式第67-5号	得意先喪失補償額算定書（1）製造業	Excel
様式第67-6号	得意先喪失補償額算定書（2）建設業	Excel
様式第67-7号	得意先喪失補償額算定書（3）卸・小売業	Excel
様式第67-8号	得意先喪失補償額算定書（4）飲食・サービス業	Excel
様式第68号	移転工法別経済比較表	Excel
様式第69号	認定収益額算定書	Excel
様式第70号	固定的経費内訳書	Excel
様式第71号	固定的経費付属明細書	Excel
様式第72号	固定資産等の売却損補償額算定書	Excel
様式第73号	費用分解一覧表	Excel
様式第74号	移転広告費等算定書	Excel
様式第75号	損益計算書比較表	Excel
様式第76号	居住者調査表（自家・家主）	Word
様式第77号	居住者調査表（借家・借間）	Word
様式第78号	動産調査表	Excel
様式第79号	動産移転料算定書	Excel
様式第80-1号	仮住居補償金調査算定書【土地を取得する場合】	Excel
様式第80-2号	仮住居補償金調査算定書【土地を使用する場合】	Excel
様式第80-3号	仮倉庫補償金調査算定書	Excel
様式第80-4号	標準家賃単価算出表（月額）	Excel
様式第81-1号	家賃調査表	Excel
様式第81-2号	家賃減収補償金算定書	Excel
様式第82号	借家人補償金調査算定書	Excel

様式番号	様式名	データ形式
様式第83号	祭し料算定書	Excel
様式第84号	移転雑費補償金算定書	Excel
様式第84号別表1	現在の敷地、及び建物等	Excel
様式第84号別表2	設計及び工事監理に要する費用	Excel
様式第85号	消費税等調査表	Word
様式第85号表1-1、第85号表1-2	消費税等相当額補償の要否判断フロー（標準）、消費税等相当額補償の要否判断フロー（国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合）	Word
様式第86号	申出書	Word
様式第87号	消費税等相当額算定調書〔建物移転料等の通常生じる損失の補償〕	Excel
様式第88号【欠番】	営業補償金消費税等相当額算定調書	
様式第89号	消費税等相当額算定調書【公共補償】	Excel
様式第90号	移転計画案検討概要書（企業概要）	Word
様式第91号	移転工法（計画）案検討概要書	Word
様式第92号	移転工法（計画）各案の比較表	Word
様式第93号	補償金総括表	Word
様式第94号	土地所有権の補償に関する内訳表	Word
様式第95号	土地に関する所有権以外の権利の補償に関する内訳表	Word
様式第96号	土地に関する権利以外の補償に関する内訳表	Word
様式第97号	補償説明記録簿	Word
様式第98号	法第4条地に規定する土地に関する調書	Word
様式第99号	法令の規定による制限のある土地に関する調書	Word
様式第100号	第4号の規定に基づく意見について（照会）	Word
様式第101号	第5号の規定に基づく意見について（照会）	Word
様式第102号	第3号の関連事業の施行について（協議）	Word
様式第103号	第6号の規定に基づく意見について（照会）	Word
様式第104号	用地取得状況表	Word
様式第105号	建物等調査一覧表	Excel
様式第106号	建物等調査書	Excel
様式第107号	損傷調査書	Excel
様式第108号	写真台帳	Word
様式第109号	建物等の費用負担額算定書	Excel
様式第110号	土地調書	Word
様式第111号	物件調書	Word
様式第112号、別紙	担当技術者通知書、担当技術者経歴書	Word
様式第113号	用地調査等業務の施行に関する指示書	Word
様式第114号	用地調査等業務の施行に関する承諾書	Word
様式第115号	用地調査等業務の施行に関する協議書	Word
様式第116号	打合せ記録簿	Word

様式第1号

年 月 日

殿

住所  
氏名

### 貸与品等引渡通知書

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第2号

年 月 日

殿

受注者 住 所  
氏 名  
管理技術者

### 貸与品等受領書

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業 務 名			契約年月日			年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今 回	累 計	
						月 日から 月 日までの今回受領分

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第3号

年 月 日

殿

受注者 住 所  
氏 名  
管理技術者

### 貸与品等精算書

下記のとおり貸与品等を精算します。

業 務 名			契約年月日			年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			支 給 数 量	使 用 数 量	残数量	
主任調査員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実に相違ない ことを証明する。  年 月 日 (職氏名)					物品管理簿登記
						年 月 日

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第4号

年 月 日

殿

受注者 住 所  
氏 名  
管理技術者

### 貸 与 品 等 返 納 書

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第5号

年 月 日

殿

受注者 住 所  
氏 名  
管理技術者

### 障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の ため、障害物を伐除したので用地調査等業務共通仕様書第19条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- (注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。



## 土 地 調 査 表

土地の登記記録		土地の登記記録調査		調 査 年 月 日	年 月 日		調 査 者				
表 題 部 (土地の表示)		権 利 部 甲 区 欄 (所有者)			法 人 登 記 簿 又 は 商 業 登 記 簿 調 査			年 月 日			
		戸 籍 簿 等 調 査			年 月 日						
所 在 地		現 況 調 査			年 月 日						
		課 税 評 価 格									
		支 号	面 積	現 況		評 価		所 有 権 以 外 の 権 利 者			
				地 目	面 積	地 目	面 積				
		用 地	地								
		残 地	地								
地 番											
地 目											
面 積											
沿 革		又 是 所 有 権 以 外 の 調 査 利 又 は 仮 登 記 の 調 査 利									
戸籍簿等、法人登記簿又は商業登記簿調査					その他土地等の評価に必要な資料の調査						



建物の登記記録調査表

建物の登記記録調査	調査年月日	年月日	調査者		課税評価額
法人登記簿又は商業登記簿調査		年月日			
戸籍簿等調査		年月日			
現況調査		年月日			
建 物 登 記 簿				所有者以外の権利又は仮登記の調査	
所在地	表 題 部		権 利 部 甲 区 欄 (所有者)		
	主たる建物	付 属 建 物			
家屋番号					
種類					
構造					
床面積					
原因及び日付					
登記の付					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

戸籍簿等調査表

区分	本籍及び住所	氏名	調査者		事由	調査年月日
			出生 死亡	年月日		
			.....	.....		
			.....	.....		
			.....	.....		
			.....	.....		
			.....	.....		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第10号

被 相 続 人 ○ ○ ○ ○ 相 続 関 係 説 明 図

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、横書きを標準とする。

### 墓地管理者調査表

調査年月日		調査者		整理番号	
墓地所在地					
所有者	墓地所有者の氏名又は名称		墓地所有者の住所又は主たる事務所の所在地		
	代表権を有する者の氏名		代表権を有する者の住所		
管理者	墓地管理者の氏名又は名称		墓地管理者の住所又は主たる事務所の所在地		
	代表権を有する者の氏名		代表権を有する者の住所		
包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別					
財産処分等に関する規則					
永代使用料に関する事項					
墓地使用(祭し)者の氏名			墓地使用(祭し)者の氏名		
【備考】					













### 履歴等聞き取り調査表

調査年月日： \_\_\_\_\_ 調査者氏名： \_\_\_\_\_

土地の所在 (地番、地目)	
対象地・周辺地	<input type="checkbox"/> 対象地 <input type="checkbox"/> 周辺地
土地所有者 住所・氏名又は名称	
土地の占有者・管理者 住所・氏名又は名称	
聴取者住所・氏名等	
地形の状況 (造成の有無等)	
建物等の状況	
井戸等の状況	
過去の土地利用状況	期間：  期間：  期間：

年 月 日

殿

土地所有者  
住 所  
氏 名

㊟

関 係 人  
住 所  
氏 名  
住 所  
氏 名

㊟

㊟

### 土地境界立会確認書

起業 工事用地の測量のため下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都 市 町  
区  
県 郡 村

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘 要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関 係 人	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。



## 標準地評価格等総括表

価格時点                      年    月    日

1 土地の評価のための同一状況地域の区分及び標準地の評価格

標準地番号	用途別地域の 種            別	同一状況地域等の区分		標準地評価格	
		同一状況地域 の            種            別	土地の種別	査定価格	鑑定評価

- (備考) 1 次に掲げるものを資料として添付すること。
- イ 標準地選定評価調査表（比準価格、収益価格、積算価格）
  - ロ 地域要因調査表及び算定表
  - ハ 個別的要因調査表及び算定表
  - ニ 標準地及び取引事例等調査表
  - ホ 不動産鑑定評価書（写）
  - ヘ 一般平面図
  - ト 地域分析図

標準地選定評価調査表

調査番号	図面照会番号	所在	調査期間	字	地番	地積	現況地目	現況地目	担当者	価格時点		評価年月日		年月	日
										事例 争点 変動率	期 変動率	年月	年月		
標準地										形状	4				
取引事例 比較法				(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)
収益還元法															
原価法															
公示(標準)価格を規 格とした価格				(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)
公評価格等															

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

住宅地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号	調査期間	担当者	用途的区分		住宅地域	用途的地域	同一状況地域	
			住宅地域	用途的地域				
地域	位置							
	性格							
	最近の動向及び地価変動率							
地域の状況	図面参照番号及び所在	地内	(類似一)	地内	(類似一)	地内	地内	
	範囲							
	標準的使用及標準的規模							
分析地域	地価水準	円/㎡～	円/㎡～	円/㎡～	円/㎡～	円/㎡～	円/㎡	
	項目	幅員	標準的な街路幅員 ( ) m 優る 普通 劣る	計				
		舗装	種別 ( ) 舗装率 ( ) % 優る 普通 劣る	種別 ( ) 舗装率 ( ) % 優る 普通 劣る	種別 ( ) 舗装率 ( ) % 優る 普通 劣る	種別 ( ) 舗装率 ( ) % 優る 普通 劣る	種別 ( ) 舗装率 ( ) % 優る 普通 劣る	種別 ( ) 舗装率 ( ) % 優る 普通 劣る
条件	配	優る 普通 劣る	計					
	系統及び系統連	優る 普通 劣る	計					
	除雪施設等	施設名 ( ) 有 無	計 ( ) / 100					
交通・接近条件	市中心と交通の距離	( ) 駅まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) 駅まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) 駅まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) 駅まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) 駅まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	計	
	駅への接近性	( ) まで (特急線) で約 ( ) 時間 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) まで (特急線) で約 ( ) 時間 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) まで (特急線) で約 ( ) 時間 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) まで (特急線) で約 ( ) 時間 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) まで (特急線) で約 ( ) 時間 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) まで (特急線) で約 ( ) 時間 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	計
	商業施設の配置	( ) まで (バス徒歩) 約 分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) まで (バス徒歩) 約 分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) まで (バス徒歩) 約 分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) まで (バス徒歩) 約 分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) まで (バス徒歩) 約 分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) まで (バス徒歩) 約 分 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	計 ( ) / 100

様式第17-2号

(住宅地域)

条件	項目	(近隣)				(類似一)				(類似一)			
		内	訳	内	訳	内	訳	内	訳	内	訳	内	訳
交通 接近条件	商業施設の配置の状態	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る
	学校・公園・病院等の配置の状態	幼稚園約( ) km・小学校約( ) km 中学校約( ) km・病院約( ) km 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	幼稚園約( ) km・小学校約( ) km 中学校約( ) km・病院約( ) km 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	幼稚園約( ) km・小学校約( ) km 中学校約( ) km・病院約( ) km 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	幼稚園約( ) km・小学校約( ) km 中学校約( ) km・病院約( ) km 優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	計	格差	訳	格差
環境	気象の状態	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る
	自然的環境の良否	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る
環境	居住者の移動等の状態	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る
	社会的環境の良否	特に優る・相当に優る・優る・やや優る・普通・劣る	特に優る・相当に優る・優る・やや優る・普通・劣る	特に優る・相当に優る・優る・やや優る・普通・劣る	特に優る・相当に優る・優る・やや優る・普通・劣る	計	格差	訳	格差	訳	格差	訳	格差
環境	当該地域における画地における画地標準的面積	標準的な画地の面積( ) m <sup>2</sup>	標準的な画地の面積( ) m <sup>2</sup>	標準的な画地の面積( ) m <sup>2</sup>	標準的な画地の面積( ) m <sup>2</sup>	標準的な画地の面積( ) m <sup>2</sup>	標準的な画地の面積( ) m <sup>2</sup>	標準的な画地の面積( ) m <sup>2</sup>	標準的な画地の面積( ) m <sup>2</sup>	標準的な画地の面積( ) m <sup>2</sup>			
	各画地の配置及び土地利用の状態	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る
条件	供給処理の施設の状態	有	可能	無	有	可能	無	有	可能	無	有	可能	無
	危険施設・処理施設等の有無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無			
条件	災害発生危険性の有無	洪水、地すべり、その他( ) 無	洪水、地すべり、その他( ) 無	洪水、地すべり、その他( ) 無	洪水、地すべり、その他( ) 無	洪水、地すべり、その他( ) 無	洪水、地すべり、その他( ) 無	洪水、地すべり、その他( ) 無	洪水、地すべり、その他( ) 無	洪水、地すべり、その他( ) 無	洪水、地すべり、その他( ) 無	洪水、地すべり、その他( ) 無	洪水、地すべり、その他( ) 無
	危険施設・処理施設等の有無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無	危険施設( ) 処理施設等( ) 無			

様式第17-3号

(住宅地域)

条件	項目	細項目	(近隣)			(類似一)			(類似一)			計
			内	内	訳	内	内	訳	内	内	訳	
騒音発生の程度	騒音・大気汚染等	(A) 騒音 ( ) の程度	近隣地域と比較して	近隣地域と比較して	近隣地域と比較して	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100
		(B) 大気汚染 ( ) の程度	(A) 小、やや小、同じ、やや大、大	(A) 小、やや小、同じ、やや大、大	(A) 小、やや小、同じ、やや大、大	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100
		(C) その他 ( )	(B) 小、やや小、同じ、やや大、大	(B) 小、やや小、同じ、やや大、大	(B) 小、やや小、同じ、やや大、大	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100
土地の用途に關する公法上の規制の程度	用途地域及びその他の地区等	用途地域 ( )	用途地域 ( )	用途地域 ( )	用途地域 ( )	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100
		建ぺい率 ( ) / 10 容積率 ( ) / 10	建ぺい率 ( ) / 10 容積率 ( ) / 10	建ぺい率 ( ) / 10 容積率 ( ) / 10	建ぺい率 ( ) / 10 容積率 ( ) / 10	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100
		強い、やや強い、普通、やや強い、強い	強い、やや強い、普通、やや強い、強い	強い、やや強い、普通、やや強い、強い	強い、やや強い、普通、やや強い、強い	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100
その他の将来の動向	その他の	強	強	強	強	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100
		普通	普通	普通	普通	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100
		弱い	弱い	弱い	弱い	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100
その他の	格差率の相乗積	優る、やや優る、普通、やや劣る、劣る	優る、やや優る、普通、やや劣る、劣る	優る、やや優る、普通、やや劣る、劣る	優る、やや優る、普通、やや劣る、劣る	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100
		優る	優る	優る	優る	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100
		普通	普通	普通	普通	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100

商業地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号	調査期間	担当者	用途的区分		宅地域		用途的地域		商業地域		同一状況地域	
			内	外	内	外	内	外	内	外	内	外
地	位置											
	性											
域	最近の動向及び地価変動率											
	図面参照番号及び所在	(近隣)	地内	(類似一)	地内	(類似一)	地内	(類似一)	地内	(類似一)	地内	地内
の	範囲											
	標準的使用的規模											
分	地価水準	円/㎡～	円/㎡	円/㎡								
	項目	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
析	幅員	標準的な街路の幅員 ( ) m	種類 ( ) 名称 ( )	標準的な街路の幅員 ( ) m								
	舗装	優る 普通 劣る	( ) 舗装	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る								
街	歩道	幅員 ( ) m	優る 普通 劣る	幅員 ( ) m								
	配	普通 やや劣る 劣る										
路	構造	優る 普通 劣る										
	系統及び連続性	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る										
条	街区の	優る 普通 劣る										
	状態の	優る 普通 劣る										
件	街区の	優る 普通 劣る										
	状態の	優る 普通 劣る										









宅地見込地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号		調査期間	担当者	用途的区分	見込地域	用途的地域	宅地見込地域	同一状況地域
地	位置							
	性格							
域	最近の動向及び地価変動率							
	図面参照番号及び所在	地内	(類似一)	地内	(類似一)	地内	(類似一)	地内
の	範囲							
	標準的使用及び標準的規模							
分析	地価水準	円/㎡～						
	項目	内	内	内	内	内	内	内
条件	項目	内	内	内	内	内	内	内
	細目	内	内	内	内	内	内	内
交通・	都市との距離及び交通施設の状況	( ) 駅まで約 ( ) km ( ) 時間 バス停まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) 駅まで約 ( ) km ( ) 時間 バス停まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) 駅まで約 ( ) km ( ) 時間 バス停まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) 駅まで約 ( ) km ( ) 時間 バス停まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) 駅まで約 ( ) km ( ) 時間 バス停まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) 駅まで約 ( ) km ( ) 時間 バス停まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	( ) 駅まで約 ( ) km ( ) 時間 バス停まで約 ( ) m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る
	接	最寄駅の寄居性	優る 普通 劣る					
近	最寄駅からの接居性	( ) 駅までの鉄道距離約 ( ) km 優る 普通 劣る	( ) 駅までの鉄道距離約 ( ) km 優る 普通 劣る	( ) 駅までの鉄道距離約 ( ) km 優る 普通 劣る	( ) 駅までの鉄道距離約 ( ) km 優る 普通 劣る	( ) 駅までの鉄道距離約 ( ) km 優る 普通 劣る	( ) 駅までの鉄道距離約 ( ) km 優る 普通 劣る	( ) 駅までの鉄道距離約 ( ) km 優る 普通 劣る
	商業施設の配状態	最寄商業施設の寄居性	優る 普通 劣る					
条件	学校・公園・病院等の配状態	幼稚園 ( ) km・小学校 ( ) km 中学校 ( ) km・病院 ( ) km 優る 普通 劣る	幼稚園 ( ) km・小学校 ( ) km 中学校 ( ) km・病院 ( ) km 優る 普通 劣る	幼稚園 ( ) km・小学校 ( ) km 中学校 ( ) km・病院 ( ) km 優る 普通 劣る	幼稚園 ( ) km・小学校 ( ) km 中学校 ( ) km・病院 ( ) km 優る 普通 劣る	幼稚園 ( ) km・小学校 ( ) km 中学校 ( ) km・病院 ( ) km 優る 普通 劣る	幼稚園 ( ) km・小学校 ( ) km 中学校 ( ) km・病院 ( ) km 優る 普通 劣る	幼稚園 ( ) km・小学校 ( ) km 中学校 ( ) km・病院 ( ) km 優る 普通 劣る
	周辺街路等の状態	周辺幹路の接居性	優る 普通 劣る					
環境	気象の状態	優る 普通 劣る						
	日照・温度・湿度・通風等	優る 普通 劣る						
算定		計	計	計	計	計	計	計
		格差						
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		100	100	100	100	100	100	100

様式第20-2号

(宅地見込地地域)

条件	項目	細項目	(近隣)			(類似一)			(類似一)			計					
			内	内	内	内	内	内	内	内	内						
環境	自然的環境の良否	眺望・景観・地勢・地盤	平地地・丘陵地(南面)	平地地・丘陵地(南面)	平地地・丘陵地(北面)	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る						
			引込距離	電気約( )m 上水道約( )m	電気約( )m 上水道約( )m	優る	普通	劣る	優る	普通	劣る						
環境	周辺地域の状況	住宅地域等の性格相違等	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや劣る・劣る				優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る								
			劣る・やや劣る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る	優る・やや劣る・劣る				優る・やや優る・普通・やや劣る・劣る								
条件	都市相模等の性格等	人口・財政・教育・施設等	近隣地域と比較して	優る・やや優る・ほぼ同じ	優る・やや劣る				近隣地域と比較して	優る・やや優る・ほぼ同じ	優る・やや劣る						
			( )約( )m( )約( )m	無有・小さい有・やや大きい	無有・小さい有・やや大きい				( )約( )m( )約( )m	無有・小さい有・やや大きい	無有・小さい有・やや大きい						
条件	危険施設・処理施設等の有無等	変電所・ガスタンク等	洪水・地すべり・その他( )	洪水・地すべり・その他( )	洪水・地すべり・その他( )				洪水・地すべり・その他( )								
			無有・小さい有・やや大きい	無有・小さい有・やや大きい	無有・小さい有・やや大きい				無有・小さい有・やや大きい	無有・小さい有・やや大きい							
条件	公害発生の程度	騒音・大気汚染等	騒音・大気汚染・その他( )	騒音・大気汚染・その他( )	騒音・大気汚染・その他( )				騒音・大気汚染・その他( )								
			1㎡当たりおおよその造成費約( )円	盛土高約( )m	切土高約( )m	易しい	やや易しい	普通	やや難しい	難しい	1㎡当たりおおよその造成費約( )円	盛土高約( )m	切土高約( )m	易しい	やや易しい	普通	やや難しい
条件	宅地としての有効利用の程度	宅地としての有効利用の程度	宅地化率おおよそ( )%	高い・やや高い・普通・やや低い・低い	宅地化率おおよそ( )%	高い・やや高い・普通・やや低い・低い	用途地域( )	建ぺい率( )/10	容積率( )/10	その他( )	弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い	( )	( )	( )	( )	( )	( )
			用途地域( )	建ぺい率( )/10	容積率( )/10	その他( )	弱い・やや弱い・普通・やや強い・強い	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
条件	行政的利用の公法上の規制の程度	その他の規制	弱い	普通	強い	弱い	普通	強い	弱い	普通	強い	( )	( )	( )	( )	( )	( )
			優る	普通	劣る	優る	普通	劣る	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他	格差率の相乗積		$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$					





田地地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号		調査期間	担当者	用途的区分	農地地域	用途的地域	田地地域	同一状況地域	—
地	位置								
	性格								
	最近の動向及び地価変動率								
域	図面参照番号及び所在	(類似—)		(類似—)		(類似—)		(類似—)	
	範囲	地内							
	標準的使用及び標準的規模								
分析	地価水準	円/㎡～		円/㎡～		円/㎡～		円/㎡	
	項目	細目	内	内	内	内	内	内	内
		項目	内	内	内	内	内	内	内
条件	交通・接近条件	集落との接近性	最寄集落まで( )m 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る						
		出荷的集荷地との接近性	集落から出荷地まで( )m 優る 普通 劣る						
		農道の状態	幅員( )m( )舗装 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る						
自然条件	地勢	傾斜の方向	( )向 優る 普通 劣る						
		傾斜の角度	( )度 優る 普通 劣る						
	土壌の状態	土壌の良否	優る やや優る 普通 やや劣る 劣る						



畑地地域・地域要因調査表及び算定表

調査番号	調査期間	担当者	用途的区分		農地地域		用途的地域		畑地地域		同一状況地域	
			～									
地 域	位置											
	性格											
	最近の動向及び地価変動率											
	図面参照番号及び所在	地内	(類似-)	地内								
分 析	範囲											
	標準的使用及び標準的規模											
	地価水準	円/㎡～	円/㎡									
	項目	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	計
交通 接近条件	集落との接近性	最高集落まで( )m 優る やや優る 劣る	計									
	出荷的集荷地との接近性	集落から倉庫まで( )m 優る やや優る 劣る	計									
	農道の状態	幅員( )m 構造( ) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員( )m 構造( ) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員( )m 構造( ) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員( )m 構造( ) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員( )m 構造( ) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員( )m 構造( ) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員( )m 構造( ) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員( )m 構造( ) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員( )m 構造( ) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員( )m 構造( ) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	幅員( )m 構造( ) 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る
自然 的条件	傾斜の方向	( )向 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	計									
	傾斜角度	( )度 優る やや優る 普通 やや劣る 劣る	計									



住宅地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(標準地)		(事例地一)			
種別							
類型	1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地	1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地		1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地			
価格時点及び事情	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ( ) ( ) ( )	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ( ) ( ) ( )	100	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ( ) ( ) ( )	100		
取引の目的							
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計
		内	内	内	内		
街路条件	系統及び連続性	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	幅員	( ) m	( ) m	( ) m	( ) m		
	舗装	( ) 舗装	( ) 舗装	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	除雪施設等	施設名 ( )	施設名 ( )	有 無	有 無		( ) / 100
交通・接近条件	最寄駅への接近性	( ) 駅 ( ) m	( ) 駅 ( ) m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	最寄商業施設への接近性	( ) まで ( ) m	( ) まで ( ) m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	公共施設等との接近性	小・中学校 ( ) m 病院 ( ) m 官公署 ( ) m 公園 ( ) m 平均 ( ) m	小・中学校 ( ) m 病院 ( ) m 官公署 ( ) m 公園 ( ) m 平均 ( ) m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		( ) / 100
	日照・通風・乾湿等			優る・普通・劣る	優る・普通・劣る		
環境条件	地勢・地質・地盤等			優る・普通・劣る	優る・普通・劣る		
	隣接地の利用状況			普通・やや劣る・劣る 相等に劣る・極端に劣る	普通・やや劣る・劣る 相等に劣る・極端に劣る		
	上水道	有 可能 無	有 可能 無	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る		
	下水道	有 可能 無	有 可能 無	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る		
危険施設・処理施設の有無	都市ガス等	有 可能 無	有 可能 無	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る		
		有 ( ) 無	有 ( ) 無	無 有 (小・やや小・通常・やや大・大)	無 有 (小・やや小・通常・やや大・大)		( ) / 100

様式第24-2号

(住宅地)

所在地		(標準地)				(事例地一)				(事例地一)			
条件	細項目	内	訳	内	訳	格差	計	内	訳	内	訳	格差	計
画面地条件	地積	( ) m <sup>2</sup>	普通・やや劣る・劣る	( ) m <sup>2</sup>	普通・やや劣る・劣る			( ) m <sup>2</sup>	普通・やや劣る・劣る	( ) m <sup>2</sup>	普通・やや劣る・劣る		
	間口狭小	( ) m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	( ) m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			( ) m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	( ) m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		
	奥行通減	( ) m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	( ) m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			( ) m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	( ) m	普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		
	奥行(短小・長大)		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る				普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		
	(不整形・三角)地		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る				普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		
	方位	( ) 向	北・西・東・南	( ) 向	北・西・東・南			( ) 向	北・西・東・南	( ) 向	北・西・東・南		
	高	低	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る					優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	角	地	普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る	普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る					普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る		普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る		
	準	角地	普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る	普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る					普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る		普通・やや優る・優る 相当に優る・極端に優る		
	その他	用途地域等の地域・地区等	( )	弱い・やや弱い・普通 やや強い・強い	( )	弱い・やや弱い・普通 やや強い・強い			( )	弱い・やや弱い・普通 やや強い・強い	( )	弱い・やや弱い・普通 やや強い・強い	
格差率の相乗積			優る・普通・劣る		優る・普通・劣る				優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		
格差率の相乗積			$\frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} = \frac{( )}{100}$		$\frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} = \frac{( )}{100}$				$\frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} = \frac{( )}{100}$		$\frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} = \frac{( )}{100}$		
略		4		4		4		4		4		4	

商業地個別的要因調査表及び算定表

所在 地		(標準地)		(事例地一)			
種 別							
類 型		1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地		1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地			
価格時点及び事情		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ( ) ( ) ( )		年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ( ) ( ) ( )			
取引の目的		—		—			
条件	細項目	内 訳		内 訳		格差	計
		内	内	内	内		
街 路 条 件	系統及び連続性	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る		
	幅 員	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	舗 装	( ) 舗装 優る・普通・劣る	( ) 舗装 優る・普通・劣る	( ) 舗装 優る・普通・劣る	( ) 舗装 優る・普通・劣る		
	歩 道	( ) m 優る・普通・劣る	( ) m 優る・普通・劣る	( ) m 優る・普通・劣る	( ) m 優る・普通・劣る		
	構 造	( ) 街路の構造 優る・普通・劣る	( ) 街路の構造 優る・普通・劣る	( ) 街路の構造 優る・普通・劣る	( ) 街路の構造 優る・普通・劣る		
途 傍 条 件	勾配・カーブ	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る		
	除雪施設等	有 無	有 無	有 無	有 無		( ) / 100
	商業地域の中心又は施設への接近性	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	最寄駅への接近性	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) m 優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		( ) / 100
	客足の流動性	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
環 境 条 件	隣接不動産等周囲の状況	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		( ) / 100
	地 盤	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る		( ) / 100
画 地 条 件	間口狭小	( ) m 普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	( ) m 普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	( ) m 普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	( ) m 普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		
	奥行運減	( ) m 普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	( ) m 普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	( ) m 普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る	( ) m 普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		

様式第25-2号

(商業地)

所在地		(標準地)				(事例地一)				(事例地一)				
条件	細項目	内	訳	内	訳	格差	計	内	訳	内	訳	格差	計	
画面地条件	奥行(短小・長大)		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る						普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			
	(不整形・三角)地		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る						普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			
	積(過大・過小)		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る						普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			
	面大増加		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る						普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る			
	高	接面道路より ( )m( )い	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	接面道路より ( )m( )い	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る						優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る			
	角		普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る		普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る						普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る			
	(二・三・四)方路	他道路の方位 ( )	普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る	他道路の方位 ( )	普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る						普通・やや優る・優る 相当に優る・特に優る			
								( ) 100						( ) 100
								( ) 100						( ) 100
	行取条件	用途地域等	( ) 用途地域( )% 建ぺい率( )% 容積率( )%	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) 用途地域( )% 建ぺい率( )% 容積率( )%	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		( ) 100	( ) 用途地域( )% 建ぺい率( )% 容積率( )%	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) 用途地域( )% 建ぺい率( )% 容積率( )%	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		( ) 100
その他	その他		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		( ) 100		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		( ) 100	
格差率の相乗積			——				( ) 100 × ( ) 100 × ( ) 100 × ( ) = ( ) 100						( ) 100 × ( ) 100 × ( ) 100 × ( ) = ( ) 100	
略			4				4						4	
図														

工業地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(標準地)		(事例地一)	
種別					
類型	1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地	1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地	1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地	1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地	1. 更地 2. 建付地 3. 借地 4. 底地
価格時点及び事情	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ( )				
取引の目的					
条件	細項目	内	内	内	内
	系統及び連続性	内	内	内	内
街路条件	幅員	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る
	舗装	接面道路の幅員 ( )m	接面道路の幅員 ( )m	接面道路の幅員 ( )m	接面道路の幅員 ( )m
	除雪施設等	有	有	有	有
	最高駅交通機関との接近性	( ) 駅 ( ) m			
交通・接近条件	地域内における輸送施設との関係位置	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る
	鉄道専用引込線	有	有	有	有
	専用岸壁	有 無	有 無	有 無	有 無
	工業用水	有	有	有	有
環境条件	工場排水	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る
	電力等の動力資源	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る	優る・普通・劣る
	上下水道・ガス等	有 可能 無	有 可能 無	有 可能 無	有 可能 無
	格差	格差	格差	格差	格差
	計	計	計	計	計
	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100	( ) / 100

様式第26-2号

(工業地)

所在地		(標準地)				(事例地一)			
条件	細項目	内	訳	内	訳	内	訳	内	訳
環境条件	地勢・地質・地盤等		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る
	造成の程度		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る
	地積	( ) m <sup>2</sup> 地積(過大・過小)	普通・やや劣る・劣る	( ) m <sup>2</sup> 地積(過大・過小)	普通・やや劣る・劣る	( ) m <sup>2</sup> 地積(過大・過小)	普通・やや劣る・劣る	( ) m <sup>2</sup> 地積(過大・過小)	普通・やや劣る・劣る
	形状		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る
	接面道路との関係	( ) 方路	四方路・三方路・二方路 ・一方路	( ) 方路	四方路・三方路・二方路 ・一方路	( ) 方路	四方路・三方路・二方路 ・一方路	( ) 方路	四方路・三方路・二方路 ・一方路
行政上の制限		用途地域( ) 建ぺい率( )/10 容積率( )/10	弱い・普通・強い	用途地域( ) 建ぺい率( )/10 容積率( )/10	弱い・普通・強い	用途地域( ) 建ぺい率( )/10 容積率( )/10	弱い・普通・強い	用途地域( ) 建ぺい率( )/10 容積率( )/10	弱い・普通・強い
その他			優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る
格差率の相乗積		—		$\frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} = \frac{( )}{100}$		$\frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} = \frac{( )}{100}$		$\frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} = \frac{( )}{100}$	
略		4		4		4		4	
図									

宅地見込地個別的要因調査表及び算定表

所在 地		(標準地)		(事例地一)		(事例地一)			
種 別	現況 ( ) 地積 m <sup>2</sup>	現況 ( ) 地積 m <sup>2</sup>	現況 ( ) 地積 m <sup>2</sup>	現況 ( ) 地積 m <sup>2</sup>	現況 ( ) 地積 m <sup>2</sup>	現況 ( ) 地積 m <sup>2</sup>	現況 ( ) 地積 m <sup>2</sup>		
類 型	更地		更地		更地		更地		
価格時点及び事情	年 月 日	正常・売り急ぎ・買い進み ( )	年 月 日	正常・売り急ぎ・買い進み ( )	年 月 日	正常・売り急ぎ・買い進み ( )	年 月 日	正常・売り急ぎ・買い進み ( )	
取引の目的									
条件	細項目	内 訳		内 訳		内 訳		格 差	計
		接面 ( ) m非接面 御路まで ( ) m	接面 ( ) m非接面 御路まで ( ) m	接面 ( ) m非接面 御路まで ( ) m	接面 ( ) m非接面 御路まで ( ) m	接面 ( ) m非接面 御路まで ( ) m	接面 ( ) m非接面 御路まで ( ) m		
画 地 状 態	画 地 状 態	形状 ( )	形状 ( )	形状 ( )	形状 ( )	形状 ( )	形状 ( )		
		間口 ( ) m奥行 ( ) m	間口 ( ) m奥行 ( ) m	間口 ( ) m奥行 ( ) m	間口 ( ) m奥行 ( ) m	間口 ( ) m奥行 ( ) m	間口 ( ) m奥行 ( ) m	間口 ( ) m奥行 ( ) m	
高 圧 線 下 地	高 圧 線 下 地	電圧 ( ) KV	電圧 ( ) KV	電圧 ( ) KV	電圧 ( ) KV	電圧 ( ) KV	電圧 ( ) KV		
		線下地積 ( ) m <sup>2</sup> 全面積に対して ( ) %	線下地積 ( ) m <sup>2</sup> 全面積に対して ( ) %	線下地積 ( ) m <sup>2</sup> 全面積に対して ( ) %	線下地積 ( ) m <sup>2</sup> 全面積に対して ( ) %	線下地積 ( ) m <sup>2</sup> 全面積に対して ( ) %	線下地積 ( ) m <sup>2</sup> 全面積に対して ( ) %	線下地積 ( ) m <sup>2</sup> 全面積に対して ( ) %	
行 政 的 条 件	行 政 的 条 件	用途地域 ( )	用途地域 ( )	用途地域 ( )	用途地域 ( )	用途地域 ( )	用途地域 ( )		
		容積率 ( ) % 建ぺい率 ( ) %	容積率 ( ) % 建ぺい率 ( ) %	容積率 ( ) % 建ぺい率 ( ) %	容積率 ( ) % 建ぺい率 ( ) %	容積率 ( ) % 建ぺい率 ( ) %	容積率 ( ) % 建ぺい率 ( ) %	容積率 ( ) % 建ぺい率 ( ) %	
そ の 他	そ の 他	高低差 ( ) m	高低差 ( ) m	高低差 ( ) m	高低差 ( ) m	高低差 ( ) m	高低差 ( ) m		
格 差 率 の 相 乗 積		$\frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} = \frac{( )}{100}$		$\frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} = \frac{( )}{100}$		$\frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} \times \frac{( )}{100} = \frac{( )}{100}$			
略		4		4		4			4
図									

林地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(事例地一)		(事例地一)	
種別					
価格時点及び事情	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ( ) ( ) ( )	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ( ) ( ) ( )	100	100	100
取引の目的					
条件	細項目	内	訳	計	格差
交通・接近条件	最寄駅への近接性	( ) 駅まで ( ) m	優る・普通・劣る		
	最寄集落への近接性	( ) まで ( ) m	優る・普通・劣る		
	搬出施設	搬出施設の構造 ( )	優る・普通・劣る		
	搬出地点までの距離	( ) まで ( ) km	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	搬出地点から最寄市場までの距離	( ) まで ( ) km	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) / 100	( ) / 100
自然的条件	積雪	積雪(少ない・普通・多い)・無	優る・普通・劣る		
	風	風当り(強い・普通・強い)	優る・普通・劣る		
	標高	標高 ( ) m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		
	方位	樹種( ) 方位( )	北 東 南 又は 西		
	傾斜	傾斜角度( ) 度	優る・普通・劣る		
斜面の位置	山麓 山腹 山頂	山麓 山腹 山頂			
斜面の型	良 普通 悪	優る・普通・劣る			
土壌の良否	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) / 100	( ) / 100	

様式第28-2号

(林地)

所在地		(標準地)				(事例地一)				(事例地一)					
条件	細項目	内	訳	内	訳	格差	計	内	訳	格差	計	内	訳	格差	計
宅地化	宅地化等の影響		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
行政的	国立・国定・県立公園・ 保安林・砂防指定地等	有( ) 無	優る・普通・劣る	有( ) 無	優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	有( ) 無	優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	有( ) 無	優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
条件	その他の規制	有( ) 無	弱い・普通・強い	有( ) 無	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$	有( ) 無	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$	有( ) 無	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$
その他	その他		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
格差率の相乗積		_____				$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$				$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$					
略		4				4				4					
図															

田地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(標準地)		(事例地一)	
種別					
価格時点及び事情	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ( )	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ( )	100	年 月 日 正常・売り急ぎ・買い進み ( )	100
取引の目的					
条件	細項目	内 訳	内 訳	内 訳	計
立地条件	集落との接近性	最寄集落まで ( ) m	最寄集落まで ( ) m	最寄集落まで ( ) m	
	農道の状態	幅員 ( ) m 構造 ( ) 舗装	幅員 ( ) m 構造 ( ) 舗装	幅員 ( ) m 構造 ( ) 舗装	( ) 100
	日照の良否	日照時間が ( )	日照時間が ( )	日照時間が ( )	
	土壌の良否				
自然条件	保水の良否	保水日数が ( ) 日	保水日数が ( ) 日	保水日数が ( ) 日	
	礫の多寡	礫の割合が ( ) %	礫の割合が ( ) %	礫の割合が ( ) %	
	かんがいの良否				
	排水の良否				
	水害の危険性	有 ( ) 無 ( )	有 ( ) 無 ( )	有 ( ) 無 ( )	
	その他の災害の危険	有 ( ) 無 ( )	有 ( ) 無 ( )	有 ( ) 無 ( )	( ) 100
画地条件	地積	( ) アール	( ) アール	( ) アール	
	形状	長方形又は正方形、やや不整形、不整形、相当に不整形、極端に不整形	長方形又は正方形、やや不整形、不整形、相当に不整形、極端に不整形	長方形又は正方形、やや不整形、不整形、相当に不整形、極端に不整形	
	障害物による程度	有 ( ) 無 ( )	有 ( ) 無 ( )	有 ( ) 無 ( )	
格差		格差	格差	格差	計
内 訳		内 訳	内 訳	内 訳	計
内 訳		内 訳	内 訳	内 訳	計

様式第29-2号

(田地)

所在地		(標準地)				(事例地一)				(事例地一)					
条件	細項目	内	訳	内	訳	格差	計	内	訳	格差	計	内	訳	格差	計
画地条件	価格水準が(低い・中位の・高い地域)		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		$\frac{(\quad)}{100}$				$\frac{(\quad)}{100}$		普通・やや劣る・劣る 相当に劣る・極端に劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
行政的	行政の規程	規制( )無	弱い・普通・強い	規制( )無	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$	規制( )無			$\frac{(\quad)}{100}$	規制( )無	弱い・普通・強い		$\frac{(\quad)}{100}$
条件	補助金・融資金等による助成の程度	助成( )無	優る・普通・劣る	助成( )無	優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	助成( )無			$\frac{(\quad)}{100}$	助成( )無	優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
その他	その他		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$				$\frac{(\quad)}{100}$		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$
	格差率の相乗積	—————		$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100}$	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100}$	$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100}$
略		4		4			4	4			4	4			4
図															

畑地個別的要因調査表及び算定表

所在地		(標準地)		(事例地一)	
種別					
価格時点及び事情		年 月 日	正常・売り急ぎ・買い進み	年 月 日	正常・売り急ぎ・買い進み
取引の目的					
条件	細項目	内 訳		内 訳	
		内	計	内	計
立地・接合条件	集落との接近性	最寄集落まで ( ) m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	最寄集落まで ( ) m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る
	農道の状態	構造 ( ) 幅員 ( ) m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	構造 ( ) 幅員 ( ) m	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る
	日照の良否		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る
	土壌の良否		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る		優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る
自然的条件	礫の多少	礫の含有 ( ) %	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	礫の含有 ( ) %	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る
	作土の深さ	基層まで ( ) cm	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	基層まで ( ) cm	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る
	排水の良否		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る
	災害の危険性	有 ( ) 無 ( )	優る・普通・劣る	有 ( ) 無 ( )	優る・普通・劣る
画地条件	地積	( ) アール	優る・普通・劣る	( ) アール	優る・普通・劣る
	傾斜の角度	( ) 度 ( ) 向	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る	( ) 度 ( ) 向	優る・やや優る・普通 やや劣る・劣る
画地条件	形状不整形及び障害物の程度	有 ( ) 無 ( )	普通・やや劣る・劣る 相対に劣る・極端に劣る	有 ( ) 無 ( )	普通・やや劣る・劣る 相対に劣る・極端に劣る
	計		( ) / 100		( ) / 100

様式第30-2号

(畑地)

所在地		(標準地)			(事例地一)			(事例地一)					
条件	細項目	内	訳	内	訳	格差	計	内	訳	格差	計		
画地条件	価格水準が(低い・中位・高い)地域		普通・やや劣る・劣る		普通・やや劣る・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		普通・やや劣る・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		
行政的	行政の程度	有( )無	弱い・普通・強い	有( )無	弱い・普通・強い			有( )無	弱い・普通・強い				
条件	補助金・融資金等による助成の程度	有( )無	優る・普通・劣る	有( )無	優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$	有( )無	優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		
その他	その他の		優る・普通・劣る		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		優る・普通・劣る		$\frac{(\quad)}{100}$		
	格差率の相乗積	—————			$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$			$\frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} \times \frac{(\quad)}{100} = \frac{(\quad)}{100}$		
略		4			4			4			4		
図													

住宅地地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る
街路条件	街路の幅員構造等の状態	幅員	( ) m以上	—	( ) m以上 ( ) ~ ( ) m未満	—	( ) m未満
		舗装	( ) 舗装率 ( ) %以上	—	( ) 舗装率 ( ) %以上 ~ ( ) %未満	—	( ) 舗装率 ( ) %未満
		配置		—		—	
交通・接近条件	都心との距離及び交通施設の状況	系統及び連続性		—		—	
		最寄駅への接近性	( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上
		都心への接近性	( ) 時間未満	( ) 時間以上 ~ ( ) 時間未満	( ) 時間以上 ~ ( ) 時間未満	( ) m以上 ~ ( ) 時間未満	( ) 時間以上
環境条件	商業施設の配置の状況 学校・公園・病院等の配置の状況	最寄商業施設への接近性	( ) 分未満	( ) 分以上 ~ ( ) 分未満	( ) 分以上 ~ ( ) 分未満	( ) 分以上 ~ ( ) 分未満	( ) 分以上
		小学校・公園・病院・官公署等	平均 ( ) m未満	平均 ( ) m以上 ~ ( ) m未満	平均 ( ) m以上 ~ ( ) m未満	平均 ( ) m以上 ~ ( ) m未満	平均 ( ) m以上
		画地の標準的面積	※優良住宅地の場合「特に優る」 ( ) m <sup>2</sup> 超え	※優良住宅地の場合「相当に優る」 ( ) m <sup>2</sup> 超え ~ ( ) m <sup>2</sup> 以下	※優良住宅地の場合「優る」 ( ) m <sup>2</sup> 超え ~ ( ) m <sup>2</sup> 以下	※優良住宅地の場合「普通」 ( ) m <sup>2</sup> 超え ~ ( ) m <sup>2</sup> 以下	( ) m <sup>2</sup> 以下
その他	その他の	土地の利用度	疎密度 ( ) %以上	—	疎密度 ( ) %以上 ~ ( ) %未満	—	疎密度 ( ) %未満
		その他					

商業地地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る
街路条件	街路の状態	幅員	( ) m以上	( ) ~ ( ) m以上	( ) ~ ( ) m未満	( ) ~ ( ) m以上	( ) ~ ( ) m未満
		舗装	( ) 舗装率 ( ) %以上	( ) 舗装率 ( ) %以上	( ) 舗装率 ( ) %以上 ~ ( ) %未満	( ) 舗装率 ( ) %以上 ~ ( ) %未満	( ) 舗装率 ( ) %未満
		歩道	( ) m以上	( ) ~ ( ) m以上	( ) ~ ( ) m未満	( ) ~ ( ) m以上	( ) ~ ( ) m未満
		構造	構造 ( )	( )	構造 ( )	( )	構造 ( )
交通・接近条件	顧客の交通手段の状態	最寄駅の乗降客の数	( ) 人以上	( ) ~ ( ) 人以上	( ) ~ ( ) 人未満	( ) ~ ( ) 人以上	( ) 人未満
		最寄駅への接近性	( ) m未満	( ) ~ ( ) m以上	( ) ~ ( ) m未満	( ) ~ ( ) m以上	( ) m以上
		都市中心部への接近性 官公署（又は公共施設等）との接近性	( ) m未満	( ) ~ ( ) m以上	( ) ~ ( ) m未満	( ) ~ ( ) m以上	( ) ~ ( ) m以上

工業地地域格差認定基準表

条件	細項目	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る
街路条件	幅員	( ) m以上	( ) m以上	( ) m以上	( ) m以上	( ) m未満
	舗装	( ) 舗装率 ( ) %以上	( ) 舗装率 ( ) %以上	( ) 舗装率 ( ) %以上	( ) 舗装率 ( ) %未満	( ) 舗装率 ( ) %未満
交通・接近条件	都心への接近性	( ) 時間未満	( ) 時間以上	( ) 時間以上	( ) 時間以上	( ) 時間以上
	空港との接近性	( ) m未満	—	( ) m以上	—	( ) m以上
主要交通機関との接近性		( ) m未満	( ) m以上	( ) m以上	( ) m以上	( ) m以上
	規制	( ) 地域	—	( ) 地域	—	( ) 地域
行政条件						

宅地見込地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る
交通・接近条件	都心との距離及び交通施設の状況	最寄駅への接近性	( ) 時間未満	( ) 時間以上 ~ ( ) 時間未満	( ) 時間以上 ~ ( ) 時間未満	( ) m以上 ~ ( ) 時間未満	( ) 時間以上
		最寄駅から都心への接近性	( ) km未満	-	( ) km以上 ~ ( ) km未満	-	( ) km以上
	商業施設の配置の状況	最寄商業施設への接近性	( ) km未満	-	( ) km以上 ~ ( ) km未満	-	( ) km以上
		学校・公園・病院等配置の状況	( ) km未満	-	( ) km以上 ~ ( ) km未満	-	( ) km以上

林地地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る
交通・接近条件	交通の便否及び林産物搬出の便否	最寄駅への接近性	( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上
		最寄集落への接近性	( ) m未満	-	( ) m以上 ~ ( ) m未満	-	( ) m以上
		林道等の配置・構造等の状態					
自然的条件	標高・傾斜等の地勢の状態	最寄市場への接近性	( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上
		標高	標準的な標高 ( ) mより ( ) m以上 低い	( ) m以上 ~ ( ) m未満 低い	( ) m未満 低い ( ) m未満 高い	( ) m以上 ~ ( ) m未満 高い	( ) m以上 高い
		傾斜	( ) 度以上 ~ ( ) 度未満	-	( ) 度以上 ~ ( ) 度未満 ( ) 度未満	-	( ) 度以上
		傾斜の型					

田地地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る
交通・接近条件	交通の便否	集落との接近性	( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上
		出荷的集荷地との接近性	( ) m未満	-	( ) m以上 ~ ( ) m未満	-	( ) m以上
		農道の状態	( ) m以上	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m未満
自然的条件	地勢	傾斜の方向	( ) 向	-	( ) 向	-	( ) 向
		傾斜の角度	( ) 度未満	-	( ) 度以上 ~ ( ) 度未満	-	( ) 度以上

畑地地域格差認定基準表

条件	項目	細項目	優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る
交通・接近条件	交通の便否	集落との接近の程度	( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上
		出荷的集荷地との接近の程度	( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上
		農道の状態	( ) m以上	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m以上 ~ ( ) m未満	( ) m未満
自然的条件	地勢	傾斜の方向	( ) 向	( ) 向	( ) 向	( ) 向	( ) 向
		傾斜の角度	( ) 度未満	( ) 度以上 ~ ( ) 度未満	( ) 度以上 ~ ( ) 度未満	( ) 度以上 ~ ( ) 度未満	( ) 度以上



様式第38-2号

階数	戸数	総面積	賃貸面積	m <sup>2</sup> 又は1戸(室)当たり賃料	階別総賃料	補正額及び理由	項目	算出内訳	
								実額	標準化補正後の額
賃	階	戸	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円		建物		
							付帯設備		
							小計		
							修繕費		
							維持管理費		
借			賃料収入小計		円		公租公課		
							損害保険料		
							貸倒準備費		
							空室等による損失相当額		
							計(年間総費用)		
事例				支払いの時期			総収益(年間)		
				相統税路線価	正面( )円/m <sup>2</sup> 側面( )円/m <sup>2</sup>		土地建物に帰属する純収益	( )円	
				賃料水準			建物に帰属する純収益	( )円	
				建物の評価額内訳					
						( )円/m <sup>2</sup>	土地に帰属する純収益	( )円	
再	調	達	原	価			土地の収益価格	還元利回り( )%	( )円/m <sup>2</sup>
積	算	価	格	(価格時点 年 月 日)	( )円/m <sup>2</sup>				

積算価格調査表及び算定表

項目		付帯費用の内訳		条件	項目	標準画地の状態等	
項目	算出内訳	算出内訳		交通・接近条件	最寄駅との接近性	線( ) 駅( ) 方約( ) m	
		実額	標準化補正後の額			線( ) 線( ) バス停( ) 方約( ) m	
		円	補正の理由	都心との接近性	都心( ) まで 時間( ) 又は距離( )		
		円		公共施設等との接近性			
				自然的条件	日照・通風・乾湿等	地質・地盤・地勢等	
				環境条件	上水道	下水道	公共下水・下水道・無(処・排) (水洗有・可)
				条件	都市ガス	その他	
計		円	円	事例地の周囲の状況			
		( 円/㎡ ) ( 円/㎡ )		地積	( ) ㎡		
		素地価格	造成工事費	画地	間口( ) 奥行( ) m	奥行( ) m	
		( ( 円/㎡ ) + ( 円/㎡ ) ) + ( 円/㎡ )	付帯費用	形状	ほぼ正方形・長方形・ほぼ長方形・台形・ほぼ台形・その他( )		
		有効宅地化率	再調整原価	接面関係	( ) 方・一方路・角地・二方路・三方路・その他( )		
		÷ ( ) = ( 円/㎡ ) × ( )	減価修正率(熟練度修正)	道路	約( ) m 高・低 傾斜度( ) 度・無		
		= ( 円/㎡ )		区域	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域・都市計画区域外		
		東( ) m 西( ) m 南( ) m 北( ) m		用途地	1 低住専・2 低住専・1 中住専・2 中住専・1 住居・2 住居・雑住居・近商・商業・雑工・工業・工専		
				容積率	容積率( ) / 10	建ぺい率( ) / 10	
				防火規制	防火・準防火・無	高度制限	最高限度( ) m
				その他			
				事例地の近隣地域の範囲	事例地の品等予測最有効使用の状態		
				項目	備考		
				系統及び連続性	備		
				幅員	全幅約( ) m		
				歩道	歩道接面( ) m・対面( ) m		
				舗装	有(種別 ) 無		

造成事例調査表及び算定表

所在地	造成工事費の内訳									
	項目		実額		標準化補正後の額		内訳			補正の理由
所有者又は名称										
土地	全面積	㎡	既存公共空地面積	㎡	%					
	分譲可能面積	㎡	有効宅地化率	%	%					
	区域画数	区域画	1区画当たりの面積	㎡						
	区域内街路の幅員・無舗装	幅員( )m 舗装・無	区域内の街路の有無	歩道幅員( )m・無						
	種類及び道路名	幅員	員	m						
主要接続道路	主要接続の道路距離		主要接続道路の状況							
付近の目標物										
周辺地域の利用の現況										
調査年月日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	
素地価格	取得時期	年	月	日	年	月	日			
	取得地									
	取得価格	円( )	円( )	円( )	円( )	円( )	円( )	円( )	円( )	円( )
	事情	補正	補正	補正	補正	補正	補正	補正	補正	補正
	時点	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正	修正
造成工事期間	年	月	日	年	月	日	事情補正及び時点修正後の価格 ( ) 円/㎡			
事例資料源	地									
	造成工事									
項目	調査・測量	円	円	円	円	円	円	円	円	円
直接工事費	土工									
間接工事費等	運搬費									
	準備費									
	仮設費									
	安全費									
	役務費									
	営繕費									
	現場管理費									
	諸経費等									
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計		( ) 円/㎡	( ) 円/㎡	( ) 円/㎡	( ) 円/㎡	( ) 円/㎡	( ) 円/㎡	( ) 円/㎡	( ) 円/㎡	( ) 円/㎡
備考										







土地価格の調整前・調整後の比較表

地区区分	標準地 比準地 の別	現況地目	区 分 (等 級)	取得面積 (a)	調 整 前		調 整 後		摘 要
					m <sup>2</sup> 当たり評価格 (b)	評 価 格 (c) = (a×b)	m <sup>2</sup> 当たり評価格 (d)	評 価 格 (e) = (a×d)	
				m <sup>2</sup>	円	円	円	円	
計 (総額)									
調整前の総額と調整後の総額の格差 $(c) - (e) = \pm$ _____ 円、比率 $\frac{(e)}{(c)} =$ _____									

(注) 1 調整前とは、秋田県建設部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則 別記1 土地評価事務処理要領第8条の規定による標準地から各画地へ比準した評価額とすること。  
 2 調整後とは、取得に係る土地の評価額とすること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第44-1号

	整理番号	図面番号																	
所在地																			
所有者住所																			
所有者																			
構造概要																			
構造																			
用途																			
基礎																			
屋根																			
外壁																			
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="width: 15%;">図面名称</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;">縮尺</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td>調査年月日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>資格名称・作成者</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				図面名称		縮尺		調査年月日				受注者				資格名称・作成者			
図面名称		縮尺																	
調査年月日																			
受注者																			
資格名称・作成者																			

様式第 4 4 - 2 号

	整理番号	図面番号	
所在地			
所有者住所			
所有者			
	図面名称	縮尺	
	調査年月日		
	受注者		
	資格名称・作成者		

## 木造建物調査表

所在地					整理番号				
建物所有者				電話	調査年月日	年 月 日			
法人代表者					受注者				
所有者住所					調査員				
構造概要					建築年月	年 月			
建物面積	1階床面積 . m <sup>2</sup>	2階床面積 . m <sup>2</sup>	延床面積 . m <sup>2</sup>	用途	[確認資料]	[ ]			
					経過年数	年			
仮設	外壁数			シート張要否				その他	
基礎	種類			基礎天端幅	地上高			仕上げ	
軸部	柱径			柱長	1階 2階	柱の材種			
屋根	屋根形状			軒出			傍軒出	屋根配	
外壁	外壁長	1階 2階	壁高	1階 2階			仕上材種	その他	
内壁・床・天井	各室別の仕上げ材については図面参照								
開口部〔建具〕	サッシュ窓	種 類	大きさ区分	数量 (㎡)	その他〔玄関・出窓等〕	種 類	単 位	数 量	
	木製建具	種 類	大きさ区分	数量 (枚)					
造 作	種 類 (名 称)		形 状 寸 法		単 位	数 量	備 考		

樋	軒樋の形状寸法		材質		延長	
	壁樋の形状寸法		材質		延長	
	谷樋の形状寸法		材質		延長	
	集水器の形状寸法		材質		数量	
電気設備	照明器具の種類		照明器具の数量		コンセントの規格	
	コンセントの数量		スイッチの規格		スイッチの数量	
	分電盤の規格				分電盤の数量	
	その他					
ガス設備	ガス種類		ガス栓数		その他	
給水・給湯設備	水栓数		配管の種類		その他	
排水設備	排水管の種類		形状寸法 (管径)		配管の延長	
	桝の種類		形状寸法 (大きさ)		桝の数量	
衛生設備	種別(名称)		形状寸法	単位	数量	備考
厨房設備	種別(名称)		形状寸法	単位	数量	備考
その他の設備	種別(名称)		形状寸法	単位	数量	備考
建物附随工作物	種類(名称)		形状寸法	単位	数量	備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。







## 木造建物数量計算書 [金属製建具]

区分	I [1.00㎡未満]					II [1.00㎡以上]				
種類	建具No.	数量	単位面積	面積	特記	建具No.	数量	単位面積	面積	特記
I										
	計						計			
II										
	計						計			
III										
	計						計			
	建具No.	名 称			形 状 寸 法 等	数量	単位面積	特 記		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

## 木造建物数量計算書 [木製建具]

区分	Ⅰ [W0.68m以上×H1.80m程度]				Ⅱ [W0.68m以上×H1.36m程度]				Ⅲ [Ⅰ及びⅡ以下]				
	建具No.	品等	数量	単位面積	建具No.	品等	数量	単位面積	建具No.	品等	数量	単位面積	
ブラッシュ戸													
	計					計					計		
ガラス戸 (窓)													
	計					計					計		
障子													
	計					計					計		
フスマ													
	計					計					計		
その他													
	計					計					計		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

建物調査表 <補正率関係表調査表>

調査番号	棟番号	図面参照番号		総本数		本比率		%		所有者氏名	施工時期							
		15cm角以上の柱本数	2%以上5%未満	5%以上7%未満	7%以上10%未満	10%以上	(1) 土台に防蟻、白蟻消毒が施されている建物	2 回以上施工										
軸	1 柱径	補正率	1%	2%	3%	4%	5%	10%以上	10%以上	当初のみ施工	全面的に施工							
		2 柱の取替	従前									1%	1.5%	全面積に施工				
			現在												2%			
基	3 土台	補正率	8%未満	8%以上16%未満	16%以上24%未満	24%以上33%未満	33%以上			軒先のたる木、野地板を保護するための鼻かくし、破風板による補修が施されている建物	鼻かくし又は破風板のいずれかの補修	1.5%	3%					
		4 土	取替面積 (m <sup>2</sup> )	取替時期	1階床面積(m <sup>2</sup> )	取替率												
			8%未満	8%以上16%未満	16%以上24%未満	24%以上33%未満	33%以上											
本	4 屋根	補正率	1%	2%	3%	4%	5%			玄関又は雨戸又は窓の取替	2%	3%	4%					
		5 内	従前											1%	1.5%	3%		
			現在														4%	
的	6 壁	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				床とタイルの壁の補修	壁のみの補修	1%	1.5%	3%				
		7 外	従前												0.5%	1%	1.5%	3%
			現在															
調	8 採光	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				※浴槽の取替には、床タイル及び壁の補修は必ず必要とされる。	※浴槽の取替には、床タイル及び壁の補修は必ず必要とされる。	1%	2.5%	4%				
		9 通風	従前												1%	2%	2%	3%
			現在															
査	10 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		11 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
項	12 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		13 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	14 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		15 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	16 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		17 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	18 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		19 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	19 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		20 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	20 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		21 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	21 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		22 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	22 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		23 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	23 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		24 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	24 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		25 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	25 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		26 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	26 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		27 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	27 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		28 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	28 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		29 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	29 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		30 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	30 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		31 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	31 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		32 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	32 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		33 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	33 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		34 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	34 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		35 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	35 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		36 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	36 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		37 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	37 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		38 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	38 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		39 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	39 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		40 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	40 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		41 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	41 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		42 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	42 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		43 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	43 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		44 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	44 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		45 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	45 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		46 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	46 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		47 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	47 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		48 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	48 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		49 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	49 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%				東方向に建物、その他	南方向に建物、その他	2.5%	4%					
		50 壁	従前											1%	2%	2%	3%	
			現在															4%
目	50 調査項目	補正率	50%未満	50%以上	2%	3%												

## 木造建物建築直接工事費計算書

所在地					整理番号		
建物所有者			電話			積算年月日	年 月 日
法人代表者						採用単価	年度
所有者住所					用途(現況)		
構造概要					用途(建築時)		
柱の材種			品等			柱の分布	木材費区分
建物面積	1階床面積	2階床面積			延床面積	労務費区分	
直接工事費計							
工種	計 算 内 訳					直接工事費	
<b>〔1〕 仮設工事費</b>						<b>小 計</b>	
延床面積 A		規模補正率 B		建物形状補正率 C		仮設工事面積 $A \times B \times C = D$	金額
出典 <small>(サ-1 番号)</small>	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	仮 設 工事面積
					延㎡		金額
<b>〔2〕 基礎工事費</b>						<b>小 計</b>	
<b>①-a 布基礎</b>						<b>① 計</b>	
面積 区分	用 途	略記号	1階床面積 A	基礎率 B		基礎長 $A \times B = C$	金額
出典 <small>(サ-1 番号)</small>	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	基礎長 計
							金額
<b>①-b 布基礎仕上げ</b>							
出典 <small>(サ-1 番号)</small>	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	基礎外周長
							金額
<b>② 束石</b>						<b>② 計</b>	
1階床面積 A		束無面積 B		$A - B = C$		面積区分	基礎率 D
							束石数量 $C \times D$
出典 <small>(サ-1 番号)</small>	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	束石数量 計
							金額
<b>③ ペタ基礎</b>							
出典 <small>(サ-1 番号)</small>	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	底盤施工面積
							金額

用途		底盤施工面積 A			基礎率 B			立上数量 A×B=C	
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法			単 位	単 価	立上数量 計		
<b>④ 独立基礎</b>							<b>④ 計</b>		
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法			単 位	単 価	独立基礎数	金 額	
<b>⑤ 土間コンクリート</b>							<b>⑤ 計</b>		
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法			単 位	単 価	施工面積	金 額	
<b>⑥ 防湿コンクリート</b>							<b>⑥ 計</b>		
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法			単 位	単 価	施工面積	金 額	
<b>⑦ 特殊基礎</b>							<b>⑦ 計</b>		
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法			単 位	単 価	施工面積	金 額	
<b>[3] 軸部工事費</b>							<b>小 計</b>		
<b>① 軸部木材費</b>							<b>① 計</b>		
延床区分	用 途	柱 径	柱 長	延床面積 A	木材材積率B	柱 径補正率	柱 長補正率	施工状況補正率	木材材積量 A×B
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法			単 位	単 価	木材材積量	金 額	
<b>② 労務費 (大工手間等)</b>							<b>② 計</b>		
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法			単 位	単 価	延床面積	金 額	
<b>[4] 屋根工事費</b>							<b>小 計</b>		
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法			単 位	単 価	施工面積	金 額	

〔5〕 外壁工事費						小 計	
出典 (3-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施 工 面 積	金 額	
〔6〕 内壁工事費						小 計	
出典 (3-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施 工 面 積	金 額	
〔7〕 床工事費						小 計	
出典 (3-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
〔8〕 天井工事費						小 計	
出典 (3-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	施 工 面 積	金 額	
〔9〕 開口部工事費						小 計	
① 金属製建具						① 計	
出典 (3-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
② 木製建具						② 計	
出典 (3-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	

<b>③ その他</b>						<b>③ 計</b>	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
<b>[10] 造作工事費</b>						<b>小 計</b>	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
<b>[11] 樋工事費</b>						<b>小 計</b>	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
<b>[12] 塗装工事費</b>						<b>小 計</b>	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	延床面積	金 額	
<b>[13] 建築設備工事費</b>						<b>小 計</b>	
<b>① 電 気 設 備</b>						<b>① 計</b>	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
<b>② ガ ス 設 備</b>						<b>② 計</b>	
出典 (コード番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	

③ 給水・給湯設備						③ 計	
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
④ 排 水 設 備						④ 計	
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
⑤ 衛 生 設 備						⑤ 計	
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
⑥ 厨 房 設 備						⑥ 計	
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
⑦ そ の 他 設 備						⑦ 計	
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	
〔14〕 建物附随工作物工事費						小 計	
出典 (マ-1 番号)	単 価 名 称	形 状 寸 法	単 位	単 価	数 量	金 額	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。

建物移転料算定表[再築工法]

所在地		算定者		整理番号					
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要・否				
所有者住所		採用単価	年度	増築の有無(木造・同種構造)	有(棟)・無				
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考	
基本事項	構造・用途	(1)							
	延床面積	(2)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	建築面積	(3)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月			
	標準耐用年数	(5)		年	年	年			
	経過年数	(6)		年	年	年			
工事費等	建 築	直接工事費	(7)	工事費(設備工事を含む)					
		共通仮設費	(8)	(7)×(木造:3%、非木造:(7))に対応する率 (移転先ごとの建築直接工事費の合計額)	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(9)	(7)+(8)					1円未満切り捨て
		諸経費	(10)	(9)×((9)+(16))に対応する率(一発注単位) +資力確保費用	%	%	%		100円未満切り捨て
		建築工事費(推定再建築費)	(11)	(9)+(10)					
	解 体	直接工事費	(12)	工事費					
		共通仮設費	(13)	(12)×(木造:3%、非木造:(12))に対応する率 解体直接工事費の合計額) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
		純工事費	(14)	(12)+(13)					1円未満切り捨て
		廃材運搬費	(15)						
		小 計	(16)	(14)+(15)					
		諸経費	(17)	(16)×((9)+(16))に対応する率(一発注単位)	%	%	%		100円未満切り捨て
廃材処分費		(18)							
取りこわし工事費	(19)	(16)+(17)+(18)							
補償額	同種同等	建築工事費(推定再建築費)	(20)	(11)					
		再築補償率 <sup>※1</sup>	(21)						
		現在価額+運用益損失額 <sup>※1</sup>	(22)	(20)×(21)					1円未満切り捨て
		取りこわし工事費	(23)	(19)					
		法令改善費運用益損失額	(24)						
		小 計	(25)	(22)+(23)+(24)					
		消費税等相当額	(26)	(25)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
	△発生材価額	(27)							
	補償額	(28)	(25)+(26)-(27)						
	照 応 建 物	建築工事費(推定再建築費)	(29)	(11)従前建物の推定再建築費					
		再築補償率 <sup>※1</sup>	(30)						
		現在価額+運用益損失額 <sup>※1</sup>	(31)	(29)×(30)					1円未満切り捨て
		現価率	(32)						
		従前建物の現在価額	(33)	(29)×(32)					1円未満切り捨て
照応建物の推定建築費		(34)							
推定再建築費等の差額 <sup>※2</sup>		(35)	(34)-(29)						
取りこわし工事費		(36)	(19)						
法令改善費運用益損失額		(37)							
小 計		(38)	(31)+(35)+(36)+(37)						
消費税等相当額		(39)	(38)×消費税等の税率					1円未満切り捨て	
△発生材価額		(40)							
補償額		(41)	(38)+(39)-(40)						

※1 木造建物の増築(築年次の異なる同種構造の木造建物が接合)の場合の(21)及び(22)(又は(30)及び(31))については、適宜別紙(任意様式)により求めるものとする。

※2 推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)≥(34)の場合の小計(38)は、(33)+(36)+(37)とする。

推定再建築費等の差額(35)が負の値となり、(33)<(34)の場合の小計(38)は、(33)+(34)-(33)×{1-1/(1+r)<sup>n</sup>}+(36)+(37)とする(r:年利率、n=従前建物の残耐用年数)。

## 建物移転料算定表〔改造工法〕

所在地		算定者		整理番号				
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要・否			
所有者住所		採用単価	年度					
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項	構造・用途	(1)						
	延床面積	(2)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	建築面積	(3)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
建築	直接工事費	(5)	(残存部の一部改増築工事費)					
	共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(7)	(5)+(6)					1円未満切り捨て
	諸経費	(8)	(7)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
	建築工事費	(9)	(7)+(8)					
工事費等	直接工事費	(10)	切取工事費及び切取面補修工事費					
	共通仮設費	(11)	(10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(12)	(10)×(A)+(11)					1円未満切り捨て
	廃材運搬費	(13)						
	小 計	(14)	(12)+(13)					
	諸経費	(15)	(14)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
	廃材処分費	(16)						
	解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)					
補償額	改造工事費	(18)	(9)					
	解体工事費	(19)	(17)					
	法令改善費運用益損失額	(20)						
	小 計	(21)	(18)+(19)+(20)					
	消費税等相当額	(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
	△発生材価額	(23)						
	補償額	(24)	(21)+(22)-(23)					

## 建物移転料算定表〔復元工法〕

所在地		算定者		整理番号				
所有者の氏名又は名称		算定年月日		消費税等相当額補償の要否	要・否			
所有者住所		採用単価	年度					
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考
基本事項	構造・用途	(1)						
	延床面積	(2)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	建築面積	(3)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	建築年月	(4)		年 月	年 月	年 月		
建築	直接工事費	(5)	運搬費及び復元工事費					
	共通仮設費	(6)	(5)×(木造:3%、非木造:(5)に対応する率(移転先ごとの建築直接工事費の合計額))	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(7)	(5)+(6)					1円未満切り捨て
	諸経費	(8)	(7)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
	建築工事費	(9)	(7)+(8)					
工事費等	直接工事費	(10)	解体工事費					
	共通仮設費	(11)	(10)×(木造:3%、非木造:(10)に対応する率(解体直接工事費の合計額)) 建築の共通仮設を解体で共用できる場合は不要	%	%	%		100円未満切り捨て
	純工事費	(12)	(10)×(A)+(11)					1円未満切り捨て
	廃材運搬費	(13)						
	小 計	(14)	(12)+(13)					
	諸経費	(15)	(14)×((7)+(14)に対応する率(一発注単位))	%	%	%		100円未満切り捨て
	廃材処分費	(16)						
	解体工事費	(17)	(14)+(15)+(16)					
補償額	復元工事費	(18)	(9)					
	解体工事費	(19)	(17)					
	法令改善費運用益損失額	(20)						
	小 計	(21)	(18)+(19)+(20)					
	消費税等相当額	(22)	(21)×消費税等の税率					1円未満切り捨て
	△発生材価額	(23)						
	補償額	(24)	(21)+(22)-(23)					

建物移転料算定表[除却工法]

所在地			算定者				整理番号		
所有者の氏名又は名称			算定年月日				消費税等相当額補償の要否	要・否	
所有者住所			採用単価	年度					
区分	内 容	番号	計 算 式	A 棟	B 棟	C 棟	合 計	備 考	
基本事項	算定の種別	(1)	イ(建物の一部を切り取る場合)又はロ(建物を再現する必要がない場合)						
	構造・用途	(2)							
	延床面積	(3)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	建築面積	(4)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	建築年月	(5)		年 月	年 月	年 月			
	標準耐用年数	(6)		年	年	年			
	経過年数	(7)		年	年	年			
工事費等	建築	直接工事費	(8)	切取部分又は従前建物の建築工事費(設備工事費含む)					
		共通仮設費	(9)	(8)×(木造:3%、非木造:(8)に対応する率)	%	%	%	100円未満切り捨て	
		純工事費	(10)	(8)+(9)				1円未満切り捨て	
		諸経費	(11)	(10)×((10)+(17)に対応する率(一発注単位))	%	%	%	100円未満切り捨て	
		建築工事費(推定再建築費)	(12)	(10)+(11)					
	解体	直接工事費	(13)	切取工事費(切取面補修工事費含む)又は取りこわし工事費					
		共通仮設費	(14)	(13)×(木造:3%、非木造:(13)に対応する率(解体直接工事費の合計額))	%	%	%	100円未満切り捨て	
		純工事費	(15)	(13)×(A)+(14)				1円未満切り捨て	
		廃材運搬費	(16)						
		小 計	(17)	(15)+(16)					
		諸経費	(18)	(17)×((10)+(17)に対応する率(一発注単位))	%	%	%	100円未満切り捨て	
		解体(取りこわし)工事費	(20)	(17)+(18)+(19)					
補償額	建築工事費(推定再建築費)	(21)	(12)						
	現価率	(22)							
	切取部分又は建物の現在価額	(23)	(21)×(22)				1円未満切り捨て		
	解体(取りこわし)工事費	(24)	(20)						
	法令改善費運用益損失額	(25)							
	小 計	(26)	(23)+(24)+(25)						
	消費税等相当額	(27)	((24)-(25))×消費税等の税率				1円未満切り捨て		
	△発生材価額	(28)							
補償額	(29)	(26)+(27)-(28)							

木造建物建築直接工事費計算書 [曳家工法]

所在地						整理番号				
建物所有者				電話			算定年月日			
法人代表者							採用単価			
所有者住所						用途(現況)				
構造概要						用途(建築時)				
柱の材種		品等		柱の分布		その他				
建物面積	1階床面積	2階床面積		延床面積		特記事項				
曳家条件	曳行要素					障害要素				
	曳距離				回転	高低差	基礎重複	方向替	近接施工	傾斜地
	1回目	2回目	3回目	計						
曳家工事費 [A]		補修工事費 [B]			直接工事費 計 [A] + [B]					
工種	計 算 内 訳						直接工事費			
<b>1 曳家工事費</b>							<b>計</b>			
<b>[1] 曳家基本工事費</b>							<b>小 計</b>			
曳距離 [a]	回 転 [b]	高低差 [c]	基礎重複 [d]	方向替 [e]	近接施工 [f]	傾斜地 [g]	曳家係数 1+[a]+[b]+[c]+[d]+[e]+[f]+[g]			
1階床面積 A		規模補正率 B		2階建補正率 C		曳家係数 D	曳家基本工事面積 A×B×C×D			
出典 (2-1 番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	曳家基本工事面積	金 額		
<b>[2] 基礎工事費</b>							<b>小 計</b>			
<b>①-a 布基礎</b>							<b>① 計</b>			
面積区分	用 途	略記号	1階床面積 A	基礎率 B	基礎長 A×B=C	基礎切欠補正率 D	補正基礎長 C×D			
出典 (2-1 番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	基礎長計	金 額		
<b>①-b 布基礎仕上げ</b>										
出典 (2-1 番号)	単 価 名 称		形 状 寸 法		単 位	単 価	基礎外周長	金 額		

② 東石						② 計					
1階床面積 A		束無面積 B		A-B=C		面積区分		基礎率 D		東石数量 C×D	
出典 (2-1 番号)	単価名称			形状寸法			単位	単価	東石数量	金額	
③ べた基礎						③ 計					
出典 (2-1 番号)	単価名称			形状寸法			単位	単価	底盤施工面積	金額	
用途		底盤施工面積 A		基礎率 B		立上数量 A×B=C		基礎切欠補正率 D		補正立上数量 C×D	
出典 (2-1 番号)	単価名称			形状寸法			単位	単価	立上数量	金額	
④ 独立基礎						④ 計					
出典 (2-1 番号)	単価名称			形状寸法			単位	単価	独立基礎数	金額	
⑤ 土間コンクリート						⑤ 計					
出典 (2-1 番号)	単価名称			形状寸法			単位	単価	施工面積	金額	
⑥ 防湿コンクリート						⑥ 計					
出典 (2-1 番号)	単価名称			形状寸法			単位	単価	施工面積	金額	
⑦ 特殊基礎						⑦ 計					
出典 (2-1 番号)	単価名称			形状寸法			単位	単価	施工面積	金額	
〔3〕 基礎等解体工事費						小計					
出典 (2-1 番号)	単価名称			形状寸法			単位	単価	数量	金額	

2 補修工事費						計	
〔1〕 仮設工事費						小計	
延床面積 A		規模補正率 B		建物形状補正率 C		仮設工事面積 $A \times B \times C = D$	
出典 (2-Y 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	仮設 工事面積	金額	
〔2〕 部位別補修工事費						小計	
部位別補修対象工事費 $\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = A$		補修费率 B		部位別補修工事費 $A \times B$			
		30%					
① 外壁工事費						① 計	
出典 (2-Y 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額	
② 内壁工事費						② 計	
出典 (2-Y 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額	
③ 床工事費						③ 計	
出典 (2-Y 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工面積	金額	
〔3〕 床工事費						小計	
出典 (2-Y 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額	
〔4〕 建築設備工事費						小計	
① 電気設備						① 計	
出典 (2-Y 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額	

② ガス設備					② 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
③ 給水・給湯設備					③ 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
④ 排水設備					④ 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑤ 衛生設備					⑤ 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑥ 厨房設備					⑥ 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
⑦ その他設備					⑦ 計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額
〔5〕 建物附随工作物工事費					小計	
出典 (2-1 番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	数量	金額

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とし、必要に応じ記載項目を追加する。





木造建物解体直接工事費計算書

建物所有者		整理番号	
-------	--	------	--

解体直接工事費						
工種	計算内訳					解体直接工事費
① 上屋解体工事費						①計
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-1 基礎撤去費(布基礎)						②計
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-2 基礎撤去費(束石)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-3 基礎撤去費(べた基礎)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			m <sup>2</sup>			
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
			m			
②-4 基礎撤去費(独立基礎)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
②-5 基礎撤去費(土間コンクリート)						
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額
③ 建築設備等解体工事費						③計
出典 (コード番号)	単価名称	形状寸法等	単位	単価	数量	金額

調査番号	算定年月日	算定者	検算者	地区名
所在	所有者住所・氏名	所有者以外の権利者住所・氏名	備考	
計算区分	数値内容			
基本事項	構造・用途			
	延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	移転工法			
	建物認定廃材量	①=(1)	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	建物認定廃材量計	②=Σ①	m <sup>3</sup>	
	工作物廃材認定量計	③=(2)	m <sup>3</sup>	
	総廃材量	④=②+③	m <sup>3</sup>	
	建物廃材割合	⑤=①÷④		
	工作物廃材割合	⑥=③÷④		
廃材運搬	廃材運搬費	⑦=(4)		
	建物廃材運搬諸経費対象額	⑧=⑦×⑤ <small>建物移転料算定表(15)へ移記</small>		
	工作物廃材運搬諸経費対象額	⑨=⑦×⑥		
	工作物廃材運搬諸経費	<small>諸経費率は建物諸経費計算表から移記</small> ⑩=⑨× %		
	工作物廃材運搬費	⑪=⑨+⑩		
廃材処分	廃材処分費	⑫=(5)		
	建物廃材処分費	⑬=(5)×⑤ <small>建物移転料算定表(18)へ移記</small>	産廃税	
	工作物廃材処分費	⑭=(5)×⑥	産廃税	

様式第56-2号

廃材運搬費及び廃材処分費内訳書

(1) 組成別廃材量

I 木造建物

所有者氏名	整理番号			棟番号	GL上部の基礎解体有無 ※5		
	用途 ※1	階層	延床面積(m <sup>2</sup> ) ※6			残地内の1階床面積(m <sup>2</sup> ) ※3	建築設備の有無※2
構造							
木造							

組成名	廃材統計値	延床 (m <sup>2</sup> )	一階床 (m <sup>2</sup> )	基礎の種類による補正 ※6	GL上部の基礎解体	建築設備補正	浄化槽等の加算	残地割合 ※7	廃材量 (m <sup>3</sup> )	総廃材量 (m <sup>3</sup> ) ※8	摘要
木くず	-										
ガレキ類	基礎			補正率:							①×②
	基礎以外			補正率=							①×③×④×⑧ ①×③×④×⑤×(1-⑧) ①×②+⑦
金属くず	基礎			補正率:							①×③×④×⑧
	基礎以外			補正率=							①×③×④×⑤×(1-⑧) ①×②+⑦
ガラス	-										①×②
廃プラ	-										①×②×⑥
混合廃棄物	-										①×②×⑥+⑦
石膏ボード	-										①×②
陶器瓦	-										①×③
畳	-										①×②
合計											

(1)

- ※1 用途は推定再建築費の積算に適用したものと同様の用途を適用するものとする。
- ※2 用途が工場・倉庫で、建築設備(浄化槽等を除く)の全部が存在しない場合は、「無」とする。
- ※3 浄化槽等の撤去義務を課さない場合は、加算しないものとする。
- ※4 陶器瓦・畳が存在する場合は、「有」とする。存在しない場合は「無」とする。
- ※5 地表面(GL)から上の基礎のみを撤去する場合は、「有」とする。
- ※6 基礎の種類を選択するものとする。
- ※7 残地割合:解体を行う一階床面積(残地) / 一階床面積(小数点以下第三位を四捨五入)
- ※8 総廃材量は、組成毎に小数点以下第三位(小数点以下第四位切捨て)まで計上する。

(1) 組成別廃材量

II 非木造建物(鉄骨造・軽量鉄骨造)

所有者氏名	棟番号	整理番号	棟番号	残地内の1階床面積(m <sup>2</sup> )	建築設備の有無※2	浄化槽等の加算 ※3	陶器瓦の有無 ※4	畳の有無 ※4	外壁補正の有無※5
構造	用途 ※1	階層	延床面積(m <sup>2</sup> )	1階床面積(m <sup>2</sup> )	建築設備の有無※2	浄化槽等の加算 ※3	陶器瓦の有無 ※4	畳の有無 ※4	外壁補正の有無※5

基礎(参考値)

I階床面積(m <sup>2</sup> )	階層	基礎コンクリートの補正率		捨てコン		基礎コン		ガレキ類	
		杭地業	地盤状況	補正率	統計値	数量(m <sup>3</sup> )	統計値	数量(m <sup>3</sup> )	捨てコン+基礎の
延床面積(m <sup>2</sup> )		平均階高		区分		鉄骨量			
階層						統計値		数量(t)	
上部く体(参考計算)									

組成名	廃材統計値	延床(m <sup>2</sup> )	1階床(m <sup>2</sup> )	統計数量値	外壁材の補正 ※5	建築設備補正	浄化槽等の加算	残地割合 ※6		総廃材量(m <sup>2</sup> ) (有面材のみ) ※7	概要
								③	④		
木くず	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑧	①×②	
ガレキ類										①×④×⑧	
金属くず										①×②×⑤+⑦	
ガラス										①×④×⑧	
廃プラ										①×④+⑦	
混合廃棄物										①×②	
石膏ボード										①×②×⑥	
陶器瓦										①×②×⑥+⑦	
畳										①×②	
有価材										①×②	
合計										①×④	(1)

- ※1 用途は推定再建築費の積算に適用したものと同様の用途を適用するものとする。
- ※2 用途が工場・倉庫で、建築設備(浄化槽等を除く)の全部が存しない場合は、「無」とする。
- ※3 浄化槽等の撤去義務を課さない場合は、加算しないものとする。
- ※4 陶器瓦・畳が存在する場合は、「有」とする。存在しない場合は、「無」とする。
- ※5 外壁材の補正は、鉄骨造(4mm以上9mm未満、9mm以上)に適用する。
- ※6 残地割合：解体を行う1階床面積(小敷点以下第三位を四捨五入) / 1階床面積(残地) / 小敷点以下第四位切捨て)まで計上する。
- ※7 総廃材量は、組成毎に小敷点以下第三位(小敷点以下第四位切捨て)まで計上する。

(1) 組成別廃材量

II 非木造建物(鉄筋コンクリート造)

所有者氏名	整理番号	棟番号	浄化槽等の加算 ※3	陶器瓦の有無 ※4	畳の有無 ※4
構造	用途 ※1	階層	延床面積(m <sup>2</sup> )	1階床面積(m <sup>2</sup> )	残地内の1階床面積(m <sup>2</sup> )
鉄筋コンクリート造					建築設備の有無 ※2

基礎(参考計算)		基礎コンクリートの修正率		捨てコン		基礎コン		ガレキ類		鉄筋	
1階床面積(m <sup>2</sup> )	階層	杭地業	地盤状況	修正率	統計値	数量(m <sup>3</sup> )	統計値	数量(m <sup>3</sup> )	捨てコン基礎	統計値	数量(t)
延床面積(m <sup>2</sup> )	階層	区分	く体コンクリート	統計値	①数量(m <sup>2</sup> )	基礎コン	統計値	②数量(m <sup>2</sup> )	上部く体コンクリート量	統計値	④×統計値
									③階高補正		①×統計値

組成名	廃材統計値	延床(m <sup>2</sup> )	一階床(m <sup>2</sup> )	統計数量値	建築設備補正	浄化槽等の加算	残地割合 ※5	廃材量(m <sup>2</sup> )	総廃材量(m <sup>2</sup> ) ※6	概要
木くず										①×②
ガレキ類										①×④×⑦
基礎										①×④×⑥
基礎以外										①×④×⑦
金属くず										①×④×⑥
基礎以外										①×④×⑥
ガラス										①×②
廃プラ										①×②×⑤
混合廃棄物										①×②×⑤+⑥
石膏ボード										①×②
陶器瓦										①×③
畳										①×②
							合計			①×②

- ※1 用途は推定再建築費の積算に適用したものと同様の用途を適用するものとする。「無」とする。
- ※2 用途が工場・倉庫で、建築設備(浄化槽等を除く)の全部が存しない場合は、「無」とする。
- ※3 浄化槽等の撤去義務を課さない場合は、加算しないものとする。
- ※4 陶器瓦・畳が存在する場合は、「有」とする。存在しない場合は「無」とする。
- ※5 残地割合：解体を行う一階床面積(残地)／一階床面積(小敷点以下第三位を四捨五入)
- ※6 総廃材量は、組成毎に小敷点以下第三位(小敷点以下第四位切捨て)まで計上する。

所有者氏名	整理番号
-------	------

### 廃材量集計表

単位：m<sup>3</sup>

廃材組成名	木くず	ガレキ類	金属くず	ガラス	廃プラ	混合廃棄物	石膏ボード	陶器瓦	畳	摘要
I 木造										小数点以下第三位 (小数点以下第四位切捨て)
	小計									小数点以下第二位 (小数点以下第三位四捨五入) 小数点以下第三位 (小数点以下第四位切捨て)
II 非木造										
	小計									小数点以下第二位 (小数点以下第三位四捨五入)
工作物										
	小計									
廃材量計①										

※木造、非木造、工作物それぞれの組成毎の総廃材量を計上する。各総廃材量は区分毎に合計して小数点以下第二位（小数点以下第三位四捨五入）で計上する。

所有者氏名	整理番号
-------	------

(2) 廃材運搬費

廃材組成名	廃材量計 ①	台数換算値 ② 基本 (4t車)	必要台数 ③= ①÷②	認定台数 ④			認定運搬距離 (km)	距離別単価 ⑤	廃材運搬費 ⑥=④×⑤	摘要
				(4 t 車)	(2 t 車)	(10 t 車)				
木くず		(4t車) 7.2	-	-	-	-				
ガレキ類		(4t車) 2.7	-	-	-	-				
金属くず		(4t車) 3.5	-	-	-	-				
ガラス		(4t車) 4.0	-	-	-	-				
廃プラ		(4t車) 10.5	-	-	-	-				
混合廃棄物		(4t車) 10.5	-	-	-	-				
石膏ボード		(4t車) 10.5	-	-	-	-				
陶器瓦		(4t車) 4.0	-	-	-	-				
量		(4t車) 10.5	-	-	-	-				
合計										
									(4)	

注) 1. 貨物自動車の車種は、4 t 車を基本とする。ただし、廃材量、現場の状況及び当該地域の道路事情等により、4 t 車を使用することが適当でないと認められる場合は 適切な車種 (2  
2. 「必要台数③」の端数処理については、小数点以下第二位 (小数点以下第三位四捨五入) で計上する。  
3. 廃材組成毎に運搬台数を認定するものとし、小数点以下に対する貨物自動車は、残量が積載可能な最小の車種を認定する。  
(例; 貨物自動車を 4 t 車と認定し、0. 5 台未満の端数が生じた場合は 2 t 車 1 台、0. 5 台以上の端数が生じた場合は 4 t 車 1 台とする。)

所有者氏名	整理番号
-------	------

(3) 廃材処分費

廃材組成名	廃材量計 ①	重量換算値 ② (m <sup>3</sup> /t)	処分数量 ③=①または ①÷②	廃材処分単価 ④ (円)	産廃税対象 数量 ⑤	産廃税単価 ⑥ (円)	産廃税額 ⑦=⑤×⑥ (円)	産廃処分費 ⑧=③×④+⑦	摘要
木くず									
ガレキ類									
金属くず									
ガラス									
廃プラ									
混合廃棄物									
石膏ボード									
陶器瓦									
量									
合計								(5)	



工事内訳明細書  
総括表

年 月 日

殿

受注者住所 \_\_\_\_\_  
受注者名及び代表者名 \_\_\_\_\_

別紙のとおり積算いたしました。

¥ \_\_\_\_\_

建物等の所有者	備 考
所在地	
構造用途	
規模	
工法	

積算概要

(注) 内 容

- ・ 単価について
- ・ 発生材について
- ・ 設計の有効期間
- ・ 解体の方法
- ・ その他積算についての概要



計画概要表（検討資料）

整理番号		検討月日		検討者		
所在地				用途地域		建ぺい率
土地所有者				容積率		その他
建物所有者				家族人員		占有者
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途
(1)		,	,	,	,	
(2)		,	,	,	,	
(3)		,	,	,	,	
(4)		,	,	,	,	
計		,	,	,	,	
敷地面積(A)	,	事業用地率 (B)／(A)	,	特記事項		
事業用地 面積(B)	,	残地建築 可能面積	,			
残地又は建築 可能面積(C)	,	建築可能 延べ面積	,			
営 業 の 実 態						
業 種		基 本 額	収 益	円		
従業員数			給 料	円		
一か月の 売 上			固定経費	円		
			計	円		
検討結果						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

計 画 概 要 表

所在地	建物所有者		敷地面積等の確認	m <sup>2</sup>	特記事項
	土地所有者				
道路関係	計画道路等	郡・区・私		1. 残地実測図 2. 図上求積 3. その他	用途に係るもの (機能)
	敷地に接面する道路	4. 2条2項路路(第号) m			
	都市計画	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域			
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業 工業専用・特別用途地区( ) 無指定 高度地区( ) 種・美観地区・風致地区第( ) 種			
建築基準法関係	防火指定	防火・準防火・無指定			設備に係るもの
	22条・23条指定地域	防火しなければならぬ範囲			
	建ぺい率	( ) % 敷地に二以上の地域・地区のある場合( ) %			
	角地適用	有・無(条件)			
	容積率	( ) % 敷地に二以上の地域・地区のある場合( ) %			
	絶対高さ	有・無( ) m			
	建築協定	有・無( )			
	壁面後退	有・無( )			
	斜線				
	北側斜線 隣地斜線 道路斜線 (図示)				

注 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

計画概要比較表

項目	A案	B案	C案
敷地面積 m <sup>2</sup> ( . )	建ぺい率 ( % )	. %	. %
	容積率 ( % )	. %	. %
	建物(計画)延べ面積	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>
	面積増減率	. m <sup>2</sup> ( . % )	. m <sup>2</sup> ( . % )
建築基準法その他法令上の問題点			
平面計画上の メリット及びデメリット メリット = (M) デメリット = (D)	(M)		
	(D)		
総合判断			
判定			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。







機械設備調査表

機械設備の所在地		調査年月日	調査者	整理番号	
機械設備の所有者の氏名又は名称		機械設備所有者の住所又は主たる事業所の所在地		業種区分 (産業分類)	
製造(加工)工程 (当該工場における製品等の製造、加工又は販売等の工程及び建物等の配置との関係が複雑な場合は、製造、加工等を行う製品ごとに第11条の「製造工程図」及び第12条の「動線配置図」を作成する。)					
稼動状況等					
法令の適合性等					
その他の					









機械設備直接工事費明細書

項目	内 訳	仕 様	単 位	単 価	復 元 金 額		再 築 金 額		備 考
					数量	金額	数量	金額	
据 付	①据付費	設備機械工	人						
		普通作業員	人						
		(据付労務費計) = a							
		仮設費	式						
	②機械基礎費	基礎工事費	式						
		基礎ボルト	本						
	③運搬費	復元運搬費	台						
		持込輸送費	台						
	④直接経費	総合試運転費	式						
		電力料等	× Hr						
付		機械経費	a × 2%						
	⑤補修費等	復元のみ	a × 20%						
	⑥材料その他								
直接工事費 (据付) 計									
撤 去	⑦撤去費	設備機械工	人						
		普通作業員	人						
		(撤去労務費計) = b							
		仮設費	式						
	⑧基礎撤去費		式						
	⑨直接経費	機械経費	b × 2%						
	⑩補修費等	復元のみ	b × 20%						
	⑪材料その他								
直接工事費 (撤去) 計									













算定年月	算定者
採用単価	消費税等相当額の補償の要否

改葬補償金算定書						
墳墓所在地	移転工法		整理番号			
墳墓所有者の住所	墳墓所有者の氏名					
種別	単位	数量	金額	消費税等課税対象額	備考	
改葬料	式	1				
墓碑移転料	式	1				
墳墓工作物移転料	式	1				
墳墓立竹木補償金	式	1				
廃材処分費及び運搬費	式	1				
計						
消費税等相当額						
補償額						

営業調査総括表

調査者		調査年月日				
氏名又は名称		住所 又は 所在地	☎ ( ) -	代表者氏名		
設立年月日		営業種目		資本金	円	
法人の組織 (支店等及び子会社)						
	名称		所在地			
	責任者の氏名		開設年月日		平均賃金	円
	営業種目		許認可等		従業員数	名
	敷地及び建物の所有関係					
	移転等の対象となる事業所等					
	製造、加工又は販売等の主な品目	主な仕入先	主な販売先(得意先)	売上構成		
				品目	構成比(%)	





営業補償金算定書（営業廃止の補償）

(単位：円)

氏名又は名称	補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
	営業補償等額			
	資産、商品、仕掛品等の売却損の補償額			
	その他資本に関して通常生ずる損失の補償額			
	解雇予告手当相当額の補償額			
	転業に通常必要とする期間中の休業手当相当額の補償額			
	その他労働に関して通常生ずる損失の補償額			
	転業に通常必要とする期間中の従前の収益（又は所得）相当額の補償額			
	解雇する従業員に対する補償額			
	消費税等抜き計			
	消費税等課税対象額			
	消費税等相当額			
	補償額合計			

営業補償金算定書（営業休止の補償）

氏名又は名称 (単位：円)

補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
固 定 的 経 費 の 額			
従 業 員 に 対 す る 補 償 額			
従 業 手 当 額 の 補 償 額			
休 業 期 間 中 の 収 益 減 又 は 所 得 減 の 補 償 額			
一 時 的 に 得 意 を 喪 失 す る 事 事 による 補 償 額			
通 常 生 ず る 損 失 の 補 償 額			
商 品 、 仕 掛 品 等 の 減 損 の 補 償 額			
移 転 広 告 費 そ の 他 店 舗 等 の 移 転 に 伴 い 通 常 生 ず る 損 失 の 補 償 額			
消 費 税 等 抜 き 計			
消 費 税 等 課 税 対 象 額			
消 費 税 等 相 当 額			
補 償 額 合 計			

(備考) 第8条「仮営業所を設置して営業を継続する場合」の補償額の算定にあたっては、本様式に準じて作成すること。

営業補償金算定書（営業規模縮小の補償）

氏名又は名称 (単位：円)

補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
固定資産の売却損の額			
解雇予告手当相当額の額			
その他資本及び労働の過剰遊休化により 通常生ずる損失の補償額			
経営効率が低下することにより 通常生ずる損失の補償額			
解雇する従業員に 対する補償額			
消費税等抜き計			
消費税等課税対象額			
消費税等相当額			
補償額合計			



得意先喪失補償額算定書

(1) 製造業

業種分類No.			業種内容：			法人・個人	
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	%	全従業員数	名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考			
〔A〕 売上高	① 売上高						
	② △売上値引等						
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの			
	計						
〔B〕 製品売上原価	〔a〕 材料費	① 期首材料棚卸高					
		② 材料仕入高					
		③ △期末材料棚卸高					
		計					
	〔b〕 人件費	① 雑給			臨時雇用の賃金・給与		
		計					
	〔c〕 経費	① 特許権利使用料					
		② 外注加工費					
		③ 動力・光熱費					
		④ 運搬費			外注運賃・自社車両費 (燃料・修繕費を含む。)		
		⑤ 消耗品費			消耗工具・器具を含む。		
		計					
	変動費合計((a)+(b)+(c))						
	(d) 総製造費用						
(e) 製品売上原価							
〔C〕 商品売上原価	① 期首商品棚卸高						
	② 商品仕入高						
	③ △仕入割引等						
	④ △期末商品棚卸高						
	計						
〔D〕 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費を含む。			
	② 発送配達費			荷造運搬費、車両燃料費、修繕費を含む。			
	③ 販売促進費			販売手数料、見本費を含む。			
	④ 雑給			臨時雇員の賃金・給与			
	⑤ 外注費						
	計						

(1) 製品売上原価

① 製造原価の中の総製造費用（材料費、人件費、経費）を固定費と変動費に分解する。

$$\frac{\text{変動費}}{\text{総製造費用}} = \frac{\text{ }}{\text{ }} = \boxed{\text{[E]}} \% \text{ (変動費率)} \quad (\text{小数点以下第4位切り捨て})$$

(注) 総製造費用 = 材料費 + 人件費 + 経費

② 製品売上原価の中の変動費

$$\begin{aligned} \text{変動費} &= \text{製品売上原価} \times \text{変動率} \\ &= (e) \times \text{[E]} = \boxed{\text{[F]}} \text{ 円} \end{aligned}$$

(注) 製品売上原価 = 期首製品棚卸高 + 当期製品製造原価 - 期末製品棚卸高

(2) 商品売上原価

$$\text{変動費} = \text{商品売上原価} = \boxed{\text{[C]}} \text{ 円}$$

(3) 販売費・一般管理費及び営業外費用の中から変動費を抽出する。

$$\text{変動費} = \boxed{\text{[D]}} \text{ 円}$$

(4) 限界利益率

$$\begin{aligned} \frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} &= \frac{\text{[A]} - \{ \text{[F]} + \text{[C]} + \text{[D]} \}}{\text{[A]}} \\ &= \boxed{\text{限界利益率}} \% \quad (\text{小数点以下第4位切り捨て}) \end{aligned}$$

(5) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率  
(1円未満切り捨て)

$$= \boxed{\text{補償額}} \text{ 円} \quad (\text{1円未満切り捨て})$$



得意先喪失補償額算定書

(3) 卸・小売業

業種分類（卸・小）No.		業種内容：			法人・個人	
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率	%	全従業員数 名
〔A〕 売上高	① 売上高					
	② △売上値引等					売上戻り、返品戻りを含む。
	③ 雑収入					収益認定の際に計上できるもの
	計					
〔B〕 売上原価	① 期首商品棚卸高					
	② 商品仕入高					
	③ △仕入値引等					仕入戻し、返品戻しを含む。
	④ △期末商品棚卸高					
	計					
〔C〕 販売費・一般管理費	① 容器包装費					荷造材料費
	② 発送配達費					荷造・運搬費、車両費、燃料費
	③ 販売促進費					販売手数料・見本費
	④ 雑給					臨時雇員の賃金・給与
	⑤ 外注費					
	⑥ 保管料					
	⑦ 保険料					商品保険料
	計					
〔D〕変動費合計（〔B〕+〔C〕）						

(1) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{〔A〕 - 〔D〕}{〔A〕} = \quad =$$

(小数点以下第4位切り捨て)

限界利益率                      %

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率  
(1円未満切り捨て)

=                                      (1円未満切り捨て)

補償額                              円

得意先喪失補償額算定書  
(4) 飲食・サービス業

業種分類(飲・サ) No.		業種内容:		法人・個人
資本金	千円	年間売上高	千円	売上減少率 %
				全従業員数 名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考
(A) 売上高	① 売上高			
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む。
	③ 雑収入			収益認定の際に計上できるもの
	計			
(B) 売上原価	① 期首商品(材料)棚卸高			
	② 商品(材料)仕入高			
	③ △仕入値引等			仕入戻し、返品戻しを含む。
	④ △期末商品(材料)棚卸高			
	計			
(C) 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費含む。
	② 発送配達費			荷造・運搬費
	③ 販売促進費			販売手数料・見本費
	④ 雑給			臨時職員の賃金・給与
	⑤ 水道光熱費			
	⑥ 外注費			
	計			
(D) 変動費合計{(B)+(C)}				

(1) 限界利率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{[A] - [D]}{[A]} = \frac{\quad}{\quad} = \quad$$

(小数点以下第4位切り捨て)

限界利益率 =            %

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額  
 従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率  
 (1円未満切り捨て)

=

(1円未満切り捨て)

補償額                            円



認定収益額算定書

(単位：円)

科目目	金額	摘要
① 営業利益		
② 販売費・一般管理費のうち (③+④)		
③		
④		
⑤ 営業外収益		
(⑥+⑦)		
⑥		
⑦		
⑧ 営業外費用		
(⑨+⑩)		
⑨		
⑩		
⑪ 特別利益		
(⑫+⑬)		
⑫		
⑬		
⑭ 特別損失		
(⑮+⑯)		
⑮		
⑯		
⑰ (①+②+⑤-⑧+⑩-⑬)		認定収益額

※科目は、損益計算書等の科目にあわせて記載する。

固定の経費内訳書

(単位：円)

科 目	認 定 金 額	消費税等課税対象額	摘要	付 属 明 細 書 番 号
合 計				

固定の経費付属明細書

(単位：円)

科目名	内	内	損益計算書 計上額	収益に加算 できる額	固定の経費 認定額	消費税等 課税対象額	摘要
	合計						



### 費用分解一覧表

年月日～年月日

(業種名： )

(単位：円)

勘定科目	金額	変動費(×) 固定費(○)の 別	変動費(×)	固定費(○)	摘要
<b>【売上原価】</b>					
<b>【製造原価】</b>					
<b>【工事原価】</b>					
<b>【販売費・一般管理費】</b>					
<b>【営業外費用】</b>					
合計					

(備考) 勘定科目は、調査した会計資料を元に記載すること。

移転広告費等算定書

(単位：円)

項 目	単 位	員 数	単 価	金 額	消費税等課税対象額	備 考
移転広告費						
移転通知費						
開店祝費						
粗品費						
捨て看板費						
その他の費用						
合計						

損益計算書比較表

(単位：円)

項目	年度又は期別	年度	(%)	年度	対前年比 (%)	年度	対前年比 (%)	備考
①	総売上高							
②	売上原価							
③	売上利益							
④	販売費及び一般管理費							
⑤	営業利益							
⑥ = ⑤ / ①	総売上高対所得率							
⑦ = ⑦ / ④	総売上高対経費率							

(備考) (%) は、小数点以下第2位切り捨てとする。

## 居 住 者 調 査 表

(自家・家主)	調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
建物所在地	都府県	郡市	区	町大字字	番地	
建物所有者住所	都府県	郡市	区	町大字字	番地	
建物所有者氏名又は名称	法人を代表する者の氏名及び住所			電話番号	局番(呼)	
土地の所有者住所・氏名						
建物取得年月日	年 月 日	建物の取得方法		居住年月日	年 月 日	
建 物 の 居 住 者						
続柄	氏名	生年月日		勤務先所在地	職業	
世帯主		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
建物に借家・借間人が居住している場合						
貸家の別 貸間	貸主	借家人氏名	家賃	貸家貸間面積	権利金 敷金	契約 年月日
			円	m <sup>2</sup>	円	契約書の有無 有・無
戸籍簿等の調査						
使用状況				居住面積		
摘要						
配偶者居住権に関する調査結果						
配偶者居住権の有無	有・無	存続期間	終身・年	権利の始期		
上記認定理由						
配偶者居住権者の氏名				配偶者居住権者の住所		

(備考) 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

居 住 者 調 査 表

(借家・借間)		調査者		調 査 年月日		整 理 番 号	
住 所	都 府 県	郡 市	区	町 大字 字 番地 村			
氏 名 又は名称				電話 番号	局 番(呼)		
続 柄	氏 名	生 年 月 日		職 業	勤務先所在地		
世帯主又は 法人を代表 する者			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
			年 月 日				
家主氏名			家 賃	月	円	権 利 金 敷 金	円
借 家 面 積	m <sup>2</sup>		借 間 面 積	m <sup>2</sup>		住 居 面 積	m <sup>2</sup>
借家・借間 契約年月日	年 月 日		契約 期間	年		賃 貸 借 契 約 書、住 の 民 票 等 有 無	
使用 状 況	入居日 年 月 日		入居 期間	年			
備 考	家賃差について、特筆すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。						



算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

<p style="margin: 0;">(1. +2. +3. +4.)</p> <h2 style="margin: 0;">動産移転料算定書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;"><u>¥. -</u></p>								
動産所有者の住所及び氏名		住所氏名		動産の所在地				
<p><b>1. 屋内動産</b> <span style="float: right;">¥. -</span></p>								
住居面積 (常時居住面積)	家族人員	仮住居等 經由の有無	移転工法	移転回数	建物所有者の氏名			
台数								
①標準台数	②人員による 加算台数	③個別調査 による台数	④小計 (①+②+③)	⑤移転回数	⑥延べ台数 (④×⑤)	⑦1台当り単価	⑧金額 (⑥×⑦)	合計
2t								
4t								
台数算定(住居面積別標準台数表の適用が困難な屋内動産)								
<p><b>2. 一般動産</b> <span style="float: right;">¥. -</span></p>								
①台数	特記事項			②移転回数	③延べ台数 (①×②)	④1台当り単価	⑤金額 (③×④)	合計
2t								
4t								
台数算定								
<p><b>3. 取扱いが困難な動産</b> <span style="float: right;">¥. -</span></p>								
品目・種別	個数	単価	移転回数	移転料	うち消費税等 課税対象額	摘要		
	×		×	=				
	×		×	=				
合計				_____				
<p><b>4. 消費税等相当額</b> <span style="float: right;">(1. +2. +3.) × 税率 =</span></p>								

算定年月日	算定者
採用単価	消費税等相当額の補償の要否

【土地を取得する場合】

<b>仮住居補償金調査算定書</b>								((1. 又は2.) + 3.)
								<b>¥. -</b>
建物番号	住所			氏名				
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別	移転工法	補償期間	現在家賃(月額)					
[仮住居等面積](㎡)	住居面積(㎡)	居住者数	特記事項					
<b>1. 賃借により仮住居等を確保する場合</b>								( ) ¥. -
標準家賃	① 標準家賃単価(月額)	② 仮住居等面積	①×②	③(①×②)の査定額 標準家賃(月額)	④当該地域において通常返還されない一時金(円)	⑤当該地域において通常返還される一時金(円)	摘要	
仮住居の権利金等の一時金相当額(A)	返さない一時金	③標準家賃(月額)	⑥(④/③) 補償月数	/			③×⑥ 補償額	
	返される一時金	③標準家賃(月額)	⑦(⑤/③) 補償月数	運用益損失率	⑧(1+r) <sup>n</sup> -1/(1+r) <sup>n</sup> r: 年利率 n: 仮住居補償期間(年)	③×⑦×⑧ 補償額		
家賃(B)	自家自用・配偶者居住権を有する者	③標準家賃(月額)	⑨仮住居補償期間(月)	/			③×⑨ 補償額	
	借家・借間	③標準家賃(月額)	⑩現在家賃(月額)	⑪(③-⑩) 家賃差額	⑨仮住居補償期間(月)	⑪×⑨ 補償額		
<b>2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合</b>								( ) ¥. -
① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ 現在家賃(月額)×仮住居補償期間(月)	/			①+②-③-④ 補償額	
<b>3. 消費税等相当額</b>								¥. -
消費税等課税対象額 (各補償額の上段( )書)				×	税率	=	¥. -	

※1 標準家賃(月額)が10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。  
 ※2 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

算定年月日	算定者
採用単価	消費税等相当額の補償の要否

【土地を使用する場合】

<b>仮住居補償金調査算定書</b>						((1.又は2.)+3.) ¥. -	
建物番号	住所			氏名			
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別	移転工法	補償期間	現在家賃(月額)				
[仮住居等面積](㎡)	住居面積(㎡)	居住者数	特記事項				
<b>1. 賃借により仮住居等を確保する場合</b>						( ) ¥. -	
標準家賃	① 標準家賃単価(月額)	② 仮住居等面積	①×② 標準家賃(月額)	③(①×②の査定額) 標準家賃(月額)	④当該地域において通常返還されない一時金(円)	⑤当該地域において通常返還される一時金(円)	摘要
仮住居の権利金等の一時金相当額(A)	返さない一時金	③ 標準家賃(月額)	⑥(④/③) 補償月数	/			③×⑥ 補償額
	返される一時金	③ 標準家賃(月額)	⑦(⑤/③) 補償月数				運用益損失率
家賃(B)	自家自用・配偶者居住権を有する者	③ 標準家賃(月額)	⑨ 仮住居補償期間(月)	⑩ 使用対象地の地代補償額×使用期間(月)			③×⑨-⑩ 補償額
	借家・借間	③ 標準家賃(月額)	⑪ 現在家賃(月額)	⑫(③-⑪) 家賃差額	⑬ 仮住居補償期間(月)	⑭ 仮住居補償期間(月)	⑫×⑬ 補償額
<b>2. 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合</b>						( ) ¥. -	
① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ 使用対象地の地代補償額(月額)×仮住居補償期間(月)	⑤ 現在家賃(月額)×仮住居補償期間(月)	/		①+②-③-④-⑤ 補償額
<b>3. 消費税等相当額</b>						¥. -	
消費税等課税対象額 (各補償額の上段( )書)			×	税率	=	¥. -	

※1 標準家賃(月額)が10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。  
 ※2 賃借により仮住居等を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

<b>仮倉庫補償金調査算定書</b>						((1.又は2.)+3.)
						<b>¥. -</b>
建物番号		住所		氏名		
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別		移転工法		補償期間		現在家賃(月額)
						返還されない権利金 等一時金相当月数
[仮住居等面積](㎡)		現在の使用面積 (㎡)		特記事項		
<b>1. 賃借により仮倉庫を確保する場合</b>						( )
① 所要面積	② 1㎡当たり保管料	①×②	③ (①×②の査定額) 標準家賃(月額)	④ 補償期間(月)	⑤ 荷役料	(③×④)+⑤ 補償額
						¥. -
<b>2. 賃借により仮倉庫を確保することが著しく困難な場合</b>						( )
土地を取得する場合	① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ その他控除額	①+②-③-④ 補償額	
土地を使用する場合	① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ その他控除額	①+②-③-④ 補償額	
<b>3. 消費税等相当額</b>						¥. -
消費税等課税対象額 _____ × 税率 _____ = _____ (各補償額の上段( )書)						

※1 標準家賃(月額)が10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。  
 ※2 2. 賃借により仮倉庫を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

標準家賃単価算出表(月額)

建物の種類	戸建て・集合										
建物の構造	木造・非木造（S造・LGS造・RC造・SRC造）										
建物の用途	住宅・店舗・事務所・倉庫・その他（ ）										
間取り	1R・1K・1DK・2K・2DK・2LDK・3DK 3LDK・4DK・4LDK・その他（ ）										
適用面積	㎡ ～ ㎡										
経過年数	年 ～ 年										
設備	浴室（単独・共同・無）・トイレ（単独・共同）										
その他											
番号	建物面積 (㎡)	間取り	返金される 一時金 ヶ月分(又は円)	返金されない 一時金 ヶ月分(又は円)	経過年数 年	共益費 円	駐車料 円	月額賃料 円	㎡あたり 賃料 円/㎡	備考	
標準家賃単価(月額)							(消費税等 含む・含まない)				円/㎡

※1 取引事例は、原則として消費税等抜きの月額賃料を計上する。





算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	

( (A) + (B) + (C) )					
<b>借家人補償金調査算定書</b>					
<b>¥. -</b>					
建物番号		住所		氏名	
現在の契約条件	①借家面積 (㎡)	②家賃 (円)	③返還される一時金 (円)	返還されない一時金 (円)	居住期間 (入居開始時期)
①現在の借家面積 (㎡)	④補正率	⑤ (①×④) 補正後借家面積 (㎡)	補正理由等		特記事項
標準家賃	⑥標準家賃単価 (月額) (円)	⑤補正後借家面積 (㎡)	⑦ (⑥×⑤) 標準家賃 (月額) (円)	⑧当該地域において通常返還されない一時金 (円)	⑨当該地域において通常返還される一時金 (円)
			()		
権利金等一時借入に要する費用相当額 (A)	返還されない一時金	⑦標準家賃 (月額)	⑩ (⑧/⑦) 補償月数	補償額	
	返還される一時金	⑦標準家賃 (月額)	⑪ (⑧/⑦) 補償月数		
				補償額	
			③従前貸主からの返還見込額 (円)	⑫ $(1+r)^n - 1 / (1+r)^n$	⑬ $(⑦ \times ⑩ - ③) \times ⑫$
				運用益損失率 <small>r: 年利率</small> <small>n: 賃借期間</small>	
家賃差補償額 (B)	⑦標準家賃 (月額)	②現在家賃 (月額)	⑬ (⑦-②) 家賃差額	⑭ 補償年数	⑮ $⑬ \times ⑭ \times ⑫$
	()	()	()		補償額
<b>消費税等相当額 (C)</b>					
¥. -					
返還されない一時金 _____					
返還される一時金 _____					
家賃差補償額 _____					
税率 _____					
_____ 合計 × _____ = _____					

※1 住宅用以外は消費税等の課税対象であるため、消費税等課税対象額を計上する。

算定年月日		算定者	
採用単価		消費税等相当額の補償の要否	要・費

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>祭し料算定書</span> <span>(①+②) ¥.-</span> </div>								
祭し料・弔祭料の 対象となる施設	所在地 所有者					種別		
被補償者	住所又は所在地							
	氏名又は名称							
	法人の代表者の住所							
	法人の代表者の氏名							
<b>① 祭し料</b>						¥0.-		
番号	種別等	数量	単位	単価	補償額	消費税等課税対象額		備考
						単価	金額	
						( )	( )	
						【 ]	【 ]	
合計								
<b>② 消費税等相当額</b>						¥0.-		
					税率			
消費税等課税対象額					×	=		
消費税等課税対象額 (軽減税率)					×	=		
合計						=		

備考1 金額欄の上段( )書には消費税等課税対象額を記載する。  
 備考2 金額欄の下段【 ]書には軽減税率が適用される消費税等課税対象額を記載する。





現在の敷地、及び建物等

建物番号	大字	字	地番	公簿面積	実測面積 (又は利用面積)	取得単価	土地価格	固定資産評価額	摘要			
									登記の有無 (表示・保存)	構造・用途・種別	印刷税額	建築確認 の要否
合計												
土 地												
建 物 等												
合計												

※1 実測面積(利用面積)は移転または代替地等を取得するために処分する必要がある雑地の面積を含む一画地の面積とする。

※2 印刷税額は建設業法において契約書の作成が義務付けられている業種について計上するものとし、契約単位(一券注単位)ごとの印刷税額に於いて印刷税法第7条別表1により算定した額を計上する。

### 設計及び工事監理に要する費用

所有者氏名: [ ]

人件費単価=技師C/8h 0÷8h=0円/時間

棟番号	構造	延べ面積 (㎡) ①	移転工法	建築物の種類	用途等 の分類	類別 用途 区分	設計及び工事監理等の業務量				合計 a	人件費単価 (円/時間) b	直接人件費 c=a×b	直接間接 経費 d=a×b	同一設 計補正 e	設計・工事監理料	
							業務量	下限面積 ②	面積差分 (①-②)	1㎡当り 業務量						工法別 補正率	計
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
合計																	

(100円未満切り捨て)

## 消費税等調査表

(1/2)	調査者		年月日	
都道府県	郡市	区	町村	大字
調査対象者	住所	都道府県	郡市	区町村 大字
	氏名又は 法人・代表者名			
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分	
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産	
基準期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日			
調査・ 収集した 資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る通知書 <input type="checkbox"/> 適格請求書発行事業者登録に係る取消届け書 <input type="checkbox"/> その他の資料			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

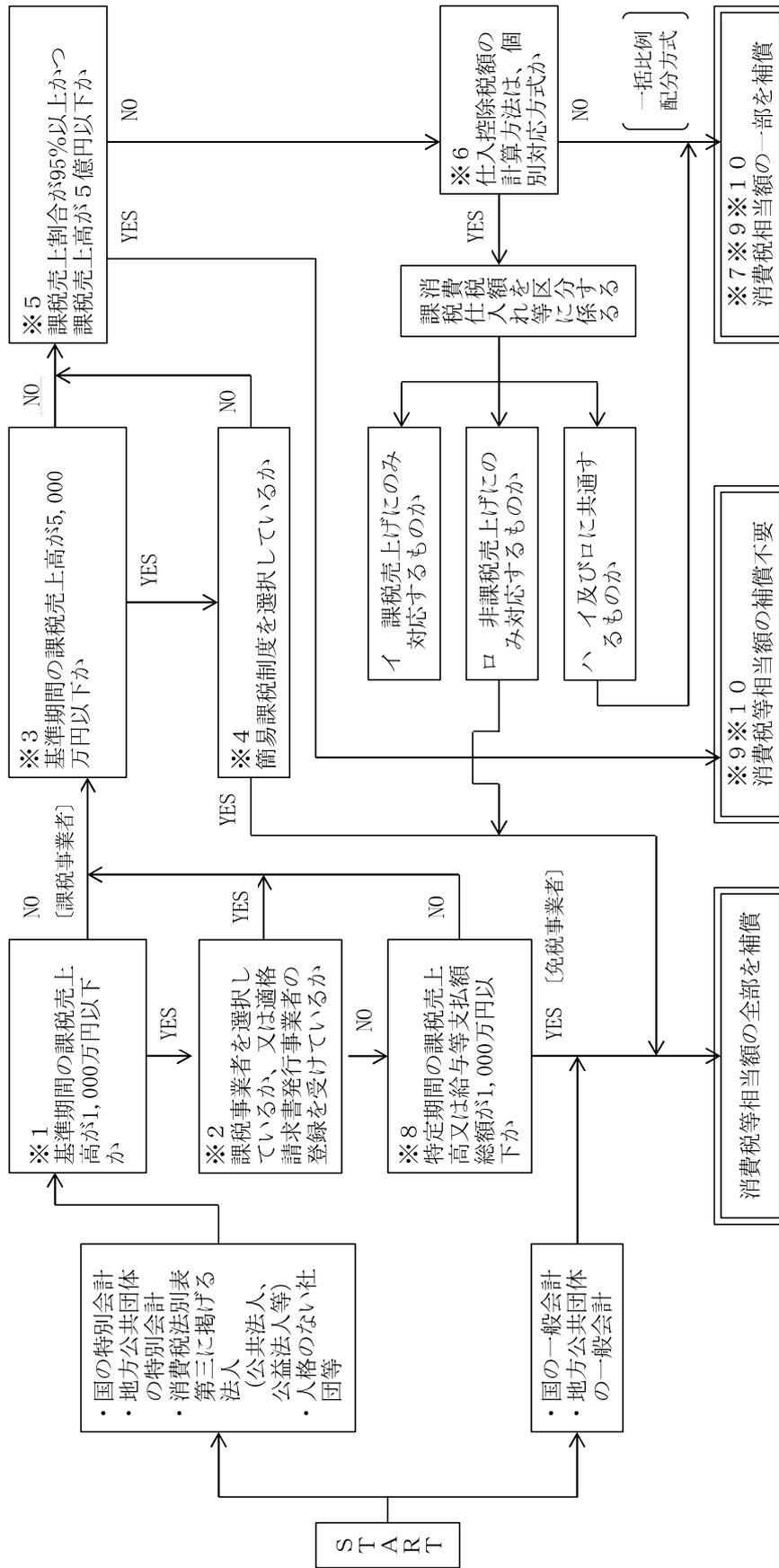
2 本調査表には、表1-1若しくは表1-2「消費税等相当額補償の要否判定フロー」を添付すること。

(2/2)

本 則 課 税 事 業 者 関 係	資 料	前年（個人）又は前事業年度の 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」		<input type="checkbox"/> 有（下記へ） <input type="checkbox"/> 無	
		「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認書 類」の有無及び承認割合について ※本資料は補償対象物件が共用（課税・非課税資 産）である場合のみ収集する。		<input type="checkbox"/> 有（個別対応方式の 共用資産へ） <input type="checkbox"/> 無（下記へ）	
	補 償 用 課 税 売 上 割 合	① 課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円 ② 資産の譲渡等の対価の額（税抜き） _____ 円 ③ 土地買収代金額等 （区分地上権、地役権設定代金を含む） _____ 円			
	補 償 用 課 税 売 上 割 合 の 算 出 ①／(②+③)	$\frac{\text{① 円}}{\text{② 円} + \text{③ 円}} = \text{ } \%$			
	補 償 用 課 税 売 上 割 合 の 率	補償用課税 売上割合率	<input type="checkbox"/> 95%以上である <input type="checkbox"/> 95%未満である（下記へ）		
	補 償 用 課 税 売 上 高	補償用課税 売上高の額	<input type="checkbox"/> 5億円超えである（下記へ） <input type="checkbox"/> 5億円以下である		
	採 用 方 式	前年又は前事業年度の 「消費税及び地方消費 税確定申告書（控）」	<input type="checkbox"/> 一括比例配分方式を採用している （一括比例配分方式へ） <input type="checkbox"/> 個別対応方式を採用している （個別対応方式へ）		
	個 別 対 応 方 式	補償対象物件	<input type="checkbox"/> イ 課税売上げにのみ対応するもの <input type="checkbox"/> ロ 非課税売上げにのみ対応するもの <input type="checkbox"/> イ及びロに共通するもの（下記へ）		
	個 別 対 応 方 式 の 共 用 資 産	一 部 補 償	消費税相当額×（1－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合） 円×（1－0. _____）＝		
	一 括 比 例 配 分 方 式		消費税相当額×（1－補償用課税売上割合） 円×（1－0. _____）＝		



消費税等相当額補償の要否判断フロー  
(国若しくは地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等の場合)



(注) ① 消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税等相当額をいう。  
 ② 上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、適正に損失の補償等を算定するものとする。  
 ③ 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整される。したがって、調整が行われる場合は、その調整される部分の消費税等相当額の補償が必要となる。

## 〔留意事項〕

### ※1

#### (1) 基準期間

個人事業者…その年の前々年

法人…その事業年度の前々事業年度（その前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）

#### (2) 基準期間のない法人の納税義務

その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く。）のうち、その事業年度（課税期間）開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）については、その基準期間がない事業年度の納税義務が免除される。ただし、新規設立法人のうち、次の①及び②のいずれの要件にも該当する特定新規設立法人についてはその基準期間がない事業年度の納税義務が免除されない。

特定新規設立法人の要件

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること
- ② ①の他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えていること

#### (3) 収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」等  
—基準期間が免税事業者の場合
- ② 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等  
—基準期間が課税事業者の場合
- ③ 「法人設立届出書」又は「個人事業の開廃業等届出書」
- ④ 「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」
- ⑤ 「消費税課税事業者届出書」又は「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」
- ⑥ 「適格請求書発行事業者登録に係る通知書」又は「適格請求書発行事（新設）業者登録に係る取消届出書」  
免税事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日を含む課税期間において、適格請求書発行事業者の登録を受けることにより、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、課税事業者になる。
- ⑦ その他必要となる資料

### ※2 収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 「消費税課税事業者選択届出書」又は「消費税課税事業者選択不適用届出書」
- ② 「高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書」  
高額特定資産又は自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合は、当該高額特定資産等

の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から一定の期間について、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用が制限されるため、課税事業者を選択していない場合でも、原則として課税事業者になる。

- ③ その他必要となる資料

※3、4 収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等  
② 「消費税簡易課税制度選択届出書」又は「消費税簡易課税制度不適用届出書」  
③ その他必要となる資料

※5

（1）課税売上割合の算定

前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」の課税売上割合欄中の「資産の譲渡等の対価の額」に今回土地買取代金額（区分地上権、地役権設定代金を含む。）を加算した額により算定する。

（2）収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等（原則として前年又は前事業年度）  
② その他必要となる資料

※6 収集資料（次の資料のうち、判定に必要となる資料を収集する。）

- ① 「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」等（原則として前年又は前事業年度）  
② その他必要となる資料

※7

① 個別対応方式を選択している場合

$$\text{消費税等相当額補償} = \text{ハの消費税等相当額の全部} \times (1 - \text{課税売上割合})$$

（注） 課税売上割合は、※5で算定した割合による。

ただし、「課税売上割合」に代えて、「課税売上割合に準ずる割合」の承認を税務署長から受けている場合にあつては、その割合による。

② 一括比例配分方式を選択している場合

$$\text{消費税等相当額補償} = \text{消費税等相当額の全部} \times (1 - \text{課税売上割合})$$

（注） 課税売上割合は、※5で算定した割合による。

※8

（1）特定期間

特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合には、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいう。ただし、前事業年度が1年でない場合などの特定期間についてはこれと異なるので注意されたい。

(2) 給与等支払額

給与等支払額とは、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の合計額である（未払い給与等は対象とはならない）。支払明細書の控えや源泉徴収簿からの所得税の課税対象とされるものを合計して算出する。

※9

「居住用賃貸建物」に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とならないこととされているため、当該フロー上「消費税等相当額の補償不要」又は「消費税等相当額の一部補償」に至る場合であっても、補償対象物件が「居住用賃貸建物」に該当する場合にあっては、別途かかる消費税相当額の補償が必要となる点に注意されたい。

※10

消費税等調査上、免税事業者の適用条件を満たしながらも、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において、適格請求書発行事業者の登録を受けている場合（その後、取消して効力がない場合は除く。）にあっては、小規模業者に係る税額控除に関する経過措置として、いわゆる2割特例を選択できることとなる。

本特例は、課税仕入れを実額によらず課税売上高の一定割合（80%）をもって課税仕入れとみなすものであり、通常の事業活動による課税仕入れでない損失の補償等の消費税及び地方消費税は仕入税額控除されないため、当該フロー上「消費税等相当額の一部を補償・補償不要」に至る場合であっても、被補償者が本特例を適用して消費税を申告する場合には、別途かかる消費税等相当額の補償が必要となる点に注意されたい。

## 申 出 書

秋田県が施行する \_\_\_\_\_ 工事のため、秋田県から \_\_\_\_\_ (注) \_\_\_\_\_ の補償を受けるに当たり、当該補償金に関し、当方が消費税法等の規定に従い負担することとなる消費税及び地方消費税については、補償は不要であるので申出します。

年 月 日

殿

住 所

氏 名

### 備 考

- 1 (注)は、「物件移転料その他通常受ける損失の補償」、「その他通常受ける損失の補償」、「建物等について生じた損傷等に係る費用等」等の申出対象となる補償金の内容を簡潔に記載する。
- 2 申出を受ける者及び申出者は、原則として当該契約の当事者とする。

消費税等相当額算定調書〔建物移転料等の通常生じる損失の補償〕

【一般補償】		氏名					
補償項目	税抜き補償額(a)	消費税等課税対象額		消費税等相当額		補償金額(a)+(d)	備考
		対象項目	対象金額(b)	一部補償の場合の補正率(c)	金額(d)=(b)×消費税率×(c)		
建物移転料	円	(a)-①+②	円		円	円	①産業廃棄物税= ②発生材 =
工作物移転料		(a)-①+②					①産業廃棄物税= ②発生材 =
立竹木補償金	伐採補償 移植補償	消費税等課税対象額の合計額					
	代替工作物 設置補償	(a)×1.0					
動産移転料		(a)×1.0					
仮借家による 居住 補償金	借家による 場合	賃借期間が1ヶ月未満の場合 (a)×1.0			—		*賃借期間が1ヶ月以上の場合は課税対象外
	仮設建物の建設の場合	借地期間 1ヶ月未満 (a) 1ヶ月以上 (a)-①					①借地料= *発生材価格を控除して税抜き補償額を算定している場合は控除前の額
	動産の保管	倉庫業者に委託する場合 (a)×1.0					*倉庫業者に委託しない場合は課税対象外
家賃減収補償金		—	—	—	—		
借家人補償金		借家等の建物が営業用の場合 (a)					*借家等をしている建物が住宅の場合は課税対象外
移転 雑費 補償金	移選業者選定	① + ②					①報酬額= ②交通費=
	転定自己選定	②					②交通費=
	先費						
	法令上の 手続費用	① + ②					①報酬額= ②交通費=
	移転通知費 旅費・その他 の雑費	(a)-(①+②+③)					①日当= ②収入印紙= ③神主等謝礼等=
就業不能 損失		—	—	—	—		
計		—	—	—	—		
改葬補償金		(a)-①					①埋葬料・火葬料=
祭り料補償金		(a)-(①+②)					①のりと料= ②読経料=
営業補償金	—	—	—	—	—		別記2の消費税相当額及び補償金額を転記
合計	—	—	—	—	—		

## 消費税等相当額算定調書について

- 注1. 「消費税等相当額」は、各補償項目ごとに円未満を切り捨てるものとする。
- 注2. 「一部補償の場合の補正率」は、次により算出するものとする。
- (1) 個別対応方式の共用資産である場合は、（1－補償用課税売上割合又は共用資産の承認割合）とする。
  - (2) 被補償者が一括比例配分方式を選択している場合は、（1－補償用課税売上割合）とする。  
\* 「補償用課税売上割合」とは、前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」の課税売上割合欄中の「課税資産の譲渡等の対価の額」を同欄中の「資産の譲渡等の対価の額」に今回の土地買収代金額（区分地上権、地役権設定代金を含む。）を加算した額で除して得た割合である。  
\* 「共用資産の承認割合」とは、「課税売上割合」に代えて、「課税売上割合に準じる割合」として税務署長から承認を得た割合である。
- 注3. 除却工法、復元工法及び複合工法（曳家改造、曳家切取等）により建物を移転する場合の建物移転料における消費税等相当額は、「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて（通知）」（令和元年9月25日土地・建設産業局総務課長通達）により移転費用を区分のうえ、算定するものとする。
- 注4. 建物移転料及び工作物移転料の「税抜き補償額」において、「発生材価額」を控除して算定している場合は、「消費税等課税対象額」に当該発生材価格を加算して「消費税等相当額」を算定するものとする。
- 注5. 建物移転料及び工作物移転料の「税抜き補償額」において、「産廃税」を加算して算定している場合は、「消費税等課税対象額」に当該産廃税を控除して「消費税等相当額」を算定するものとする。
- 注6. この算定調書に掲載のない補償項目においては、課長通達に基づき費用を区分のうえ、消費税等相当額を算定するものとする。
- 注7. 消費税率とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）において定められている消費税及び地方消費税の税率とする。
- 注8. 消費税等相当額算定調書の移転雑費の備考欄に掲げる金額等については内訳書（様式任意）を作成するものとする。

## 消費税等相当額算定調書【公共補償】

補償項目	税抜き 補償額 (a)	消費税等課税対象額		消費税等 相当額 (c)=(b) × 消費税率	氏名	
		対象項目	対象金額 (b)		補償金額 (a) + (c)	備考
建設費	円 ①-②+③-④	①-②+③	円	円	円	①代替施設の建設費 = ②財産価値の 減耗分 = ③撤去費 = ④発生材価格 =
移転費		(a) × 1.0				
建設雑費 その他通常要 する費用		①+②				①建設付随経費（設計費等） = ②移転雑費補償金（一般補償 に準じる） =
維持管理費		(a) × 1.0				
法令の規定に 基づく機能回 復の特例		(a) × 1.0				
合計						

- 注1. 消費税等相当額は、各補償項目ごとに円未満を切り捨てるものとする。
- 注2. 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等は、特定収入割合が5%を超える場合には、仕入控除税額が調整されることとなるため、その場合にあつては、調整される部分の消費税等相当額を補償するものとする。
- 注3. 公共補償基準第8条の建設費については、「代替施設の建設費-財産価値の減耗分+撤去費」が対象額となるので留意すること。
- 注4. この算定調書に掲載のない補償項目においては、「国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて（通知）」（令和元年9月25日土地・建設産業局総務課長通達）に基づき費用を区分のうえ、消費税等相当額を算定するものとする。
- 注5. 消費税率とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）において定められている消費税及び地方消費税の税率とする。

移転計画案検討概要書 (企業概要)

所在地										
名称及び代表者名										
業種										
製造、加工、販売等										
原材料、製品及び商品の種類										
主な仕入先										
先売先										
移転工法										
上留意事項										
敷地面積 (A)	・ m <sup>2</sup>	事業用地面積 (B)	・ m <sup>2</sup>	(B) / (A)	%					
用途地域等の公法上の規制	用途地域	建ぺい率	容積率	その他						
特記事項										
	組 織 図									
	製品等の製造工程流れ図									

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

移転工法（計画）案検討概要書

項目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 （建物、機械設備等の移転方法及び移転期間）			
移転計画の特長 （メリット）			
移転計画の 問題点 （デメリット）			
移転費用概算額			
総合判断			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

移転工法（計画）各案の比較表

項目	A 案	B 案	C 案
移転対象建築物の 範囲及び移転の 方法 （補償建築物の棟 数面積、概算 額、その他）			
主たる工作物（ 機械設備等）の 移転範囲及び方 法 （機種名、概算 額、その他）			
敷地内の動線 （駐車場、緑地、 原料、製品等の 置場面積）の確 保状況			
営業補償等に係 るもの （休業する部門 補償概算額、そ の他）			

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

補償金総括表

契約金額	¥	金額	日	年月日	被補償者住所	摘要
前払金額	¥				氏名	
後払金額	¥				生年月日	
契約年月日				年月日		
変更契約日				年月日		
土地引渡期限				年月日		
変更移転期限				年月日		
関係権利者との契約年月日				年月日	法人の代表者の住所氏名	
登記年月日				年月日		
土地引渡物件移転完了年月日				年月日	法定代理人住所氏名	
検査年月日				年月日		
前金払年月日				年月日	代理受取人住所氏名	
支払完了年月日				年月日		
補償項目	金額	前払金	後払金			
土地所有権の補償						
土地に関する所有権以外の権利の補償						
土地に関する権利以外						
内 物件移転料						
訳 其他						
計						







## 補償説明記録簿

説明場所			
説明年月日	年 月 日	時間	自 至
出席者	説明者		
	相手方		
説明内容及び質疑			
特記事項			
主任調査員	調査員	管理技術者	担当技術者





(管理者) 殿

起 業 者

〔 土 地 収 用 法 第 18 条 〕 第2項  
 〔 公共用地の取得に関する特別措置法第4条 〕  
 第4号の規定に基づく意見について（照会）

今般、秋田県が施行する 工事のため必要な土地について 〔 土地収用法第16条 〕  
 〔 公共用地の取得に関する 〕  
 特別措置法第4条 〕の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する貴職管理に係る  
 下記調書記載の土地（物件）を起業地に編入することについて 〔 同法第18条 〕 第2項第4号の規定  
 〔 同法第4条 〕  
 に基づく意見を承りたく照会します。

記

調 書

県郡市町村大字及び 字 の 名 称	現に供している事業 （ 施 設 ） の 種 類	供している土地の面積	備 考

(行政機関の長) 殿

起 業 者

〔 土 地 収 用 法 第 18 条 〕 第2項  
〔 公共用地の取得に関する特別措置法第4条 〕  
〔 第5号の規定に基づく意見について（照会） 〕

今般、秋田県が施行する

工事のため必要な土地について

〔 土地収用法第16条

公共用地の取得に関する

特別措置法第4条

の規定により事業の認定を申請するに当たり、起業地内に存する下記調書記載の

土地（物件）を起業地に編入することについて

〔 同法第18条

同法第4条 〕

第2項第5号の規定に基づく意見を

承りたく照会します。

記

調 書

県郡市町村大字 及び字の名称	現に供している 事業(施設)の種類	利 用 制 限 名 法 令 名	起業地に編入する面積	備 考
			m <sup>2</sup>	

(管理者) 殿

起 業 者

{
}

**土 地 収 用 法 第 18 条**

**公共用地の取得に関する特別措置法第4条**

**第3号の関連事業の施行について（協議）**

第2項

今般、秋田県が施行する 工事に伴い貴 管理に係る下記調書記載の  
 を 必要が生じ、関連事業として施行したいので、貴 の同意を得たく  
 協議します。

記

調 書

図面 表示 番号	県、郡、市、町、村、大字 及び字の名称	現に供して いる事業(施 設)の種類	計 画		現 況		備考
			延 長	幅 員	延 長	幅 員	

(行政機関の長) 殿

起 業 者

〔 土 地 収 用 法 第 18 条 〕  
〔 公共用地の取得に関する特別措置法第4条第6号の規定に基づく意見について（照会） 〕 第2項

今般、秋田県が施行する

工事に必要な土地について

〔 土地収用法第16条

公共用地の取得に関する特

別措置法第4条

〕の規定により事業の認定を申請するに当たり、下記の工事を施行することについて

〔 同法第18条

〕第2項第6号の規定に基づく意見を承りたく照会します。

〔 同法第4条

記

- 1 免許、許可又は認可等に係る工事の概要
- 2 その他必要と認められる事項及び図書等

## 用地取得状況表

[事業名] 工事 ( ) ( ) 年 月 日

(1) 用地解決状況表

事業 項目	土地所有者及び関係人		用地取得状況	
	解決者数 解決者数(人) 地権者総数(人)	解決率 %	取得面積 取得面積(m <sup>2</sup> ) 必要面積(m <sup>2</sup> )	取得率 %
全体	＝	%	＝	%
本体事業				
附帯事業				
関連事業				

(2) 残件内訳表

図面 番号	土地所有者及び 関係人氏名	土地 所在	買収となる土地 面積		支 障 物 件	土地所有者及び 関係人の主張	起業者の 対応	交渉回数 及び方法	備 考
			地目	積 m <sup>2</sup>					

(注1) 地権者の欄は、共有地(相続地)の場合、○○外名と記載する。また、関係人の権利の内容(例：借地人、地役権等)を氏名の前に記載する。

(注2) 土地の所在欄は、大字まで記載する。

(注3) 地目欄は、現況地目を記載する。

(注4) 支障物件欄は、住家、工作物、立木等を記載する。

(注5) 相手方主張欄は、補償額、代替地、補償工事、起業地変更、事業反対、公害問題等と記載し、その内容について詳しく記載する。また、共有地(相続地)の場合で、共有者が異なる者について、主張別に記載する。

(注6) 方法欄は、直買、公社、仲介者等の別を記載する。

(注7) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。



様式第106号

建築物等調査書

調査番号	調査番号
所有者	

		事前調査	調査日
		調査者	
		事前調査	調査日
		調査者	

損傷調査書

調査番号	建物番号	建物等所在地	事前調査		事後調査	調査年月日	確認年月日	調査者	事後の状況	備考	写真番号	損傷の状況	備考
			事前調査	事後調査									
所有者住所		氏名	占有者氏名										
名称(室名)			事前調査										
			各部仕上材										
			写真番号										
			損傷の状況										
			事前調査										
			事後調査										
			調査者										
			確認者										
			調査年月日										
			確認年月日										
			調査者										
			確認者										

様式第108号

--	--

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
	

(写真貼付)	
--------	--

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
	

--	--

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
	

注 撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

建物等の費用負担額算定書

所在地					整理番号	
建物所有者				電話		算定年月日
法人代表者						採用単価
所有者住所						用途
建物面積		1階床面積	2階床面積	延床面積	構造概要	
直接工事費計 [A]	共通仮設費 ※建物の構造部を [A]×3%=[B]		純工事費 [A]+[B]=[C]		諸経費 [C]×率=[D] [F]×率=[G]	工事費 [C]+[D]=[E]
直接廃材運搬費 [F]				%	廃材運搬費 [F]+[G]=[H]	
廃材処分費 [I]	発生材価格 [J]		その他経費[K] (消費税対象額)		消費税等相当額 ([E]+[H]+[I]+[K])×率=[L]	費用負担額 [E]+[H]+[I]-[J]+[K]+[L]
工種		算定内訳				直接工事費
<b>1. 仮設工事費</b>						計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>2. 補修工事費</b>						計
<b>(1) 土工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(2) 地業工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(3) 基礎工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(4) コンクリート工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(5) 型枠工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(6) 鉄筋工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(7) 鉄骨工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(8) 組積工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額

<b>(9)防水工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(10)屋根工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(11)石工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(12)タイル工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(13)左官工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(14)木工工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(15)金属工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(16)建具工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(17)ガラス工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(18)塗装工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(19)内外装工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(20)設備工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(21)その他工事費(工作物等)</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>(22)解体工事費(上記補修工事費に必要な解体)</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額	
<b>3. 矯正工事費</b>						計	
<b>(1)沈下矯正工事費</b>						小計	
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法					金額
		P × ( A × α × β )					

計算式	$\begin{aligned} & \text{〔沈下修正工事単価〕〔建築面積〕〔規模補正率〕〔2階建補正率〕} \\ & \times \left( \frac{B}{\text{〔工法係数〕}} \times \gamma \right) \times \frac{C}{\text{〔作業環境補正率〕}} \times \frac{D}{\text{〔施工面積補正率〔基礎費〕〕}} \\ & \times \left( \times \times \times \right) \times \left( \times \right) \times + \end{aligned}$					
<b>(2) 柱の傾斜矯正工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(3) 敷居の隙間矯正工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額
<b>(4) 土台の取替え工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$\begin{aligned} & \frac{U}{\text{〔根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価〕}} \times \frac{m}{\text{〔根がらみ施工面積〕}} + \frac{V}{\text{〔土台の取替え工事費〕}} \\ & \times + \end{aligned}$					
<b>(5) 柱の根継ぎ補強工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法				金額
計算式	$\begin{aligned} & \frac{U}{\text{〔根がらみ1㎡当たりの土台補強工事単価〕}} \times \frac{m}{\text{〔根がらみ施工面積〕}} + \frac{V}{\text{〔柱の根継ぎ補強工事費〕}} \\ & \times + \end{aligned}$					
<b>(6) 矯正工事に伴い必要となる土間コンクリート又は木造ころばし床組等の解体・新設等の補修工事費</b>						小計
出典(コード番号)	単価名称	形状寸法	単位	単価	施工数量	金額

様式第110号

# 土地調査書

秋田県が施行する 工事のため必要な土地について下記のとおり調査を作成する。

年 月 日

地域振興局長

印

調査者氏名

印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

土地所有者住所  
氏名又は名称

印

年 月 日

関係人住所  
氏名又は名称

印

記

郡 区  
市 町  
村 地内

県

大字	字	地番	公簿		取得し、又は使用しようとする土地 現況地目	面積		所有権以外の権利のうち用益物権等 権利者の氏名		所有権以外の権利のうち担保物権等 権利者の氏名		摘要
			地目	積		積	種類	種類	種類	種類		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第111号

# 物件調書

秋田県が施行する  
 取得  
 工事のため、移転の対象となる物件について下記のとおり調書を作成する。  
 使用

年 月 日

地域振興局長

印

調査者氏名

印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日

物件所有者住所  
氏名又は名称

印

年 月 日

関係人住所  
氏名又は名称

印

## 記

郡 区 町 村  
 市 町 村  
 県  
 地内

大字	字	地番	種類	形状寸法	単位	数量	所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		土地所有者の氏名	移転義務の有無	摘要
							種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第112号

年 月 日

殿

受注者 住所  
氏名

担当技術者通知書

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償業務の名称	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

別紙

担当技術者経歴書

1 氏名及び生年月日

2 現住所

3 最終学歴 年 月 日 卒業

4 法令による免許等 年 月 日 取得  
〔以下列記〕

5 職歴 年 月 日  
〔以下列記〕

6 賞罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

(注) 職歴については、担当した業務経歴を記入する

様式第113号

用地調査等業務の施行に関する指示書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年 月 日                 </div>							
業務の名称							
指 示 事 項	添付図面 葉						
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="padding: 5px;">総括調査員</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">主任調査員</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">調査員</td> <td></td> </tr> </table>	総括調査員		主任調査員		調査員	
総括調査員							
主任調査員							
調査員							
上記事項について指示します。							
上記指示について承諾しました。	年 月 日	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="padding: 5px;">管理技術者</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">担当技術者</td> <td></td> </tr> </table>	管理技術者		担当技術者		
管理技術者							
担当技術者							

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

用地調査等業務の施行に関する承諾書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     年 月 日                 </div>			
業務の名称			
承 諾 事 項	添付図面	葉	
			管理技術者
			担当技術者
	上記事項について承諾願います。		
上記事項を承諾します。		総括調査員	
年 月 日		主任調査員	
		調査員	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第 1 1 5 号

用地調査等業務の施行に関する協議書 年 月 日					
業務の名称					
協 議 事 項					
摘 要					
上記事項について協議します。  年 月 日		総括調査員		管理技術者	
		主任調査員		担当技術者	
		調査員			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

## 打 合 せ 記 録 簿

業務の名称					
打合せ場所					
打合せ年月日		年 月 日 ( )	時 間	自	至
出席者	発注者				
	受注者				
打合せ内容及び質疑					
特記事項					
総括調査員	主任調査員	調 査 員	管理技術者	担当技術者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。